

伊予市
高齢者保健福祉計画
第7期介護保険事業計画



2018（平成30）年3月

伊 予 市

はじめに

わが国では、総人口が減少する中、高齢者の増加により高齢化率は上昇の一途をたどり、昨今、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる「2025年問題」が大きくクローズアップされています。

本市においては、国よりも早いスピードで高齢化が進行しており、2025（平成37）年には市民のおよそ5人に1人が後期高齢者となる見込みとなっています。



今後、高齢単身世帯及び夫婦のみ世帯、また要介護者及び認知症高齢者の更なる増加が予想されることから、介護サービスの利用拡大に伴う給付費の増大、担い手である介護人材の確保など、高齢者を取り巻く様々な課題への対策・対応はますます重要となってまいります。

そのような中、本市では、「やすらぎとぬくもり」のある長寿幸福社会の実現を目指し、「伊予市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、市民一人一人が、要介護状態となっても「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくり」を目標に掲げ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、介護保険制度の安定的かつ円滑な運営を図りつつ、伊予市の特性や実情に見合った高齢者保健福祉施策を総合的に取り組んでいくこととしております。

市民の皆様をはじめ、関係機関・関係団体の皆様におかれましても、相互に支え合いながら、健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、ご尽力いただきました伊予市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定審議会委員の皆様、アンケート等を通じ貴重なご意見、ご提言を賜りました多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

2018（平成30）年3月

伊予市長 武智 邦典

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画策定体制	4
5 日常生活圏域の設定	5
第 2 章 高齢者等に関する現状	7
1 人口等の実績	7
2 第 6 期計画期間における給付実績	12
3 人口等の将来推計	17
4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	20
5 在宅介護実態調査結果の概要	38
第 3 章 計画の基本方向	47
1 基本理念	47
2 重点目標	48
3 本計画における事業の構成	49
第 4 章 施策の展開	51
1 地域支援事業の現状と施策の推進	51
2 その他の高齢者福祉事業の現状と施策の推進	65
3 介護保険サービスの基盤整備	72
第 5 章 計画の推進	89
1 計画の推進体制	89
2 計画の進行管理と評価	89
第 6 章 参考資料	91
1 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会条例	91
2 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会委員名簿	93
3 市内施設・事業所等略図	95

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の65歳以上人口は、2017（平成29）年10月1日現在3,515万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は27.7%（総務省人口推計概算値）となっています。今後も総人口の減少と高齢者人口の増加で高齢化率は上昇し、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年には30%を超えると予測されています。また、65歳以上の一人暮らし高齢者の増加は男女ともに顕著であり、2015（平成27）年には男性約192万人、女性約400万人、高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合は男性13.3%、女性21.1%となっています。

こうしたなか、社会保障給付費が年々増大しており、大きな社会問題となっています。75歳を超えると要介護認定率、受療率ともに上昇することから、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（平成37）年以降は、社会保障給付費がさらに増大すると見込まれています。

本市では、国より早いスピードで高齢化が進行しており、2017（平成29）年9月末現在で、高齢化率が32.2%、後期高齢化率が16.7%となっています。人口推計結果では、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年には、後期高齢化率が20.3%に達する見込みとなっており、本市の65歳以上人口は2018（平成30）年にピークを迎え、その後は減少に転じる見込みとなっています。

このような社会構造の変化や、様々な高齢者のニーズに応えるために、国においては地域の事情に応じて可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

本市におきましても、介護の必要な高齢者や一人暮らしの高齢者、認知症の高齢者など、地域全体で見守る必要のある高齢者はさらに増加するものと予想されることから、介護保険サービスの充実・質の向上はもとより、地域の実情に応じた、住民等の多様な主体が参画した多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進する必要があります。

本計画は、市民一人一人が高齢になっても自らの持てる能力を発揮しながら、いつまでも健康でいきいきと暮らせる地域社会の構築をめざし、来るべき高齢社会のあるべき姿を視野に入れながら、高齢者一人一人が自立し、住み慣れた地域で安心していきいきと生活を送ることができるまちづくりをめざして、策定するものです。

【第7期介護保険事業計画策定における国の基本指針】

第7期介護保険事業計画の策定にあたって国が示す基本指針においては、市町村介護保険事業計画のポイントとして、以下の項目が示されています。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進

市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みとして、都道府県による市町村に対する支援事業の創設、目標設定と財政的インセンティブの付与の規定等が制度化される。

(2) 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進

あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる社会を実現するため、地域福祉支援計画と調和を保つ。

(3) 2018（平成30）年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保

県・市町村の医療・介護担当者や関係機関を交えた「協議の場」を通じ、地域医療構想を踏まえた、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する整合性を確保する。

(4) 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進

特に認知症の人を介護している家族等に対する相談・支援体制の強化や、家族・介護施設従事者等に対する高齢者虐待防止対策の取組が重要である。

(5) 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

介護離職防止の観点から、働きながら介護に取り組む家族や今後の仕事と介護の両立に不安を持つ就業者の実情を把握した上で、必要な介護サービスの取組や見込量を定める。

全国介護保険担当課長会議(2017(平成29)年7月3日開催)資料
介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)より

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「第7期介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

(2) 他の計画との関係

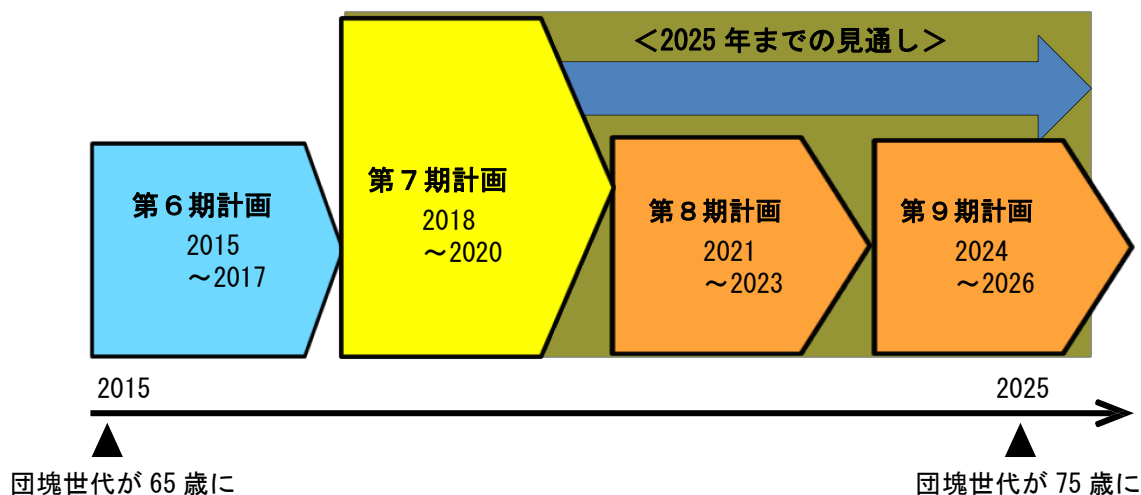
市の関連する保健、福祉分野の計画、住まいに関する計画、国・県との整合性を図るとともに、第6期計画の成果等を十分検討した上で策定しました。

また、愛媛県の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」で、保健福祉圏域単位に介護保険施設サービス量の見込みが定められること、保健・医療に関連する分野は「第7次愛媛県地域保健医療計画」において、保健医療圏単位に医療提供体制が定められることなどから、愛媛県、中予保健所、近隣市町との意見調整を行いました。

3 計画の期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は3年間とします。

前計画の期間が、2015（平成27）年度から2017（平成29）年度であったことから、本計画期間は2018（平成30）年度から2020（平成32）年度となりますが、2025（平成37）年度までの中長期的な視野に立った施策を展開します。



4 計画策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定においては、国の方針に従って、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施して、計画策定の基礎資料としました。

■調査概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査目的	要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況および各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的とする。	主として、要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方を検討するために在宅の要介護者の状態把握を行うことを目的とする。
調査対象	2017(平成29)年2月7日現在、伊予市にお住まいの65歳以上の方 2,000名 (要介護1～5の認定を受けている方は除く)	2016(平成28)年4月1日～2017(平成29)年1月4日の間に要介護(支援)認定更新申請・区分変更申請を行った方で伊予市在住の在宅の方(ケアハウス、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅入居者は対象に含む)
調査方法	郵送による配布と回収	
実施期間	2017(平成29)年2月24日～3月10日	2017(平成29)年2月24日～3月31日
回収状況	1,754(有効回収票)／2,000(配布件数)＝87.7%(有効回収率)	757(有効回収票)／800(配布件数)＝94.6%(有効回収率)

(2) 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会での審議

本計画の策定に当たり、有識者、保健・医療・福祉分野の担当者、被保険者代表等からなる伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会を設置し、今後の高齢者福祉、介護保険事業等のあり方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

開催日		議題
第1回	2017(平成29)年8月1日	第7期介護保険事業計画の概要説明 アンケート調査結果の報告
第2回	2017(平成29)年10月11日	高齢者福祉施策の現状と課題 介護保険サービスの提供実績について
第3回	2017(平成29)年12月14日	第7期介護保険事業計画の素案について
第4回	2018(平成30)年2月8日	介護保険サービス給付の見込について 介護保険料について 意見公募結果について 事業計画の答申案について

5 日常生活圏域の設定

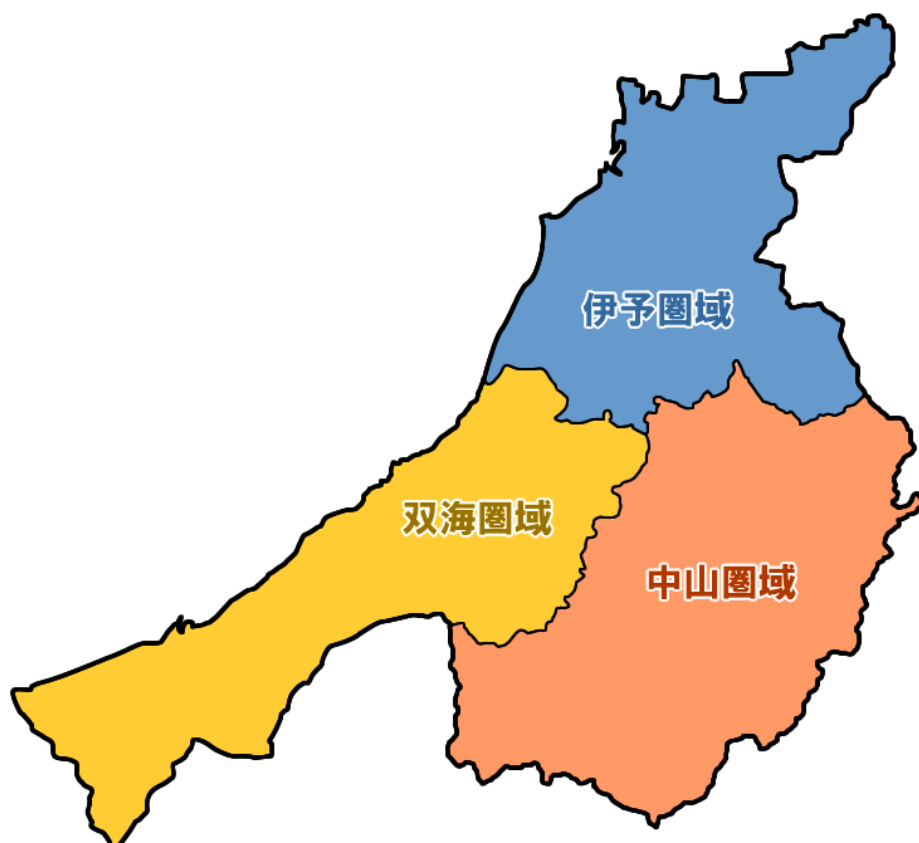
高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも暮らせるよう、市民が日常生活を営むために行動している範囲ごとに区分した日常生活圏域を設定し、その範囲内で保健・医療・福祉サービス等の利用が完結するように、サービス基盤の整備を進めています。

本市においては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付費等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、前期計画と同様に3つの圏域を設定します。

圏域別の人口、高齢者数、高齢化率は次のとおりです。

■日常生活圏域の状況（2017（平成29）年9月末現在）

日常生活圏域	伊予圏域	中山圏域	双海圏域
人口(人)	30,523 人	3,091 人	3,946 人
高齢者数(人)	8,767 人	1,538 人	1,788 人
高齢化率(%)	28.7%	49.8%	45.3%



圏域別の介護サービス基盤の状況は、次のとおりです。

■日常生活圏域の状況（施設数、括弧内は定員数）

		伊予 圏域	中山 圏域	双海 圏域	計
介護予防支援事業所		1	0	0	1
居宅介護支援事業所		9	1	2	12
居宅サービス事業所	訪問介護	8	2	3	13
	訪問入浴介護	0	0	0	0
	訪問看護	4	3	0	7
	訪問リハビリテーション	2	0	0	2
	通所介護	8	2	2	12
	通所リハビリテーション	4	0	0	4
	短期入所生活介護	2	2	1	5
	短期入所療養介護	1	0	0	1
	特定施設入居者生活介護	1	0	0	1
	福祉用具貸与	3	0	0	3
	特定福祉用具販売	3	0	0	3
地域密着型サービス事業所	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	5	2	0	7
	認知症対応型通所介護	4	0	0	4
	療養通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	2	0	0	2
	複合型サービス	0	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	7(126)	1(18)	1(18)	9(162)
	特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
施設サービス	介護老人福祉施設	2(100)	1(30)	1(50)	4(180)
	介護老人保健施設	2(144)	0	0	2(144)
	介護療養型医療施設	1(16)	0	0	1(16)
介護予防・生活支援サービス事業所	訪問介護	8	2	3	13
	通所介護	13	4	2	19

伊予市調べ 参考：厚生労働省 介護サービス情報公表システム

第2章 高齢者等に関する現状

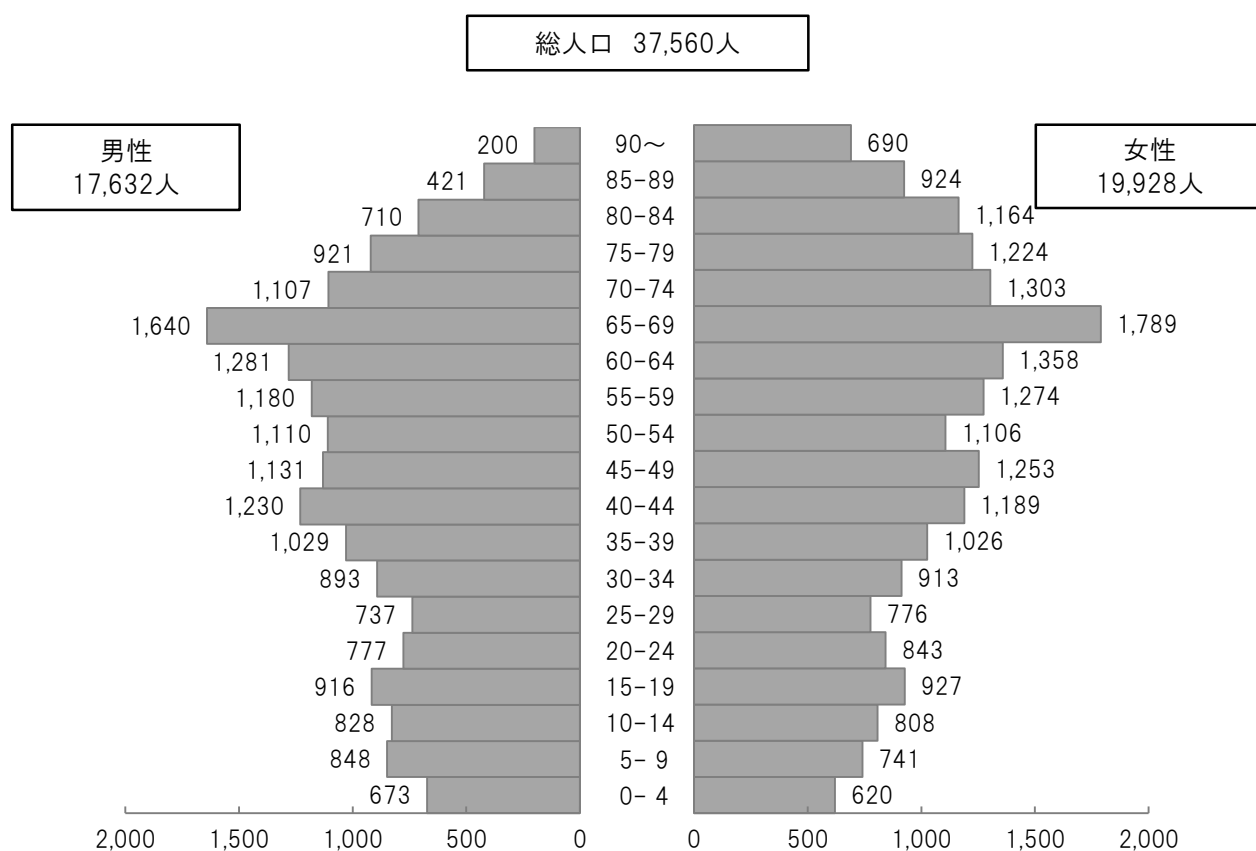
第2章 高齢者等に関する現状

1 人口等の実績

(1) 人口構成

本市の2017（平成29）年9月末現在の人口は、男性17,632人、女性19,928人で合計37,560人となっています。年齢階層別にみると、「65～69歳」が男性1,640人、女性1,789人と突出して多くなっています。

■人口ピラミッド



出展：住民基本台帳 2017（平成29）年9月末現在

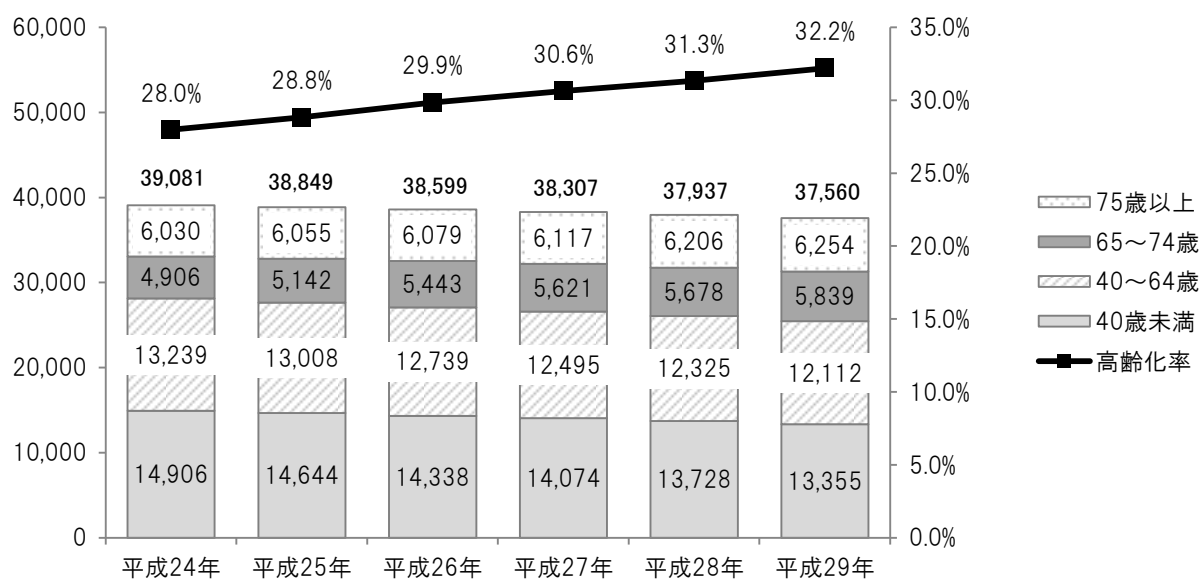
(2) 人口実績の推移

本市の総人口は、2012（平成24）年の39,081人から、2017（平成29）年には37,560人と、1,521人減少しています。年齢階層別に見ると、65歳以上人口は増加していますが、64歳未満人口は減少しています。

(単位：人)

年齢		人口実績（外国人を含む）					
		2012 （平成24）年	2013 （平成25）年	2014 （平成26）年	2015 （平成27）年	2016 （平成28）年	2017 （平成29）年
	第1号被保険者 （65歳以上）	10,936	11,197	11,522	11,738	11,884	12,093
	（内 75歳以上）	6,030	6,055	6,079	6,117	6,206	6,254
	第2号被保険者 （40～64歳）	13,239	13,008	12,739	12,495	12,325	12,112
	40歳未満	14,906	14,644	14,338	14,074	13,728	13,355
総人口		39,081	38,849	38,599	38,307	37,937	37,560
高齢化率		28.0%	28.8%	29.9%	30.6%	31.3%	32.2%
後期高齢化率		15.4%	15.6%	15.7%	16.0%	16.4%	16.7%

人口実績の推移



出展：住民基本台帳 各年9月末時点

■日常生活圏域別人口の推移

(伊予圏域)

(単位：人)

年齢		人口実績(外国人を含む)					
		2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
	第1号被保険者 (65歳以上)	7,655	7,889	8,161	8,387	8,560	8,767
	(内 75歳以上)	3,923	3,950	3,986	4,069	4,204	4,277
	第2号被保険者 (40～64歳)	10,563	10,440	10,303	10,179	10,107	9,998
	40歳未満	12,752	12,634	12,428	12,257	12,019	11,758
総人口		30,970	30,963	30,892	30,823	30,686	30,523
高齢化率		24.7%	25.5%	26.4%	27.2%	27.9%	28.7%
後期高齢化率		12.7%	12.8%	12.9%	13.2%	13.7%	14.0%

(双海圏域)

(単位：人)

年齢		人口実績(外国人を含む)					
		2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
	第1号被保険者 (65歳以上)	1,789	1,795	1,829	1,833	1,809	1,788
	(内 75歳以上)	1,121	1,128	1,122	1,109	1,078	1,065
	第2号被保険者 (40～64歳)	1,462	1,434	1,377	1,303	1,257	1,212
	40歳未満	1,265	1,165	1,126	1,080	1,011	946
総人口		4,516	4,394	4,332	4,216	4,077	3,946
高齢化率		39.6%	40.9%	42.2%	43.5%	44.4%	45.3%
後期高齢化率		24.8%	25.7%	25.9%	26.3%	26.4%	27.0%

(中山圏域)

(単位：人)

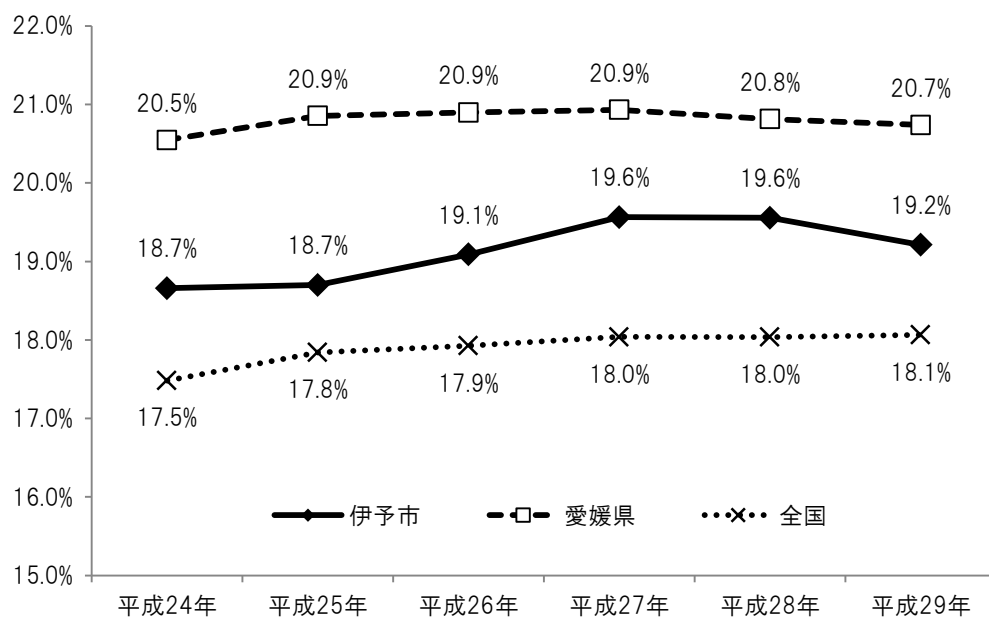
年齢		人口実績(外国人を含む)					
		2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年
	第1号被保険者 (65歳以上)	1,492	1,513	1,532	1,518	1,515	1,538
	(内 75歳以上)	986	977	971	939	924	912
	第2号被保険者 (40～64歳)	1,214	1,134	1,059	1,013	961	902
	40歳未満	889	845	784	737	698	651
総人口		3,595	3,492	3,375	3,268	3,174	3,091
高齢化率		41.5%	43.3%	45.4%	46.5%	47.7%	49.8%
後期高齢化率		27.4%	28.0%	28.8%	28.7%	29.1%	29.5%

出展：住民基本台帳 各年9月末時点

(3) 第1号被保険者の要介護認定率の推移

本市における第1号被保険者の認定率は、2012（平成24）年の18.7%が2015（平成27）年には19.6%と0.9ポイント上昇しましたが、2017（平成29）年はやや認定率が下がり19.2%となっています。全国、愛媛県平均の認定率と比較すると、各年で愛媛県平均は下回っていますが、全国平均よりは高い認定率となっています。

第1号被保険者の要介護認定率の推移



出展：厚生労働省 介護保険事業状況報告 2012（平成24）～2016（平成28）年は9月末時点、
2017（平成29）年は6月末

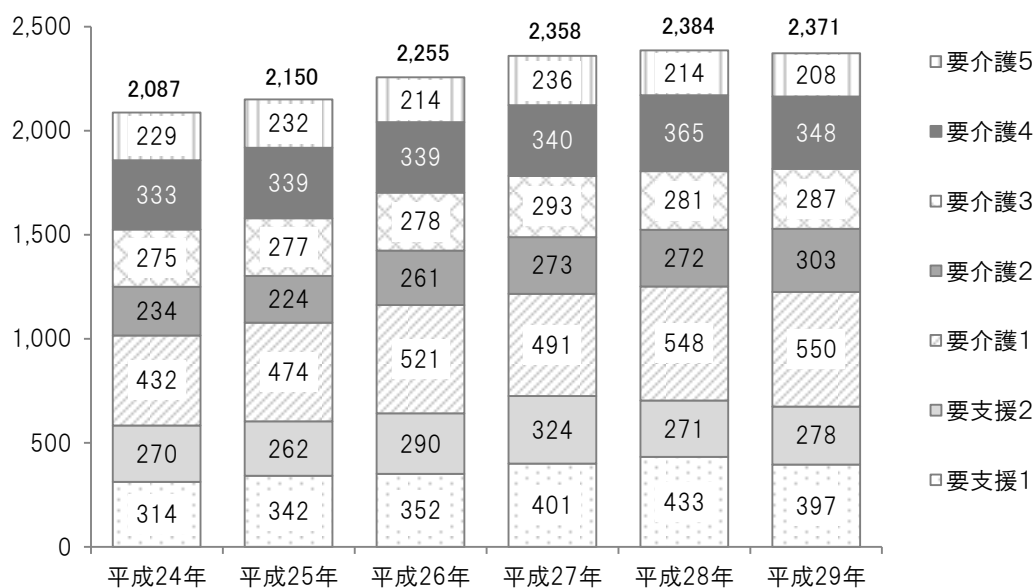
(4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移は、2012（平成24）年2,087人から2017（平成29）年2,371人となっており、284人増加しています。要介護度別に見ると要支援1、要介護1、要介護2がそれぞれ50人以上増加しています。

(単位：人)

	2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	構成比(%) (2017(平成29)年)
要支援1	314	342	352	401	433	397	16.7%
要支援2	270	262	290	324	271	278	11.7%
要介護1	432	474	521	491	548	550	23.2%
要介護2	234	224	261	273	272	303	12.8%
要介護3	275	277	278	293	281	287	12.1%
要介護4	333	339	339	340	365	348	14.7%
要介護5	229	232	214	236	214	208	8.8%
総認定者数	2,087	2,150	2,255	2,358	2,384	2,371	100.0%

要支援・要介護認定者数の推移



出展：厚生労働省 介護保険事業状況報告 2012(平成24)～2016(平成28)年は9月末時点、
2017(平成29)年は6月末

2 第6期計画期間における給付実績

(1) 介護給付

①居宅サービス

第6期計画における計画値と実績値を比較すると、2016（平成28）年度において給付実績が計画値を上回ったサービスは、「訪問入浴介護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所リハビリテーション」「福祉用具貸与」となっています。

（単位：千円、人）

サービスの種類		2015(平成27)年度			2016(平成28)年度		
		給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
居宅サービス		1,358,210	1,480,104	91.8	1,299,647	1,453,283	90.1
訪問介護	給付費	188,085	193,589	97.2	196,204	195,882	100.2
	延べ利用人数	3,212	3,444	93.3	3,274	3,504	93.4
訪問入浴介護	給付費	5,511	5,508	100.0	6,971	5,508	126.6
	延べ利用人数	87	96	90.6	95	96	99.0
訪問看護	給付費	77,969	81,998	95.1	78,211	82,803	94.5
	延べ利用人数	1,898	2,040	93.0	1,997	2,076	96.2
訪問リハビリテーション	給付費	2,245	1,322	169.8	2,577	1,339	192.5
	延べ利用人数	103	48	214.6	105	48	218.8
居宅療養管理指導	給付費	15,148	13,640	111.1	17,280	13,766	125.5
	延べ利用人数	2,334	2,292	101.8	2,499	2,316	107.9
通所介護	給付費	492,250	512,712	96.0	384,948	469,641	84.1
	延べ利用人数	5,786	6,264	92.4	4,818	5,760	83.6
通所リハビリテーション	給付費	123,860	129,920	95.3	140,845	131,366	107.2
	延べ利用人数	1,443	1,488	97.0	1,619	1,500	107.9
短期入所生活介護	給付費	204,279	265,658	76.9	210,237	267,931	78.5
	延べ利用人数	2,098	2,244	93.5	2,020	2,280	88.6
短期入所療養介護	給付費	8,432	16,077	52.4	8,213	16,241	50.6
	延べ利用人数	97	120	80.8	94	132	71.2
特定施設入居者生活介護	給付費	161,694	184,384	87.7	172,998	192,780	89.7
	延べ利用人数	904	1,044	86.6	980	1,092	89.7
福祉用具貸与	給付費	75,512	71,019	106.3	78,007	71,683	108.8
	延べ利用人数	5,986	5,796	103.3	6,162	5,868	105.0
特定福祉用具販売	給付費	3,227	4,277	75.4	3,157	4,343	72.7
	延べ利用人数	112	132	84.8	99	132	75.0

※計画対比については、小数点第2位を四捨五入しています。また、各サービス別給付費の合計は、千円単位以下の取扱いにより、一致しない場合があります。（以下同様）

②地域密着型サービス

第6期計画における計画値と実績値を比較すると、2016（平成28）年度において給付実績が計画値を上回ったサービスは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「認知症対応型通所介護」「地域密着型通所介護」となっています。

（単位：千円、人）

サービスの種類		2015(平成27)年度			2016(平成28)年度		
		給付実績	計画値	計画 対比	給付実績	計画値	計画 対比
地域密着型サービス		489,027	524,875	93.2	607,531	649,385	93.6
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	1,412	0	－	6,397	0	－
	延べ利用人数	5	0	－	39	0	－
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	延べ利用人数	0	0	－	0	0	－
認知症対応型 通所介護	給付費	24,728	23,139	106.9	24,707	23,336	105.9
	延べ利用人数	225	216	104.2	207	216	95.8
小規模多機能型 居宅介護	給付費	52,850	82,622	64.0	66,965	132,316	50.6
	延べ利用人数	302	540	55.9	362	864	41.9
認知症対応型 共同生活介護	給付費	410,037	419,114	97.8	397,081	444,434	89.3
	延べ利用人数	1,699	1,728	98.3	1,813	1,836	98.7
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	延べ利用人数	0	0	－	0	0	－
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費	0	0	－	0	0	－
	延べ利用人数	0	0	－	0	0	－
複合型サービス	給付費	0	0	－	0	0	－
	延べ利用人数	0	0	－	0	0	－
地域密着型通所介護	給付費				112,381	49,299	228.0
	延べ利用人数				1,400	600	233.3

③施設サービス

第6期計画における計画値と実績値を比較すると、2016（平成28）年度において給付実績が計画値を上回ったサービスは、「介護老人保健施設」となっています。

（単位：千円、人）

サービスの種類		2015(平成27)年度			2016(平成28)年度		
		給付実績	計画値	計画 対比	給付実績	計画値	計画 対比
介護保険施設サービス		1,217,488	1,200,955	101.4	1,207,882	1,207,768	100.0
介護老人福祉施設	給付費	554,405	563,814	98.3	562,326	566,882	99.2
	延べ利用人数	2,265	2,304	98.3	2,378	2,316	102.7
介護老人保健施設	給付費	552,725	516,260	107.1	576,969	520,238	110.9
	延べ利用人数	1,991	1,884	105.7	2,075	1,896	109.4
介護療養型医療施設	給付費	110,359	120,881	91.3	68,586	120,648	56.8
	延べ利用人数	376	372	101.1	261	372	70.2

④その他の介護サービス

第6期計画における計画値と実績値を比較すると、2016（平成28）年度の「居宅介護支援」は計画値を若干上回りました。

（単位：千円、人）

サービスの種類		2015(平成27)年度			2016(平成28)年度		
		給付実績	計画値	計画 対比	給付実績	計画値	計画 対比
住宅改修	給付費	10,585	12,237	86.5	9,827	12,448	78.9
	延べ利用人数	107	132	81.1	111	132	84.1
居宅介護支援	給付費	128,375	130,285	98.5	136,157	131,947	103.2
	延べ利用人数	9,718	10,140	95.8	10,177	10,296	98.8

(2) 予防給付

① 居宅サービス

第6期計画における計画値と実績値を比較すると、2016（平成28）年度においては、半数以上のサービスで計画値を上回りましたが、全体では計画値を下回っています。

（単位：千円、人）

サービスの種類		2015(平成27)年度			2016(平成28)年度		
		給付実績	計画値	計画 対比	給付実績	計画値	計画 対比
介護予防サービス		185,258	186,320	99.4	176,003	188,537	93.3
介護予防訪問介護	給付費	40,509	37,252	108.7	40,110	37,749	106.3
	延べ利用人数	2,080	2,040	102.0	2,088	2,076	100.6
介護予防 訪問入浴介護	給付費	0	0	-	0	0	-
	延べ利用人数	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	給付費	13,934	10,816	128.8	14,280	10,960	130.3
	延べ利用人数	498	372	133.9	474	384	123.4
介護予防訪問リハビリ テーション	給付費	353	0	-	60	0	-
	延べ利用人数	16	0	-	2	0	-
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	1,789	1,374	130.2	1,446	1,393	103.8
	延べ利用人数	281	228	123.2	215	228	94.3
介護予防通所介護	給付費	73,574	77,741	94.6	71,458	78,777	90.6
	延べ利用人数	2,830	2,652	106.7	2,905	2,688	108.1
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	24,108	23,308	103.4	22,449	23,618	95.1
	延べ利用人数	826	672	122.9	813	684	118.9
介護予防 短期入所生活介護	給付費	3,989	1,962	203.3	2,466	1,988	124.0
	延べ利用人数	89	48	185.4	76	48	158.3
介護予防 短期入所療養介護	給付費	30	0	-	117	0	-
	延べ利用人数	1	0	-	3	0	-
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	17,336	24,072	72.0	13,004	24,108	53.9
	延べ利用人数	241	276	87.3	189	264	71.6
介護予防 福祉用具貸与	給付費	8,345	8,353	99.9	8,989	8,480	106.0
	延べ利用人数	1,855	1,620	114.5	2,017	1,644	122.7
特定介護予防 福祉用具販売	給付費	1,292	1,442	89.6	1,626	1,464	111.1
	延べ利用人数	51	60	85.0	65	60	108.3

②地域密着型介護予防サービス

第6期計画における計画値と実績値を比較すると、いずれのサービスも2016（平成28）年度において給付実績が計画値を上回っており、なかでも介護予防認知症対応型共同生活介護は計画値の5倍近くとなっています。

（単位：千円、人）

サービスの種類			2015(平成27)年度			2016(平成28)年度		
			給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
地域密着型介護予防サービス			9,106	7,410	122.9	17,195	4,708	365.2
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費		3,213	1,964	163.6	2,690	1,990	135.2
	延べ利用人数		55	36	152.8	38	36	105.6
介護予防小規模多機能 型居宅介護	給付費		847	0	－	1,156	0	－
	延べ利用人数		17	0	－	19	0	－
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費		5,045	5,446	92.6	13,350	2,718	491.2
	延べ利用人数		27	24	112.5	62	12	516.7

③その他の介護予防サービス

第6期計画における計画値と実績値を比較すると、いずれのサービスも2016（平成28）年度において給付実績が計画値を上回っています。

（単位：千円、人）

サービスの種類			2015(平成27)年度			2016(平成28)年度		
			給付実績	計画値	計画対比	給付実績	計画値	計画対比
介護予防住宅改修	給付費		8,473	6,649	127.4	7,459	6,750	110.5
	延べ利用人数		92	84	109.5	79	84	94.0
介護予防支援	給付費		25,230	21,113	119.5	24,822	21,394	116.0
	延べ利用人数		5,672	5,052	112.3	5,629	5,136	109.6

3 人口等の将来推計

(1) 人口推計結果

人口推計は、2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年までの住民基本台帳人口を用いてコーホート変化率法により行いました。

いわゆる団塊の世代が後期高齢者になる、2025（平成 37）年を見据えた計画の策定が国の基本指針に示されていることから、2025（平成 37）年までの推計人口を算出しました。

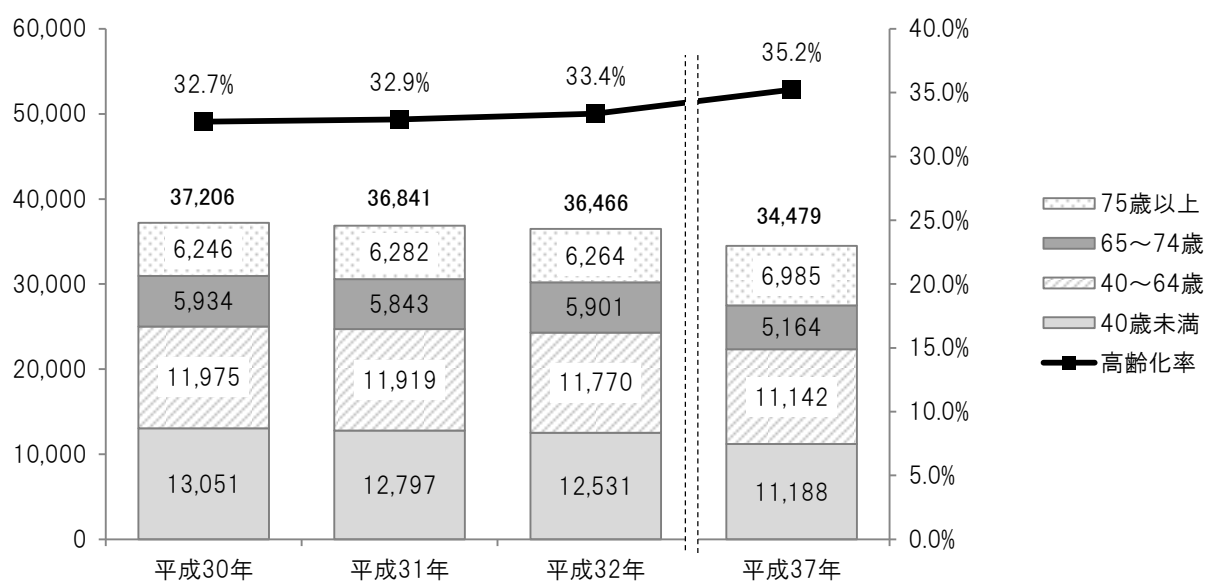
推計結果をみると、総人口の減少傾向は今後も続き、第 7 期計画期間の最終年度となる 2020（平成 32）年には 36,466 人、2025（平成 37）年には 34,479 人となる見込みです。

一方、高齢化率は年々上昇し、2025（平成 37）年には 35.2%まで上昇すると予測されています。

（単位：人）

年齢		第 7 期計画期間			第 9 期
		2018(平成 30)年	2019(平成 31)年	2020(平成 32)年	2025(平成 37)年
	第 1 号被保険者 (65 歳以上)	12,180	12,125	12,165	12,149
	(内 75 歳以上)	6,246	6,282	6,264	6,985
	第 2 号被保険者 (40～64 歳)	11,975	11,919	11,770	11,142
	40 歳未満	13,051	12,797	12,531	11,188
総人口		37,206	36,841	36,466	34,479
高齢化率		32.7%	32.9%	33.4%	35.2%
後期高齢化率		16.8%	17.1%	17.2%	20.3%

将来人口推計



■日常生活圏域別人口の推計結果

(伊予圏域)

(単位：人)

年齢		第7期計画期間			第9期
		2018(平成30)年	2019(平成31)年	2020(平成32)年	2025(平成37)年
	第1号被保険者 (65歳以上)	8,869	8,865	8,952	9,160
	(内75歳以上)	4,330	4,414	4,465	5,194
	第2号被保険者 (40～64歳)	9,967	9,974	9,911	9,676
	40歳未満	11,550	11,400	11,220	10,328
総人口		30,386	30,239	30,083	29,164
高齢化率		29.2%	29.3%	29.8%	31.4%
後期高齢化率		14.2%	14.6%	14.8%	17.8%

(双海圏域)

(単位：人)

年齢		第7期計画期間			第9期
		2018(平成30)年	2019(平成31)年	2020(平成32)年	2025(平成37)年
	第1号被保険者 (65歳以上)	1,786	1,753	1,733	1,619
	(内75歳以上)	1,032	1,008	977	973
	第2号被保険者 (40～64歳)	1,150	1,121	1,078	884
	40歳未満	900	853	810	606
総人口		3,836	3,727	3,621	3,109
高齢化率		46.6%	47.0%	47.9%	52.1%
後期高齢化率		26.9%	27.0%	27.0%	31.3%

(中山圏域)

(単位：人)

年齢		第7期計画期間			第9期
		2018(平成30)年	2019(平成31)年	2020(平成32)年	2025(平成37)年
	第1号被保険者 (65歳以上)	1,522	1,503	1,485	1,381
	(内75歳以上)	880	855	821	820
	第2号被保険者 (40～64歳)	856	821	779	594
	40歳未満	611	570	537	373
総人口		2,989	2,894	2,801	2,348
高齢化率		50.9%	51.9%	53.0%	58.8%
後期高齢化率		29.4%	29.5%	29.3%	34.9%

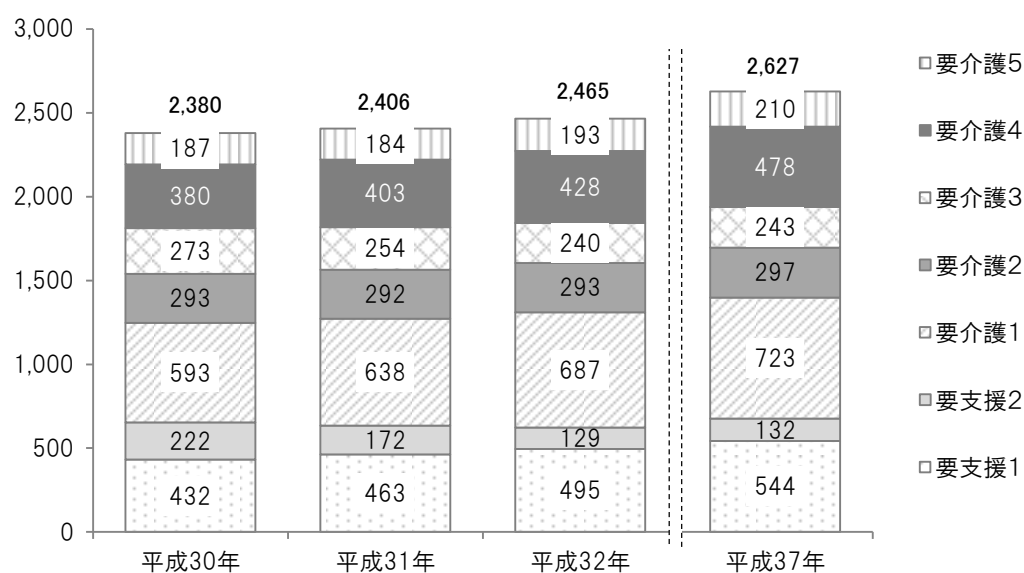
(2) 要支援・要介護認定者の推計

認定者数の見込みをみると、第7期計画期間の最終年度となる2020（平成32）年度は2,465人、2025（平成37）年度は2,627人と、認定者数の増加が続くと見込まれます。

（単位：人）

	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (平成32)年	2025 (平成37)年	構成比(%) (2020(平成32)年)
要支援1	432	463	495	544	20.1%
要支援2	222	172	129	132	5.2%
要介護1	593	638	687	723	27.9%
要介護2	293	292	293	297	11.9%
要介護3	273	254	240	243	9.7%
要介護4	380	403	428	478	17.4%
要介護5	187	184	193	210	7.8%
合 計	2,380	2,406	2,465	2,627	100.0%

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

要支援・要介護認定者の推計

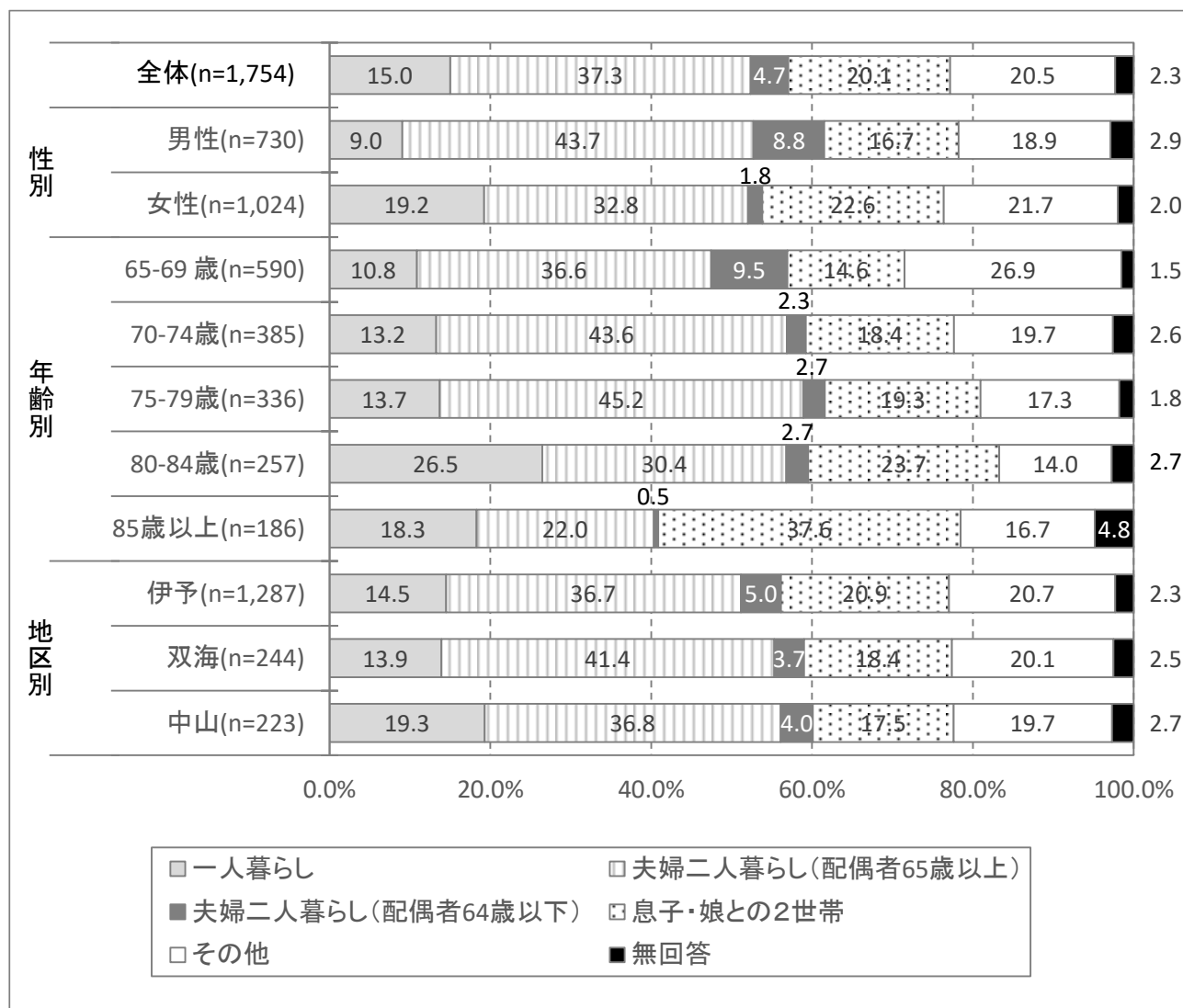
4 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

(1) 家族構成

家族構成は、全体では「夫婦二人暮らし」が42.0%を占めており、「一人暮らし」は15.0%です。

「一人暮らし」は、男性より女性が10%以上多くなっています。

地区別にみると、他地区に比べて中山で「一人暮らし」が若干多くなっています。

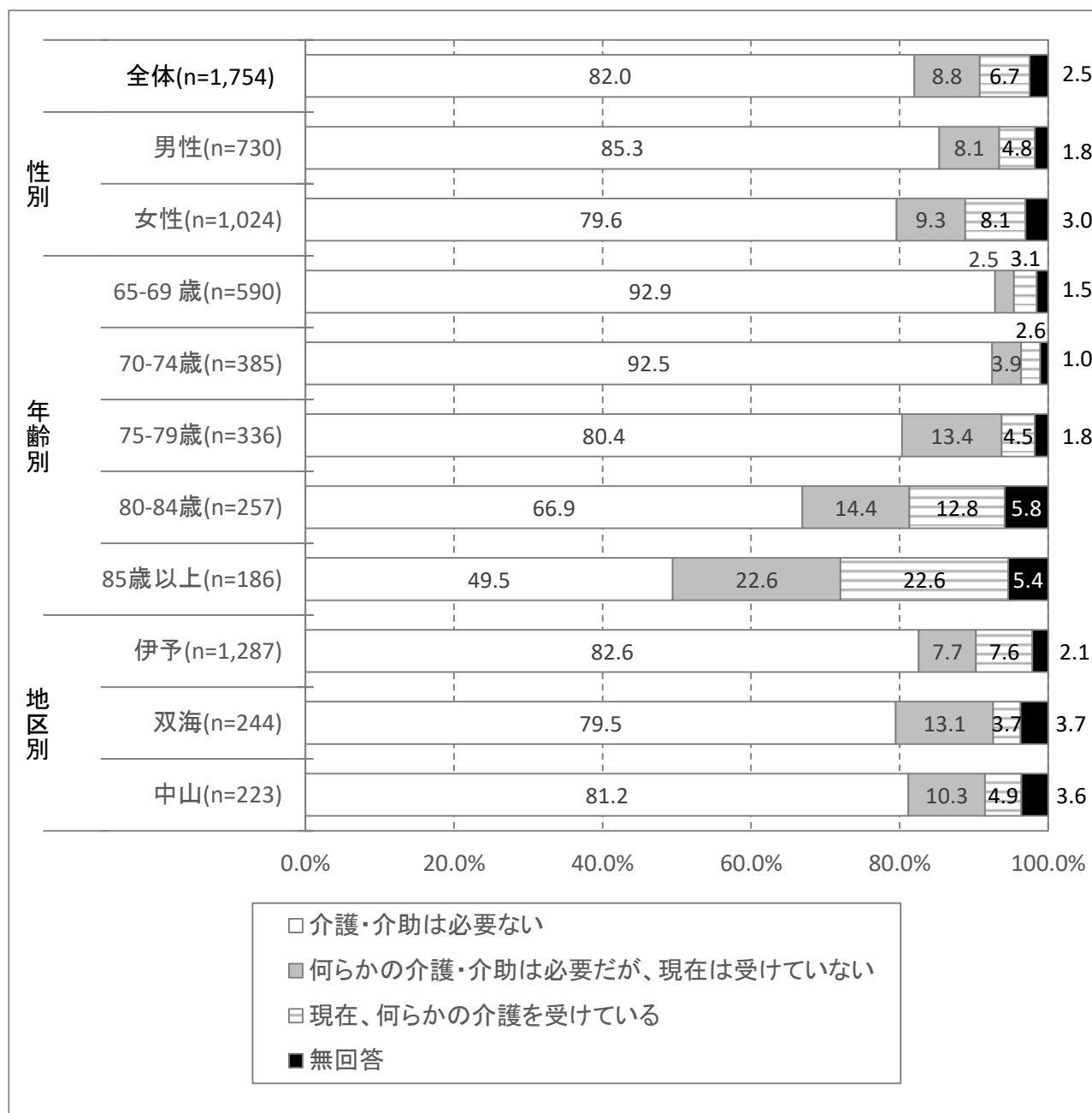


(2) 介護・介助の必要性

介護・介助の必要性をみると、“何らかの介護・介助が必要な方”は全体の15.5%となっています。

年齢が上がるにつれて“何らかの介護・介助が必要な方”は多くなっており、後期高齢者の割合が高い女性の方が男性より多くなっています。

地区別の違いはあまりみられません。

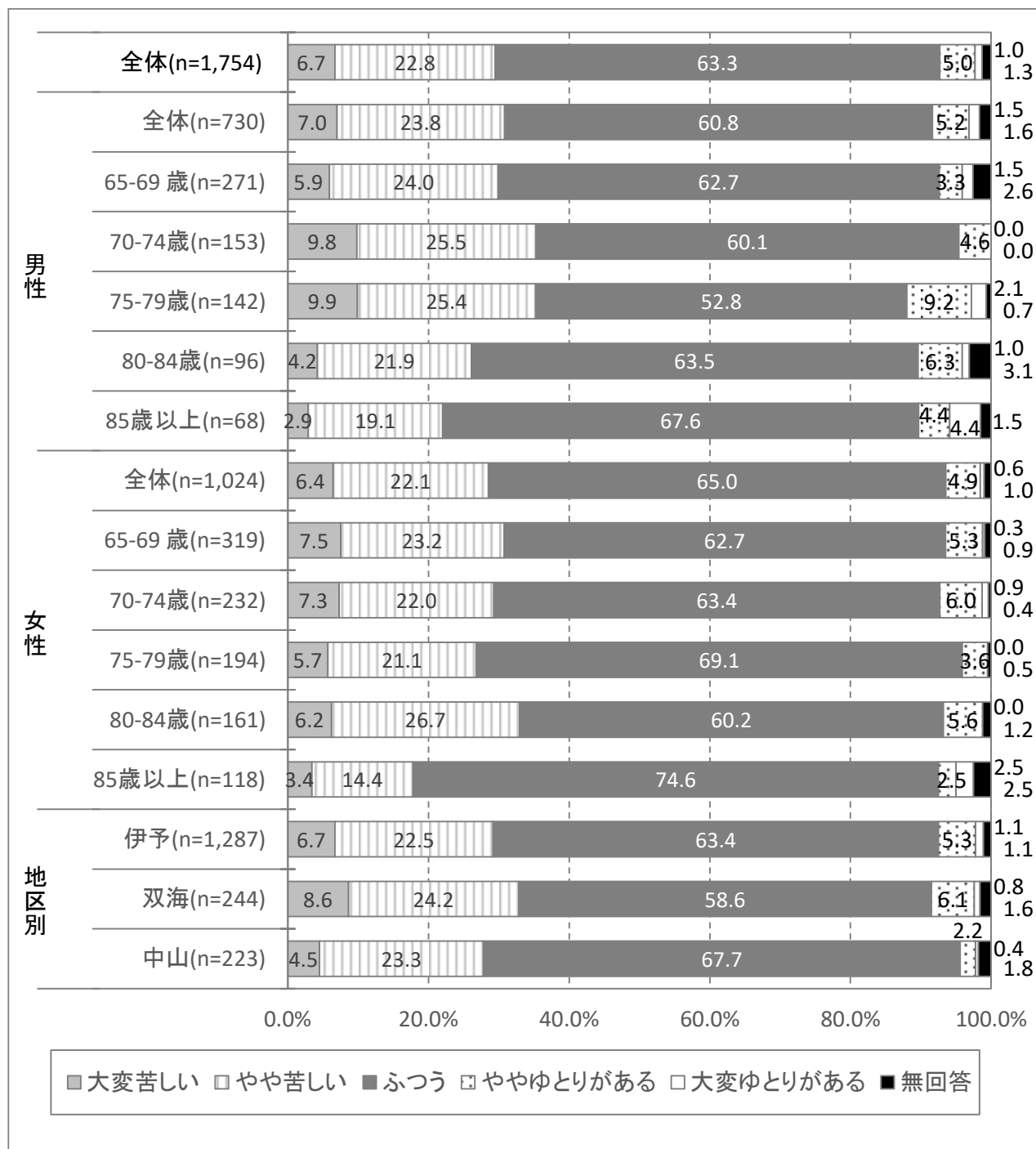


(3) 経済状況

経済状況は、全体では“苦しい方”（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）は29.5%です。

性別・年齢別にみると、男性は70歳代で、女性は80-84歳で“苦しい方”が多くなっています。

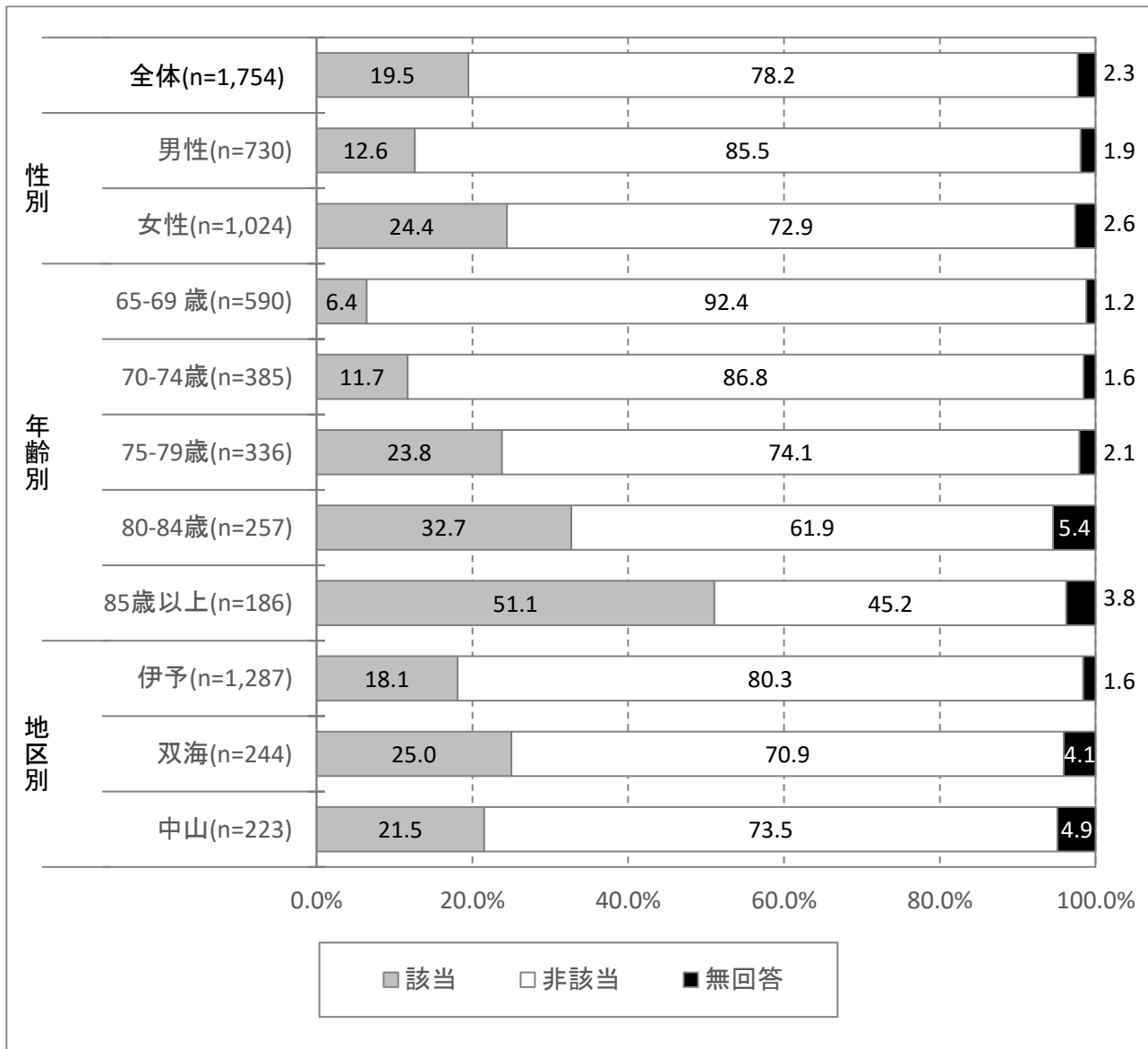
地区別では、双海が他地区よりもわずかに多くなっています。



(4) 運動器機能の低下

運動器機能が低下している方は全体の19.5%で、女性(24.4%)は男性(12.6%)の約2倍です。年齢別にみると、年齢が上がるにつれて該当者は多くなっています。

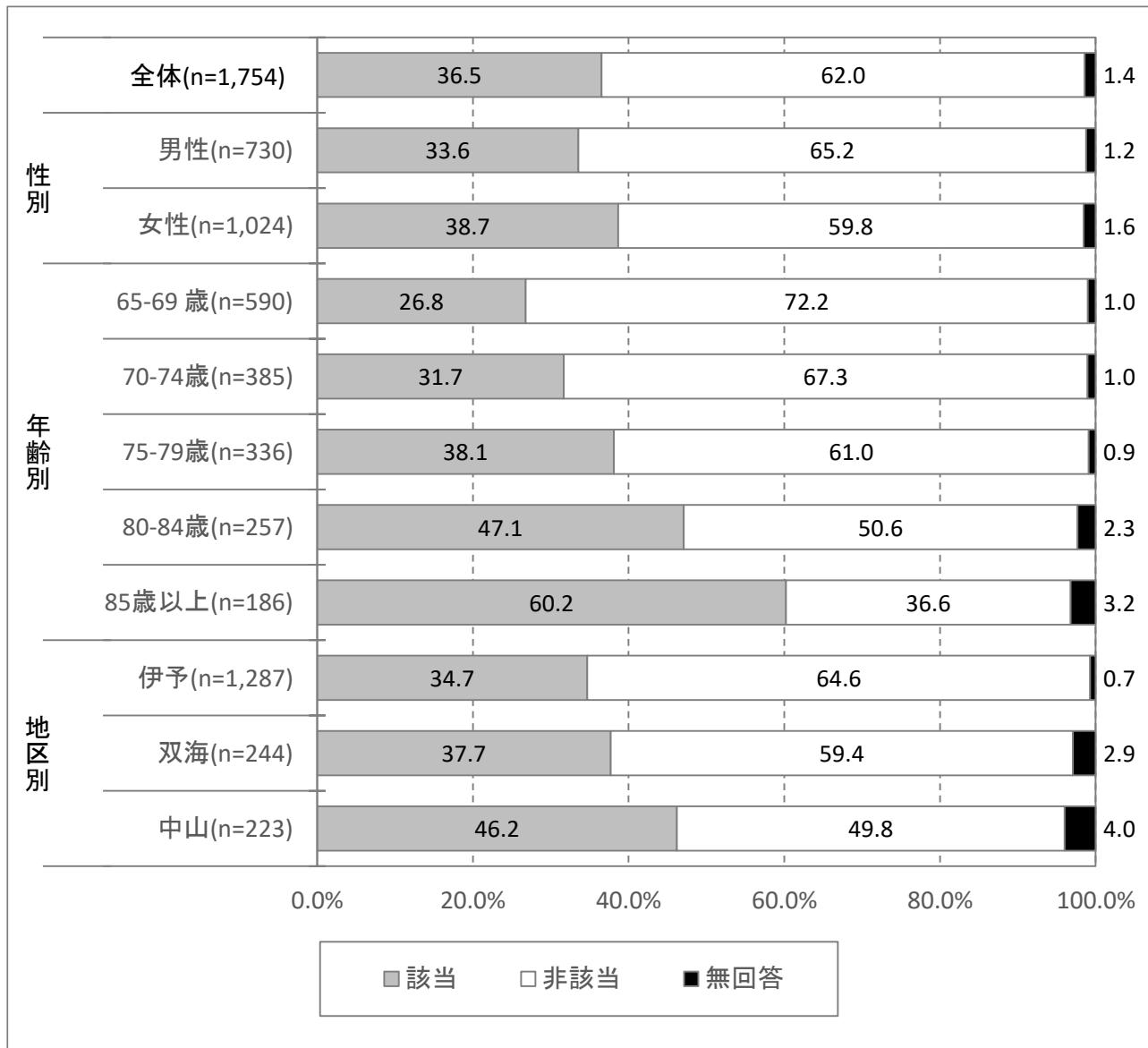
地区別にみると、双海がわずかに多くなっています。



(5) 転倒リスク

転倒リスクのある方は全体の36.5%で、男性(33.6%)より女性(38.7%)が多く、年齢が上がるにつれて徐々に多くなっています。

地区別にみると、中山は他の地区に比べて10%程度高くなっています。

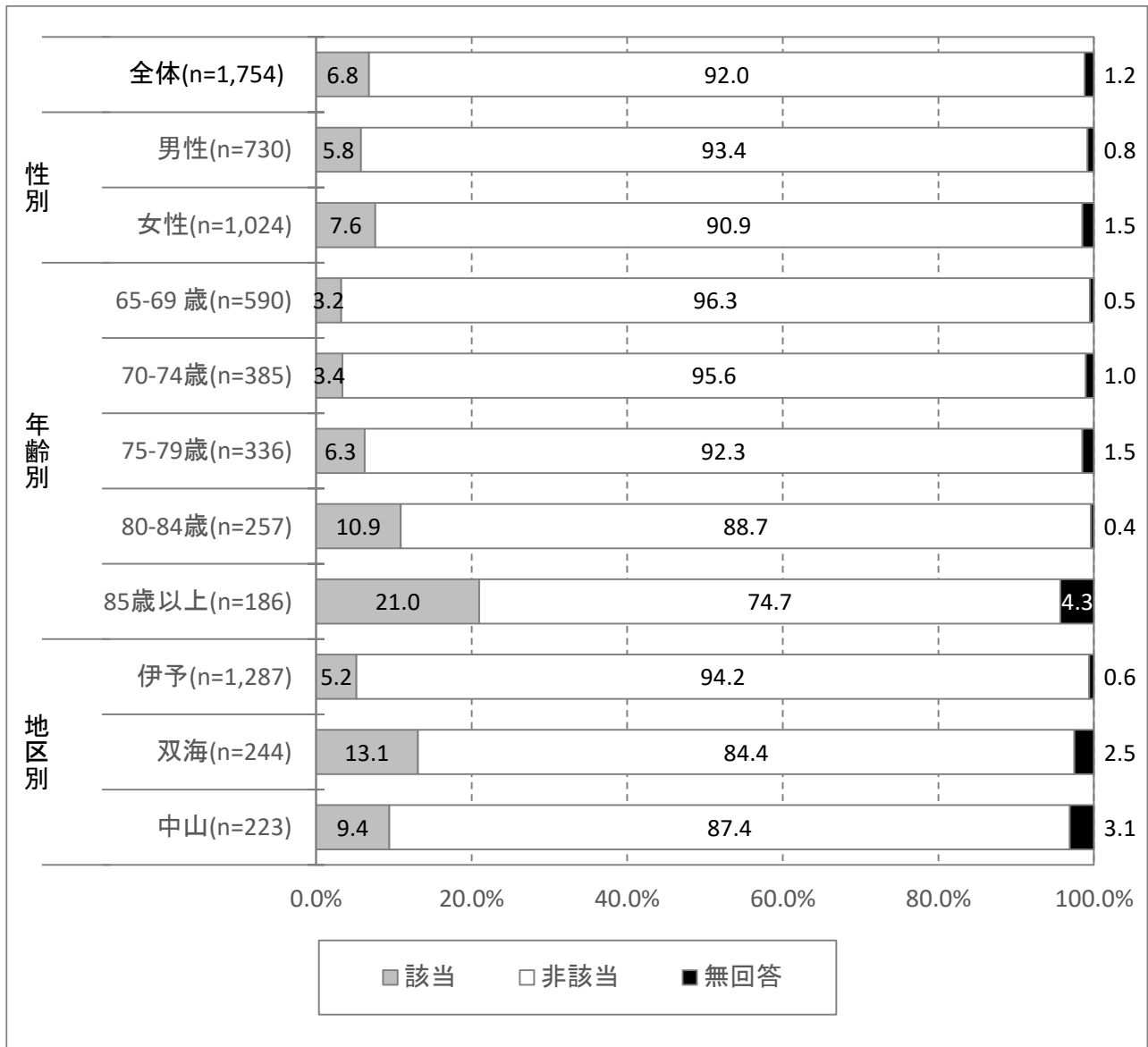


(6) 閉じこもりリスク

閉じこもり傾向のある方は全体の6.8%で、性別による差はあまりみられません。

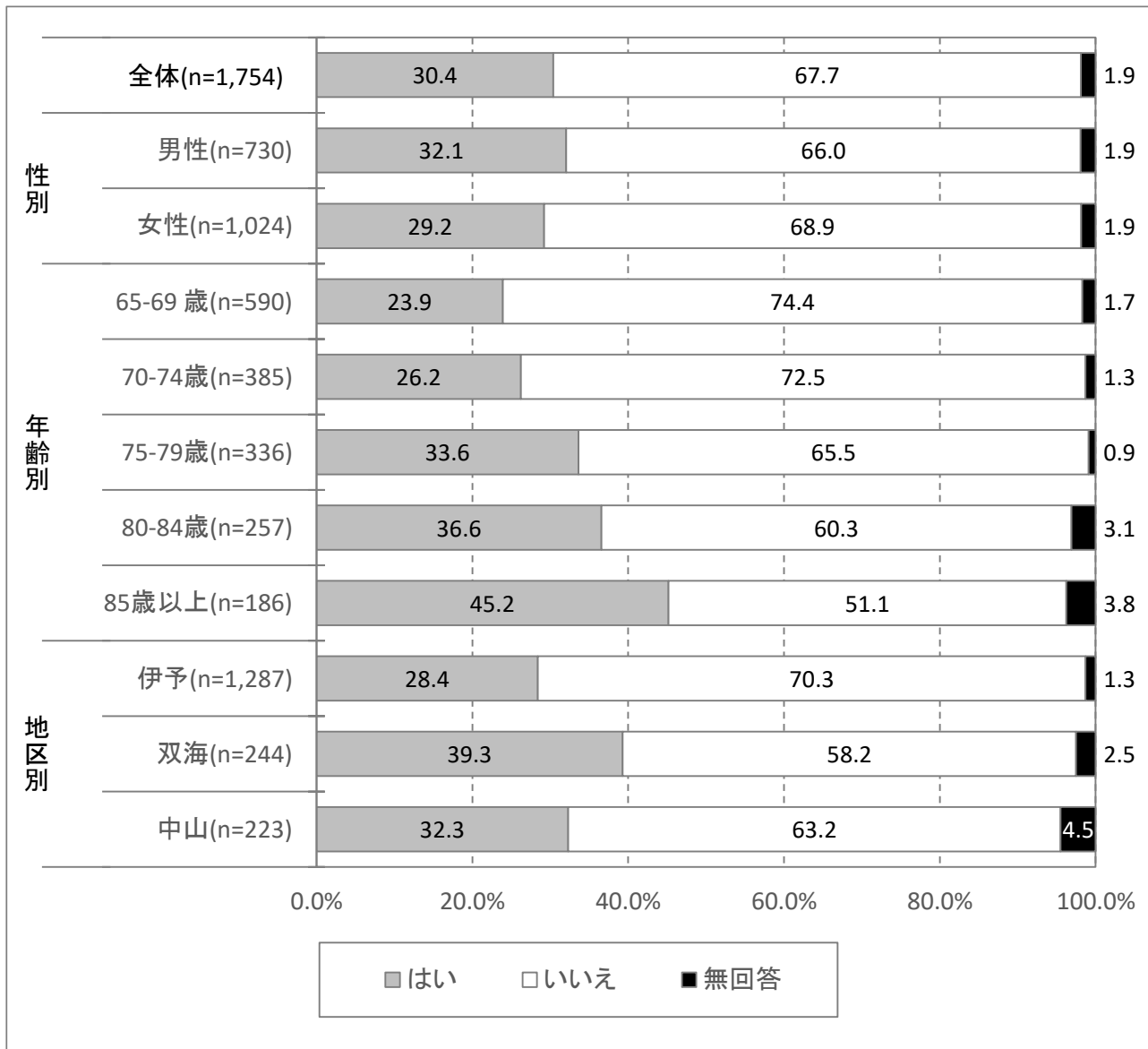
年齢別にみると、年齢が上がるにつれて多くなっており、85歳以上では21.0%となっています。

地区別にみると、双海で13.1%で、他の地区に比べてやや高くなっています。



(7) 咀嚼機能の低下リスク

咀嚼機能が低下している方は全体の30.4%で、男性の方が女性を上回っています。
 年齢が上がるにつれて該当者が多くなり、85歳以上では45.2%を占めています。
 地区別では、最も多い双海と少ない伊予では10.9%の差があります。

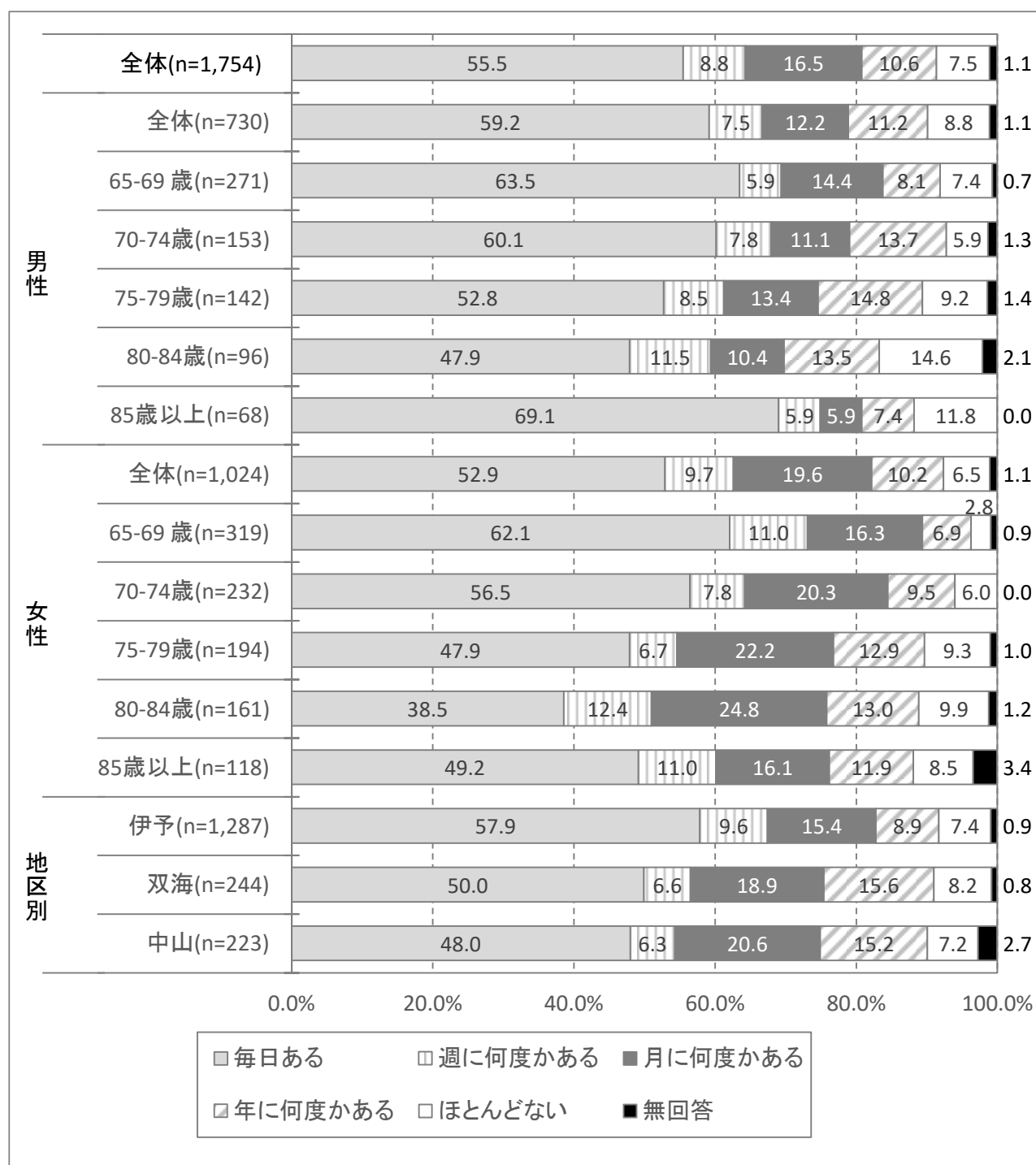


(8) 孤食の状況

どなたかと食事をともにする機会の有無をみると、全体の55.5%は「毎日ある」と答えていますが、「年に何度かある」および「ほとんどない」と答えた“孤食傾向のある方”も18.1%を占めています。

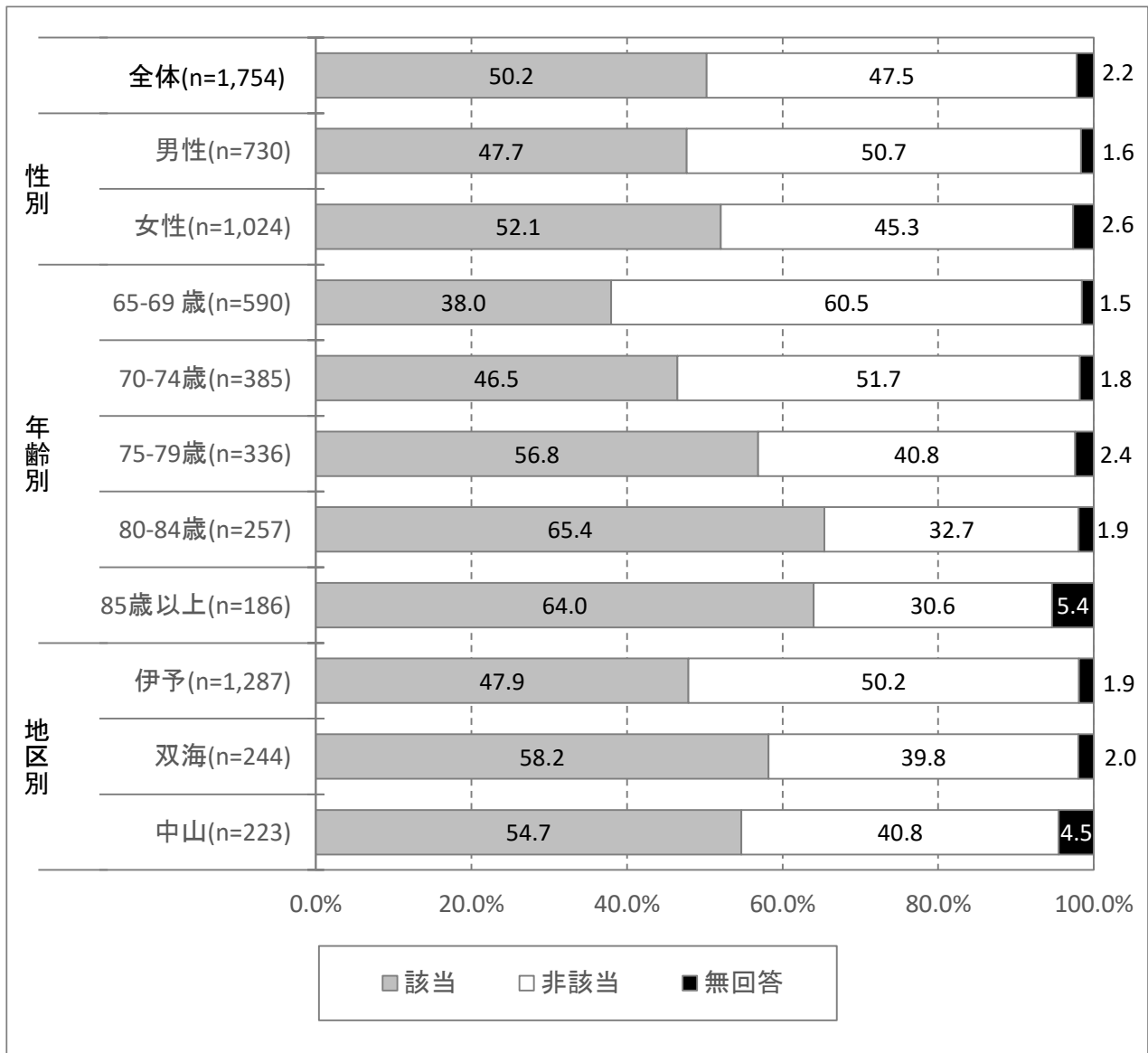
男女ともに80-84歳の年齢層で孤食傾向が高くなっています。

地区別にみると、双海と中山は、伊予に比べて孤食傾向が高くなっています。



(9) 認知機能の低下

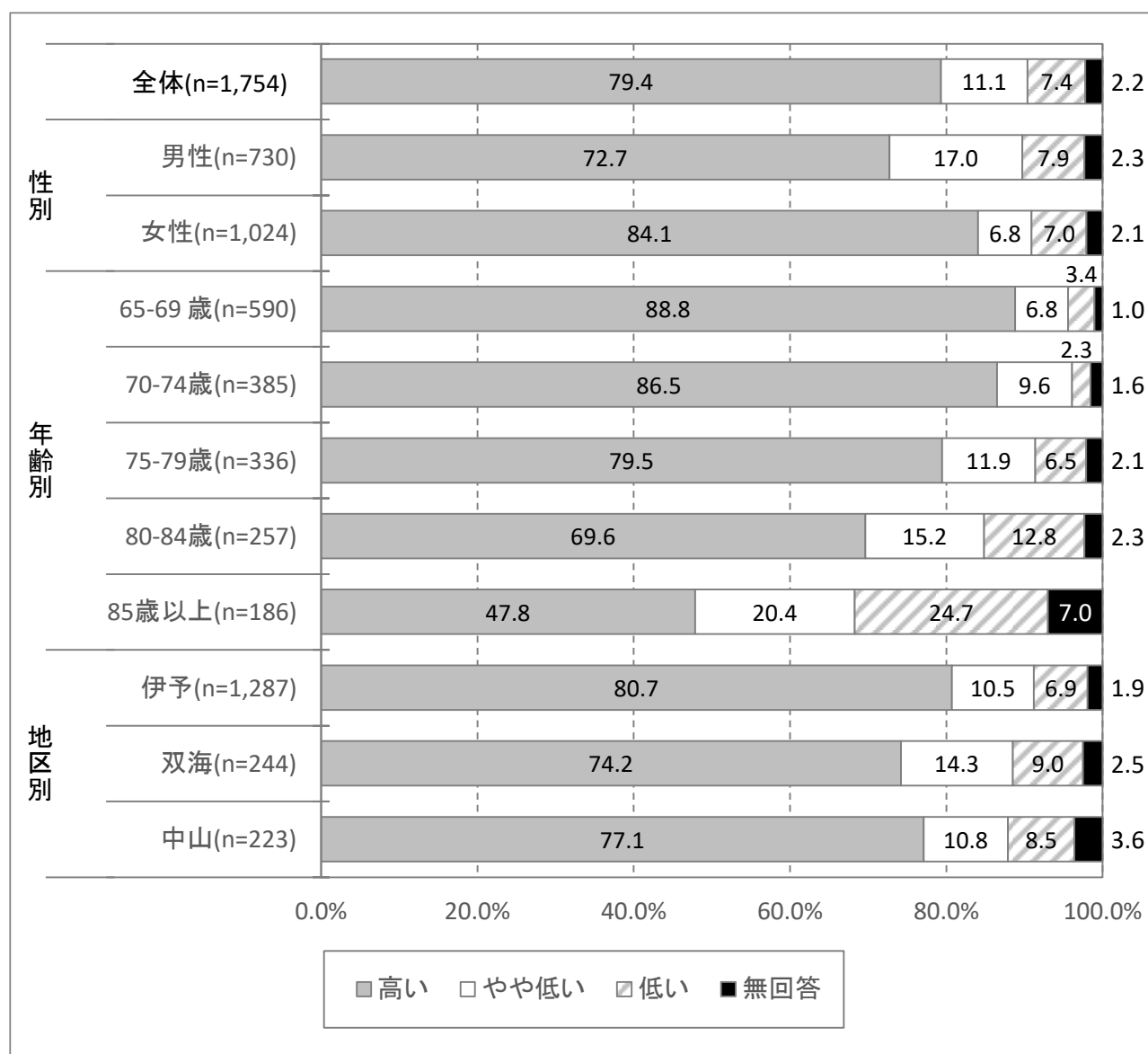
認知機能の低下がみられる方は全体の 50.2%で、男性より女性が若干高くなっています。
 年齢別にみると、80-84 歳では 65.4%を占めています。
 地区別にみると、最も多い双海と最も少ない伊予では 10.3%の差があります。



(10) 手段的自立度 (IADL)

手段的自立度が“低い(「やや低い」を含む)”方は全体の18.5%で、女性より男性に多くなっています。手段的自立度は家事にかかわる項目が含まれているため、総じて男性は低い傾向です。85歳以上では、それ以下の年齢層に比べて該当者の割合が大きく上昇しています。

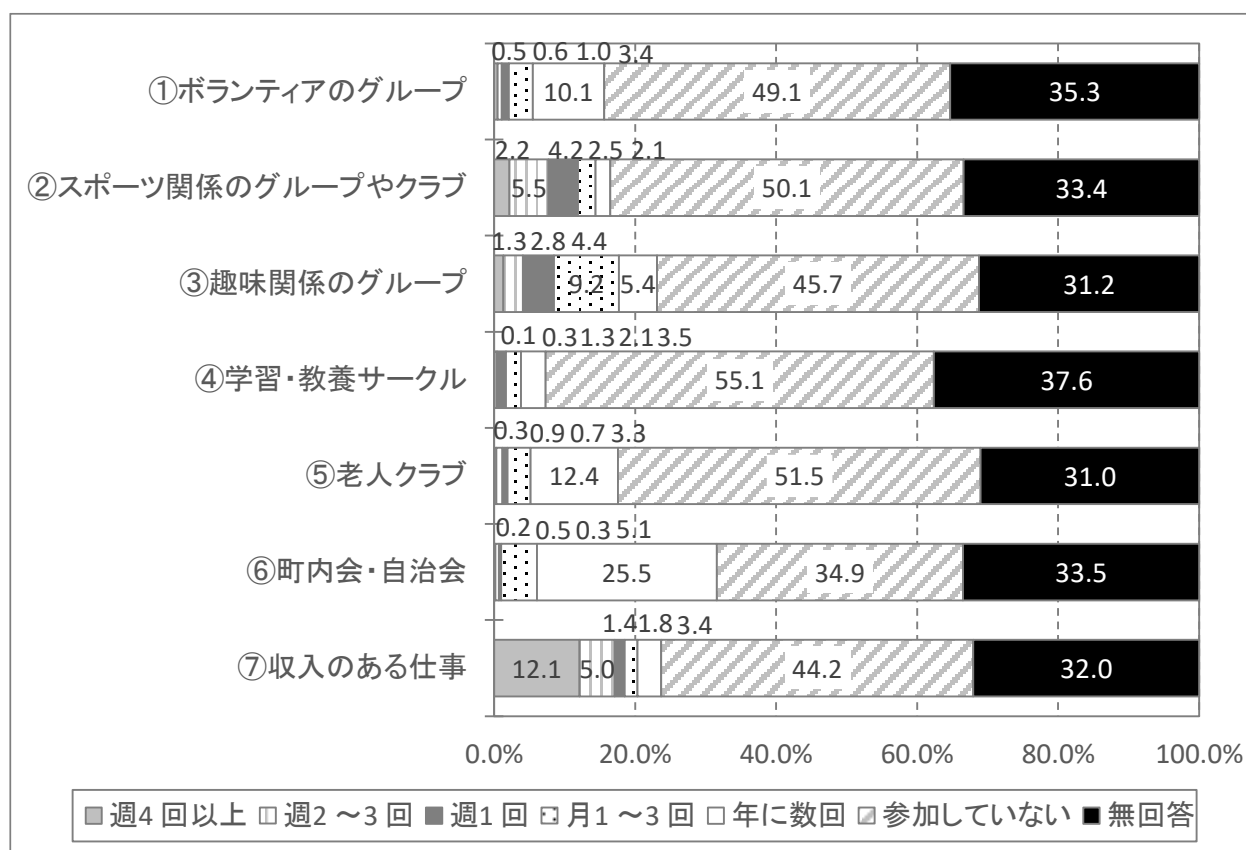
手段的自立度が“低い(「やや低い」を含む)”方を地区別にみると、双海は他の地区に比べてやや多くなっています。



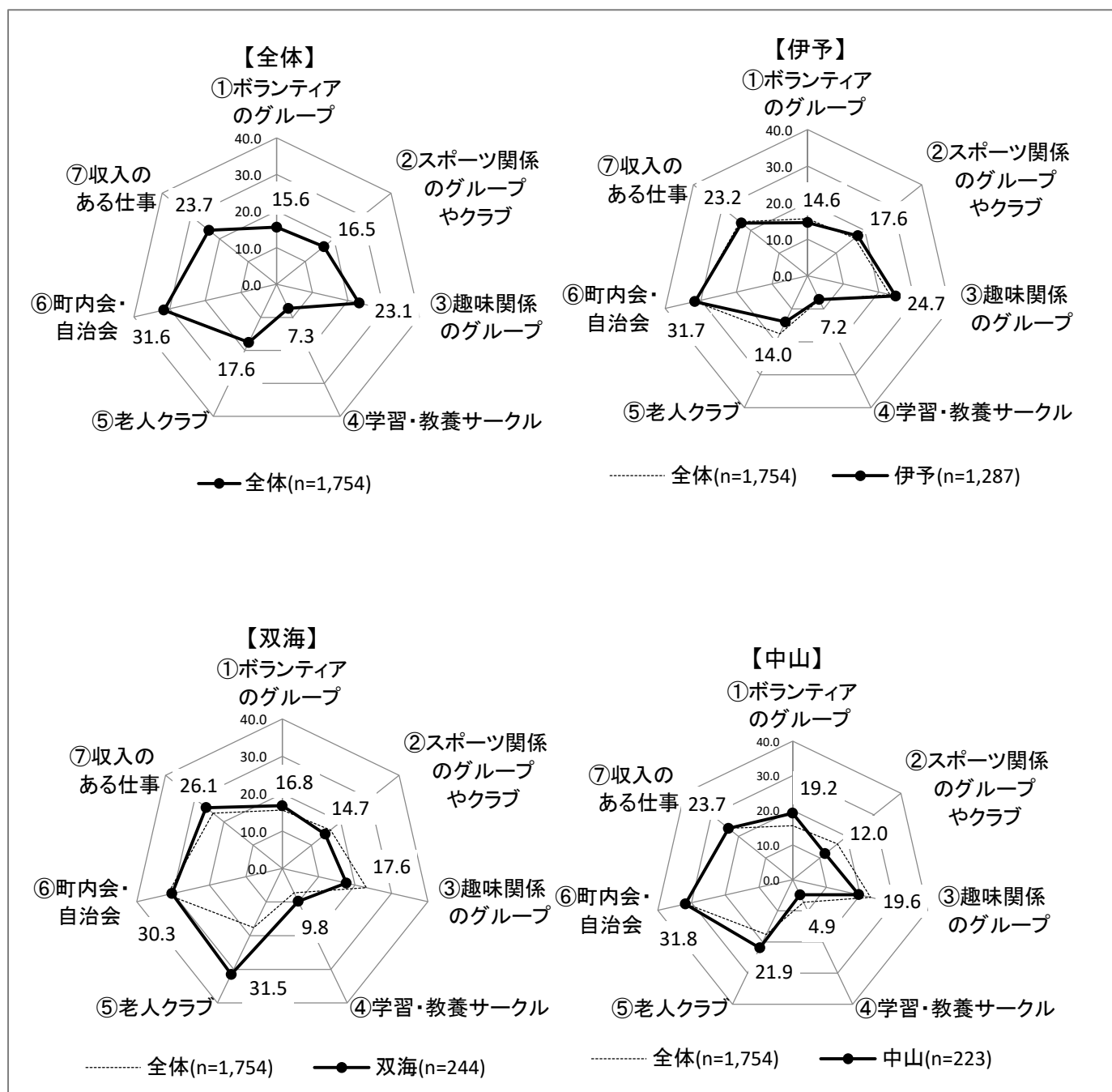
※手段的自立度 (IADL) とは、『手段的日常生活動作』と訳され、日常生活を送る上で必要な動作のうち、買い物や洗濯、掃除等の家事全般や、金銭管理や服薬管理、外出して乗り物に乗ることなどを指します。

(11) 会・グループ等への参加頻度

会・グループ等への参加頻度をみると、最も“参加頻度が高い（「参加していない」・「無回答」除く）”ものは⑥町内会・自治会（31.6%）、⑦収入のある仕事（23.7%）、③趣味関係のグループ（23.1%）の順となっています。ただし、⑥町内会・自治会の参加は「年に数回」の方がほとんどです。



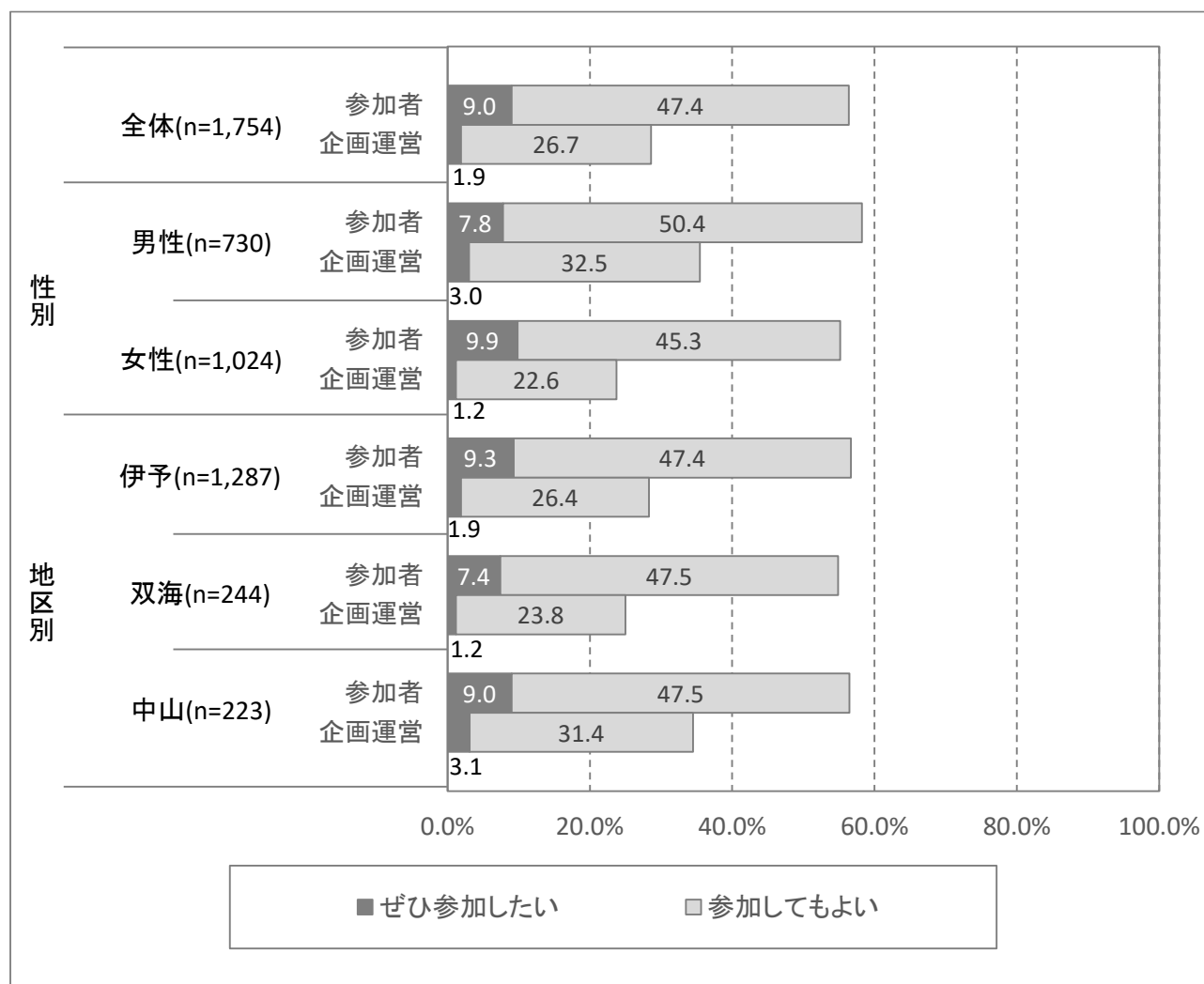
“参加頻度が高い（「参加していない」・「無回答」除く）”ものを地区別にみると、伊予は②スポーツ関係のグループやクラブ（17.6%）、③趣味関係のグループ（24.7%）が他の地区よりも高くなっています。双海は⑤老人クラブ（31.5%）が特に高く、⑦収入のある仕事も他地区より高くなっています。中山は、①ボランティアのグループ（19.2%）の参加頻度が高いのが特徴です。



(12) 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向は、参加者として参加したい方（「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」の合計）は56.4%となっています。性別では、男性の方が女性よりわずかに多く、地区別による違いはほとんどみられません。

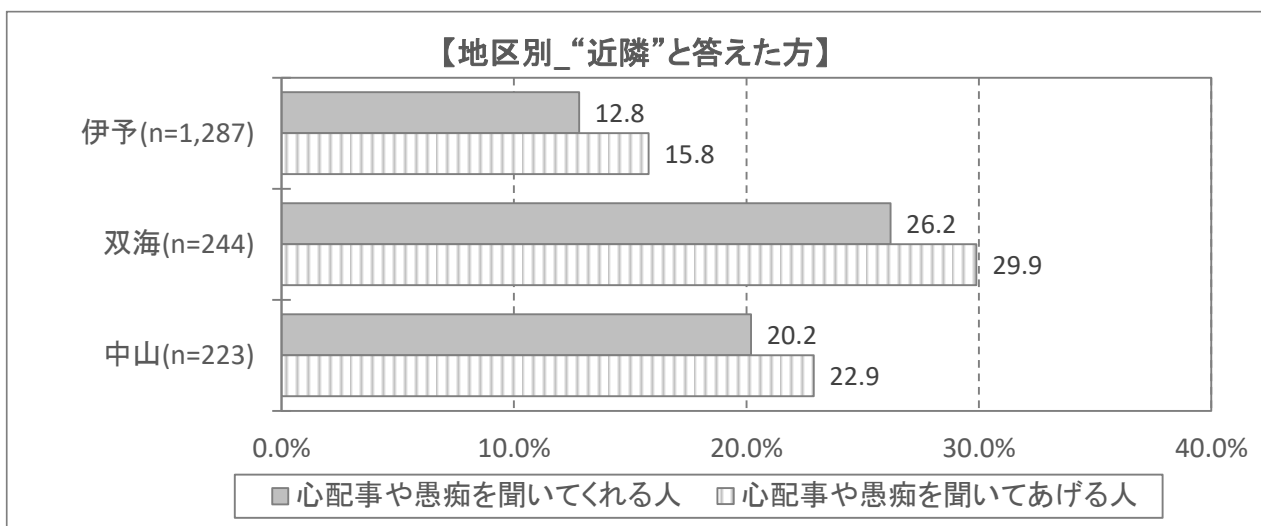
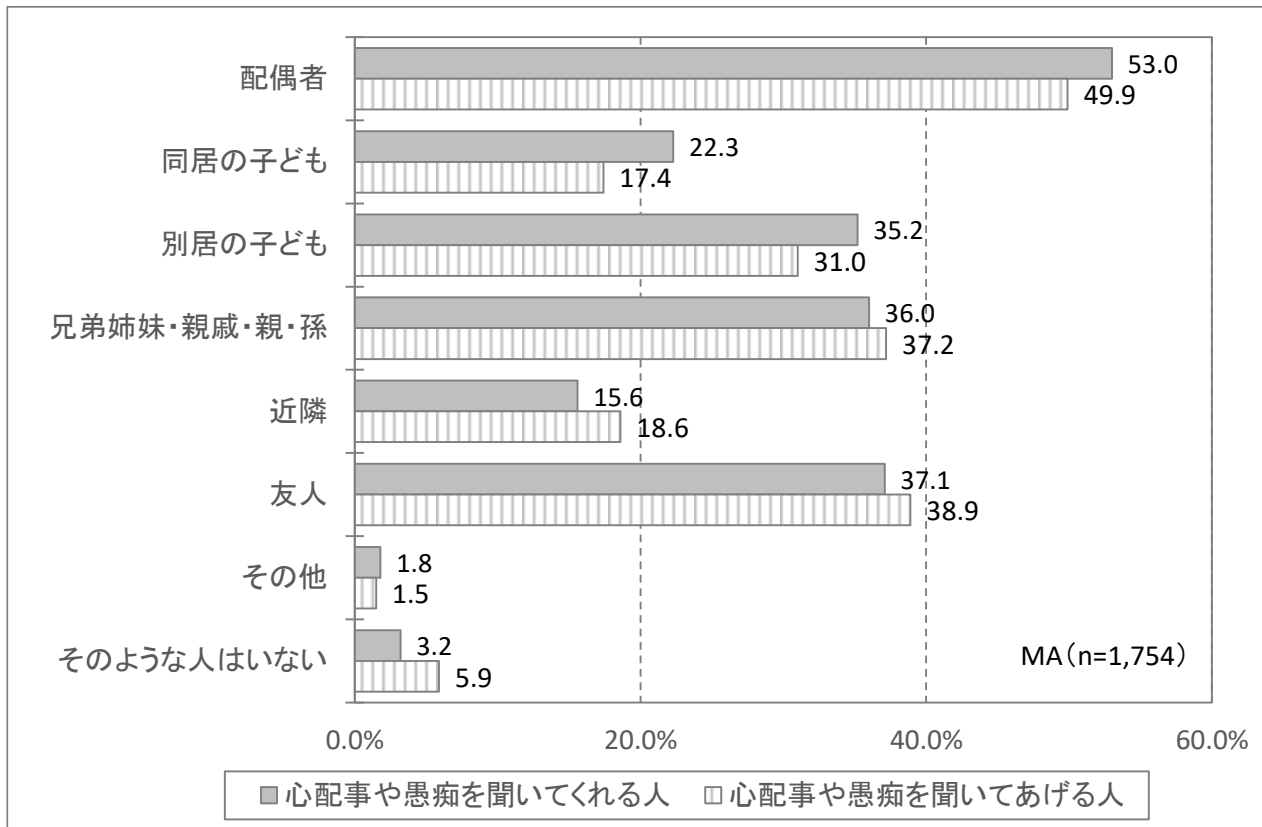
企画・運営（お世話役）としての参加意向は、全体では28.6%となっています。性別では、女性より男性の方が11.7%多く、地区別にみると、最も多い中山と最も少ない双海では9.5%の差がみられます。



(13) 心配事や愚痴

心配事や愚痴を聞いてくれる人と聞いてあげる人をみると、いずれも「配偶者」、「友人」、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」の順で多くなっています。

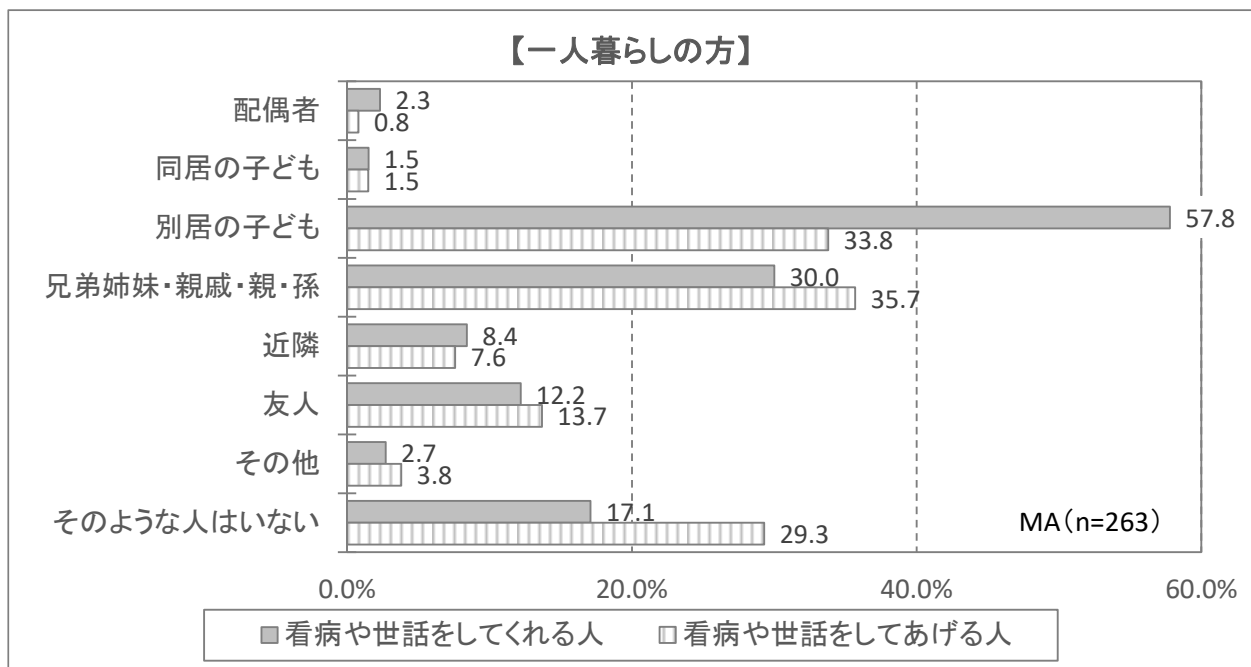
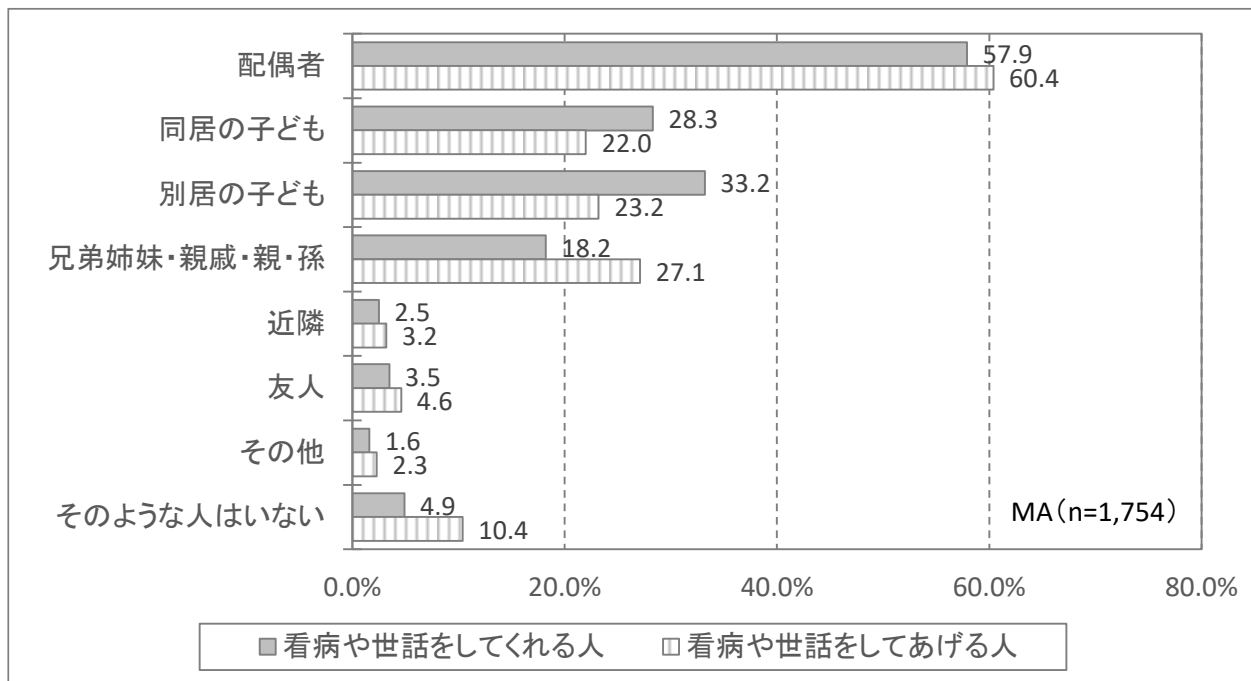
また、地区別に“近隣”と答えた方をみると、聞いてくれる人、聞いてあげる人ともに双海が他の地区より多くなっています。



(14) 看病や世話

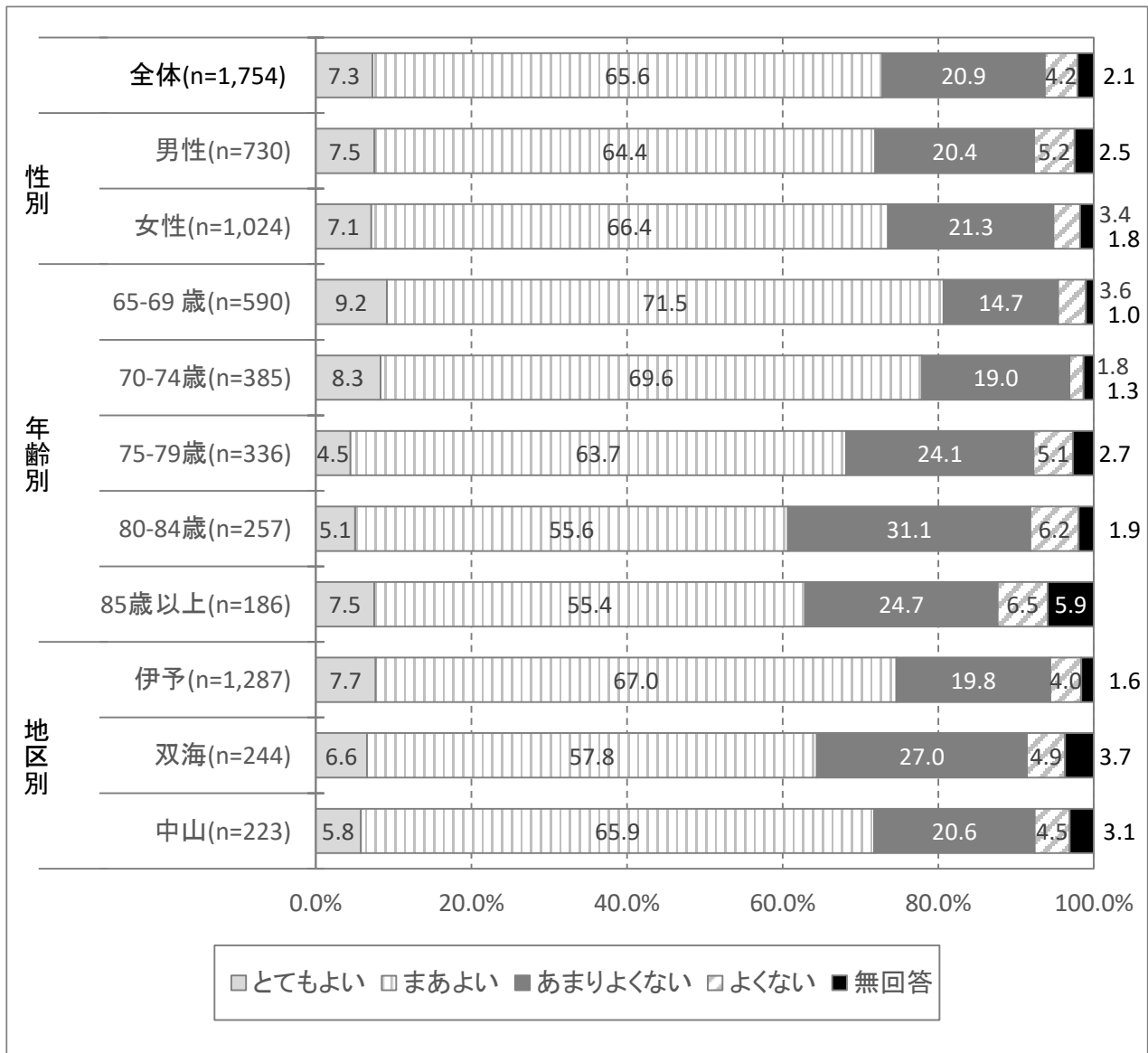
病気で寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人としてあげる人は、全体では、いずれも「配偶者」が半数以上を占めています。「そのような人はいない」と答えた方は看病や世話をしてくれる人は4.9%、してあげる人は10.4%となっています。

また、一人暮らしの方では、看病や世話をしてくれる人は「別居の子ども」が多く、してくれる人としてあげる人ともに「そのような人はいない」の回答が多くなっています。



(15) 主観的健康感

現在の“健康感の低い方”（「あまりよくない」と「よくない」の合計）は、全体では25.1%です。性別による違いはほとんどみられず、年齢別では65-84歳にかけて年齢が上がるにつれて多くなっています。地区別にみると双海（31.9%）に多くなっています。

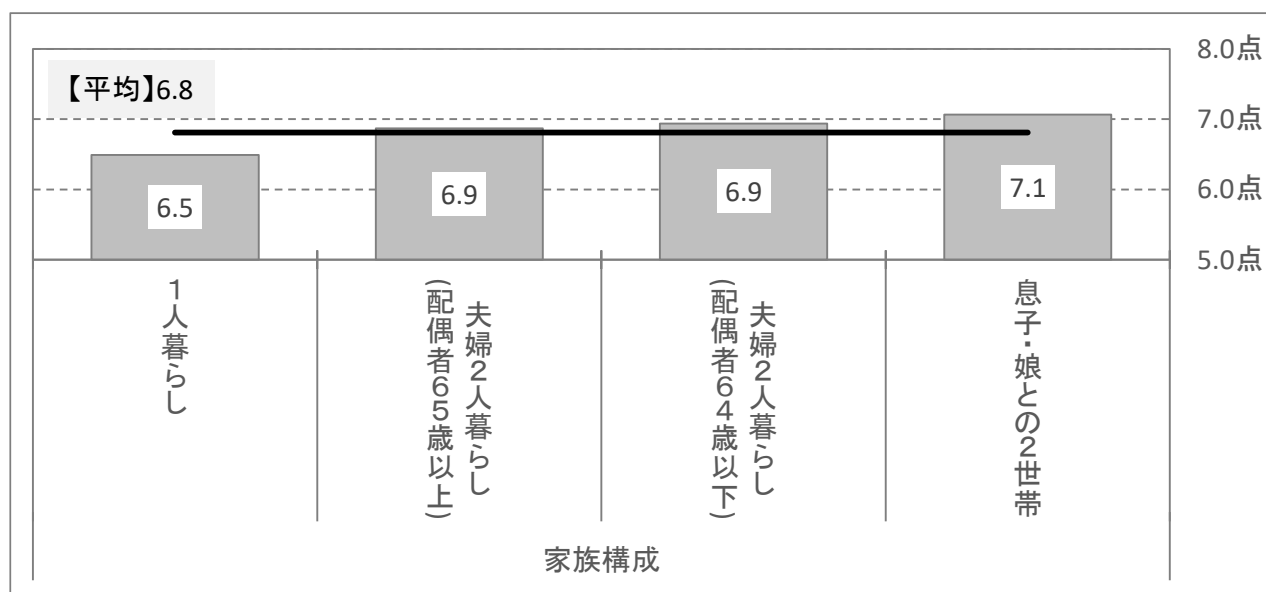
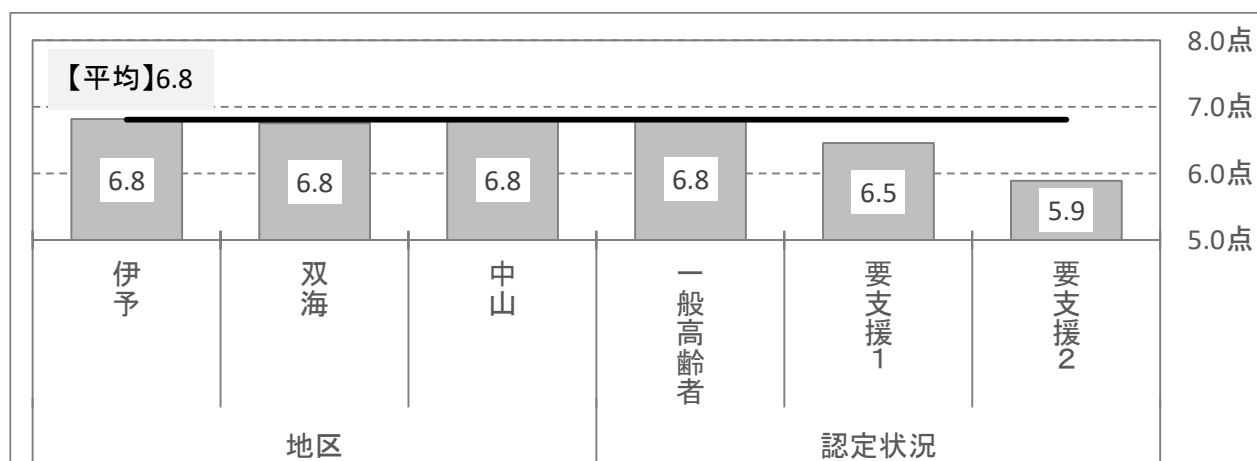
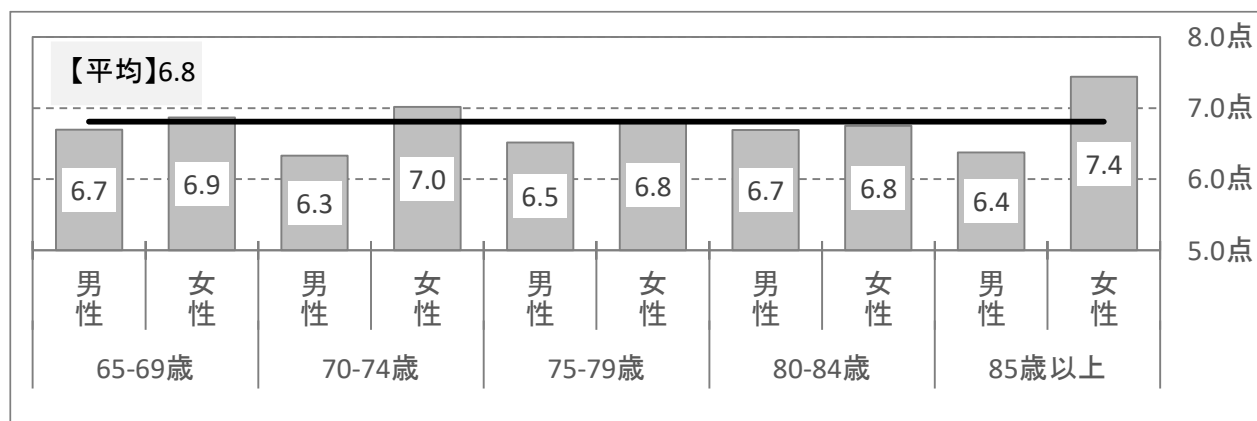


(16) 主観的幸福感

現在の幸福感を10点満点で回答してもらった結果、全体の平均点は6.8点です。

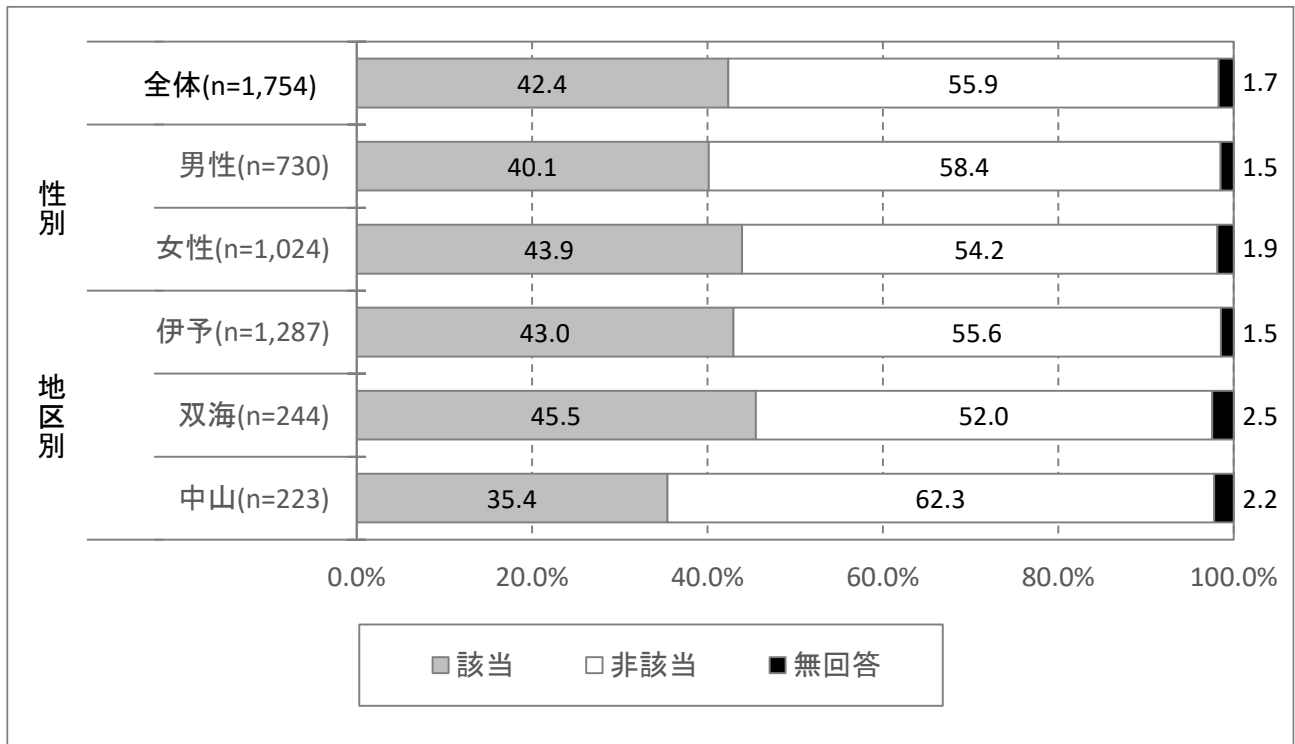
性別・年齢別にみると、すべての年齢層で男性より女性の幸福感が高くなっており、地区による差はみられませんでした。

認定状況別にみると、要介護度が上がるにつれて幸福感が低い傾向があり、家族構成別にみると、一人暮らしが他の家族構成に比べて幸福感が低くなっています。



(17) うつリスク

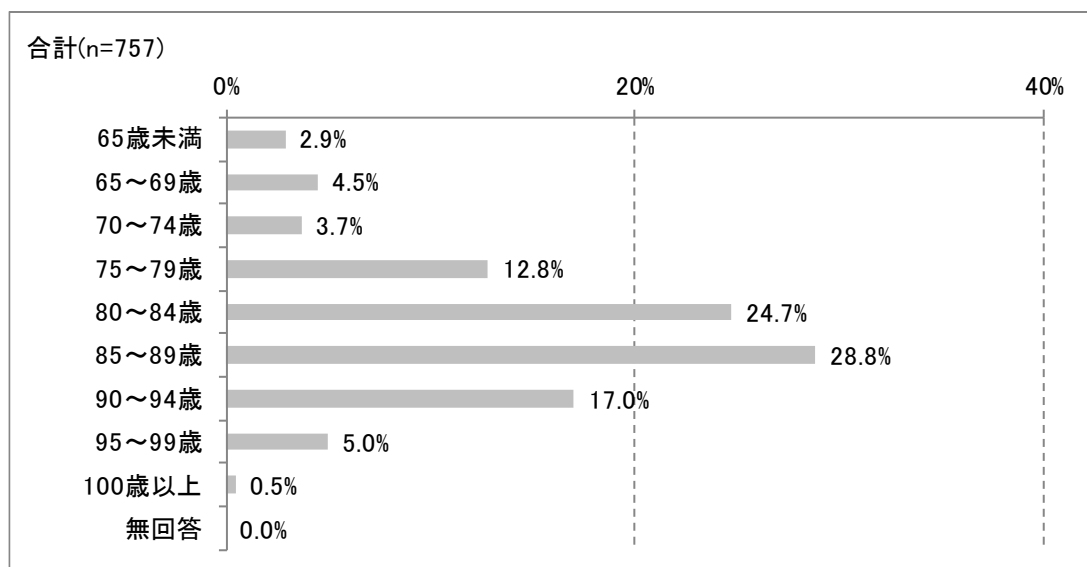
うつ傾向のある方は全体の42.4%を占めており、男性より女性に多くなっています。
地区別にみると双海で45.5%と最も多くなっています。



5 在宅介護実態調査結果の概要

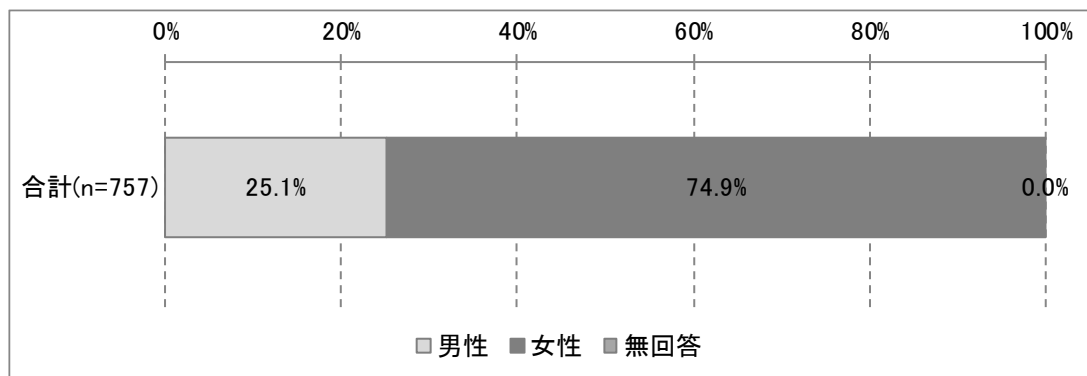
(1) 要介護者の年齢

要介護者の年齢は、75歳以上が88.8%を占めています。



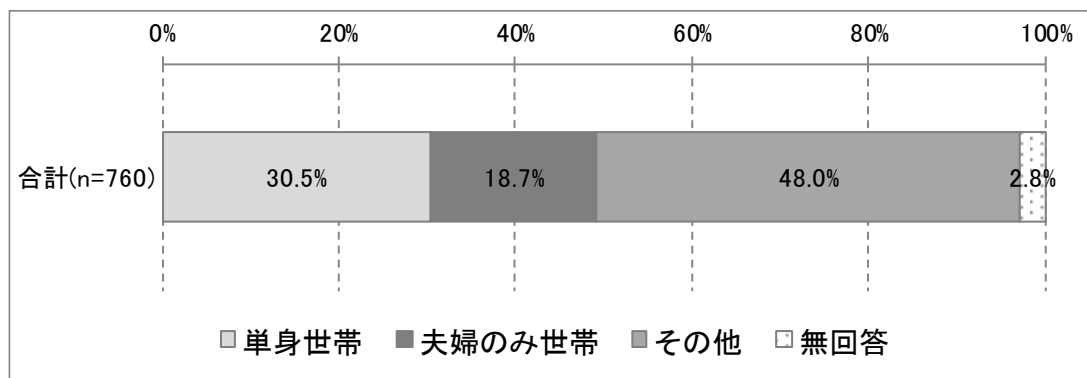
(2) 要介護者の性別

要介護者の性別は、女性が74.9%を占めています。



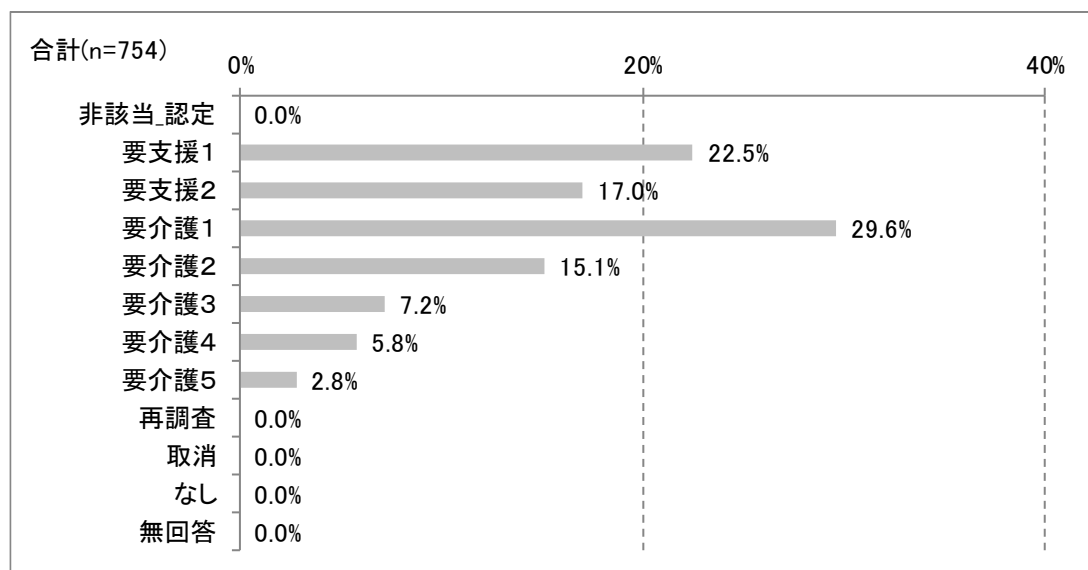
(3) 世帯類型

世帯類型では、「その他」の割合（48.0%）が最も高いものの「単身世帯」は30.5%です。



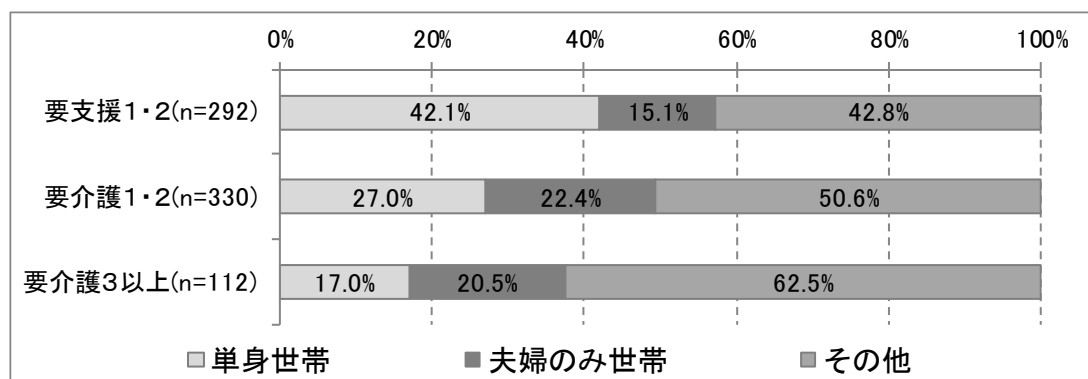
(4) 要介護度

要介護度は、軽度（要介護1以下）が69.1%、中度（要介護2～3）が22.3%、重度（要介護4以上）が8.6%で、軽中度が91.4%を占めています。



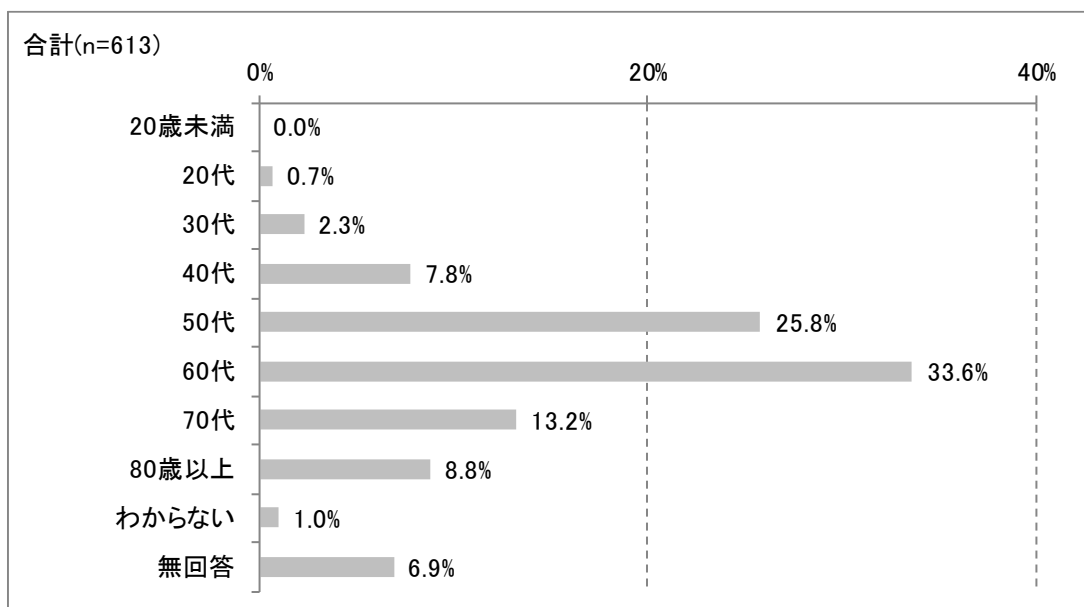
(5) 要介護度別の世帯類型

要介護度と世帯類型の状況をみると、要介護度が高いほど「単身世帯」の割合が低く、「その他」（家族同居）が高くなっています。要介護状態が重度化するにつれて単身での生活が難しくなることがうかがえます。



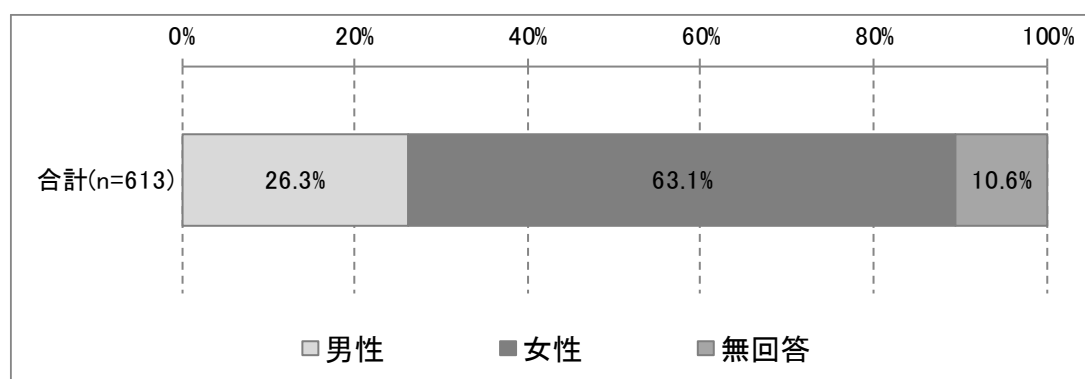
(6) 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は50代以上が大半（81.4%）を占め、60代以上は55.6%です。



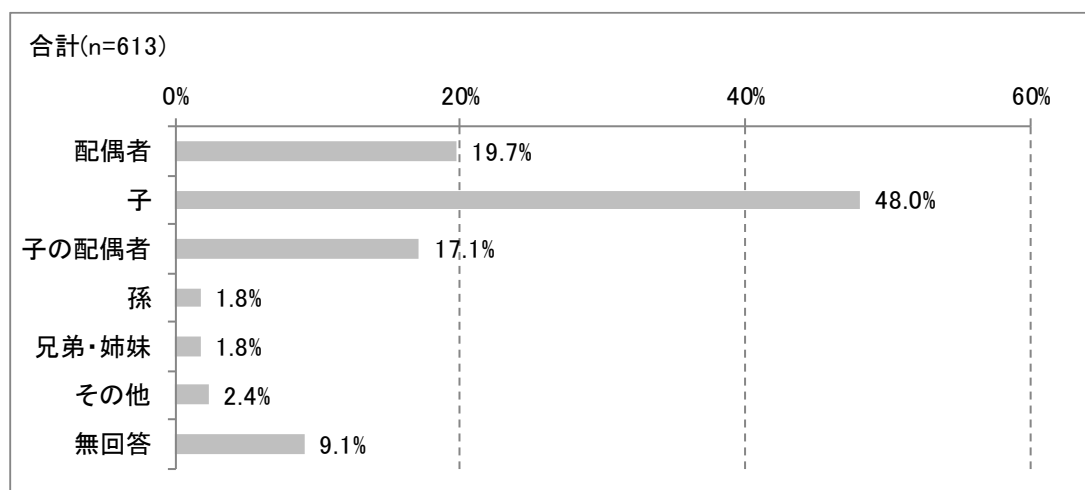
(7) 主な介護者の性別

主な介護者の性別は63.1%が女性です。



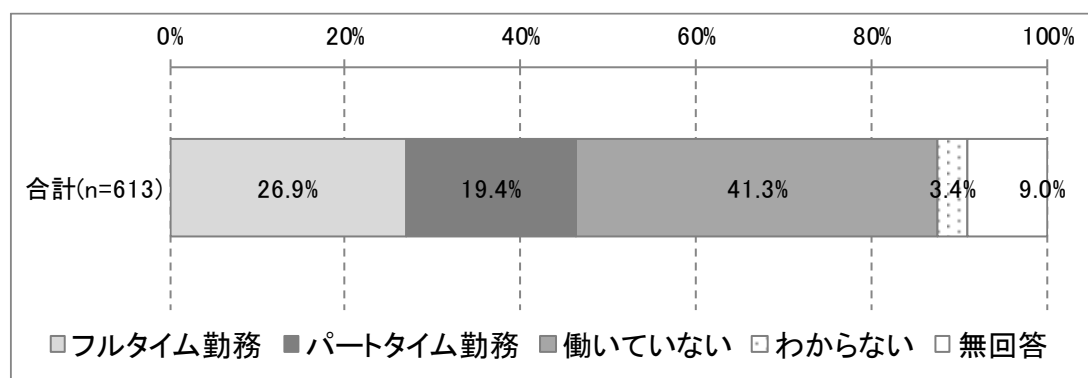
(8) 主な介護者の本人との関係

本人との関係は「子」が48.0%で約半数を占め、次いで「配偶者」（19.7%）となっています。



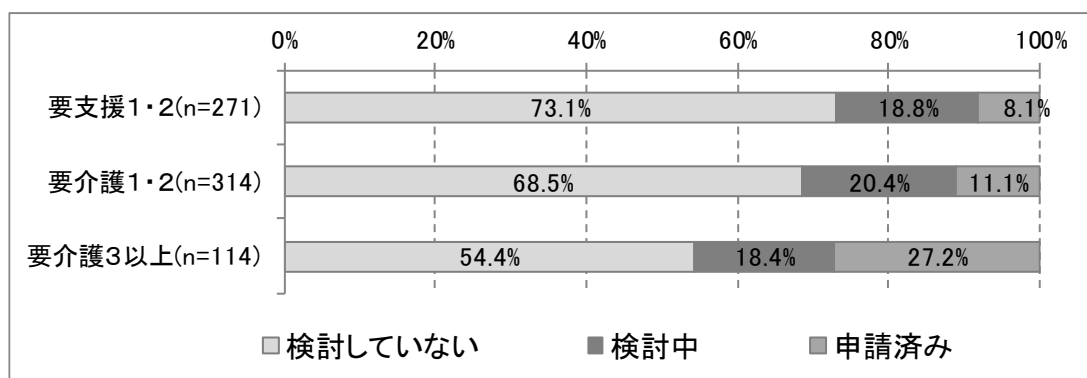
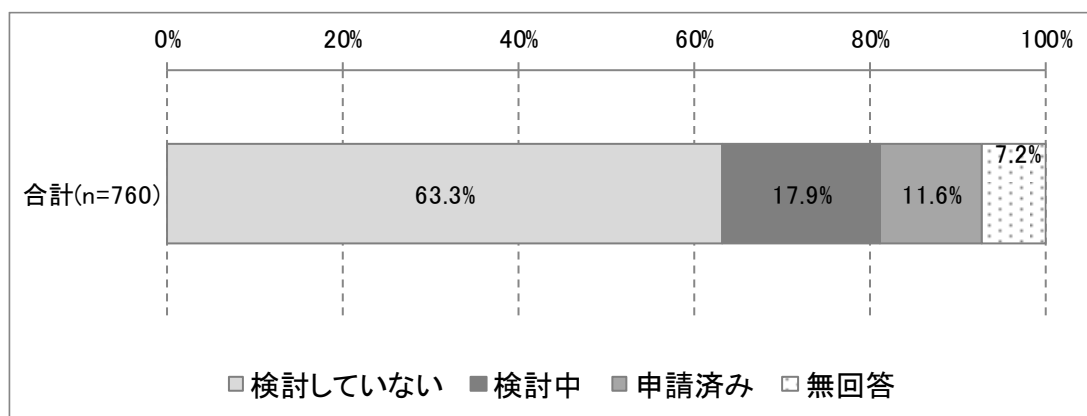
(9) 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態は、46.3%がフルタイムまたはパートタイムで就労しています。



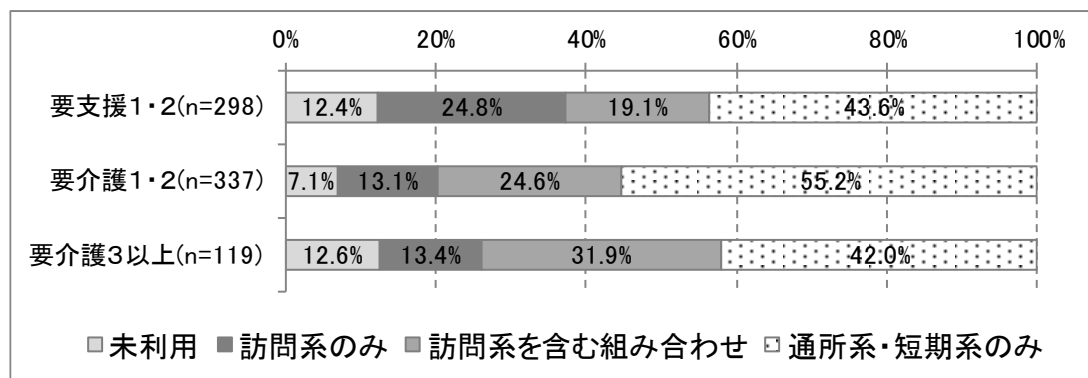
(10) 施設等の検討状況

施設等の検討状況は、全体では「検討中」「申請済み」を合わせて 29.5%ですが、要介護度別にみると、要介護者の介護度が高くなるほど「検討中」「申請済み」の割合が高くなり、要介護度3以上では45.6%が「検討中」または「申請済み」と回答しています。



(11) 在宅サービスの利用状況

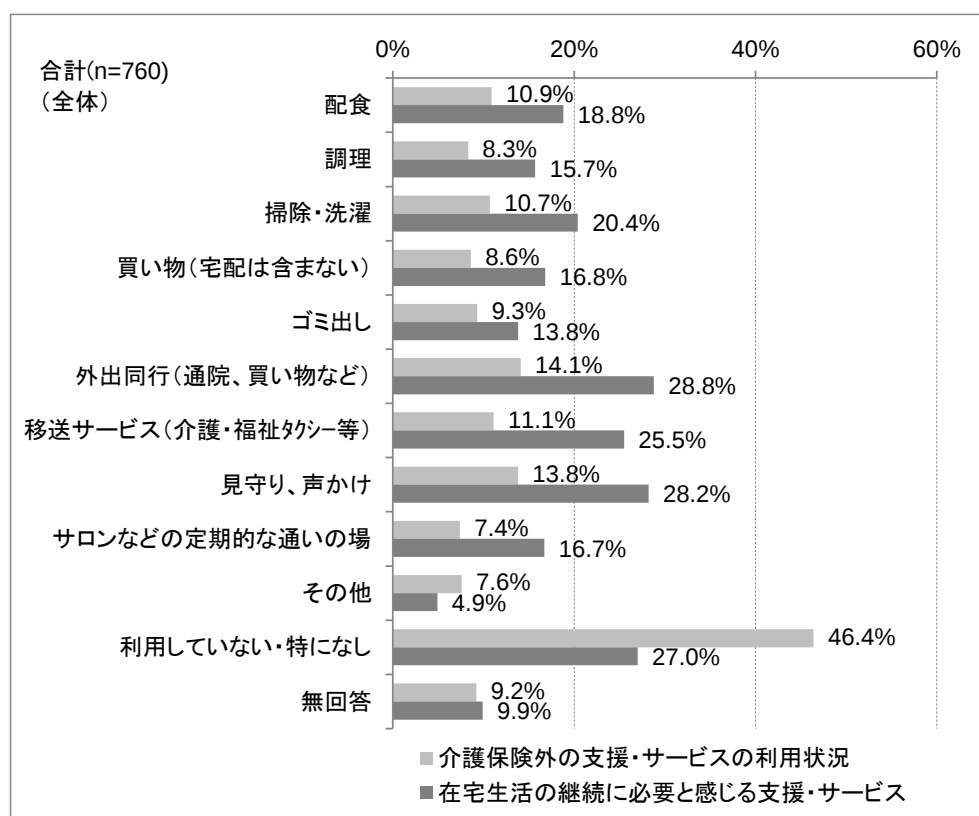
要介護者の在宅サービス利用状況は、「通所系・短期系のみ」サービスの利用割合が高く、特に要介護1・2では55.2%となっています。

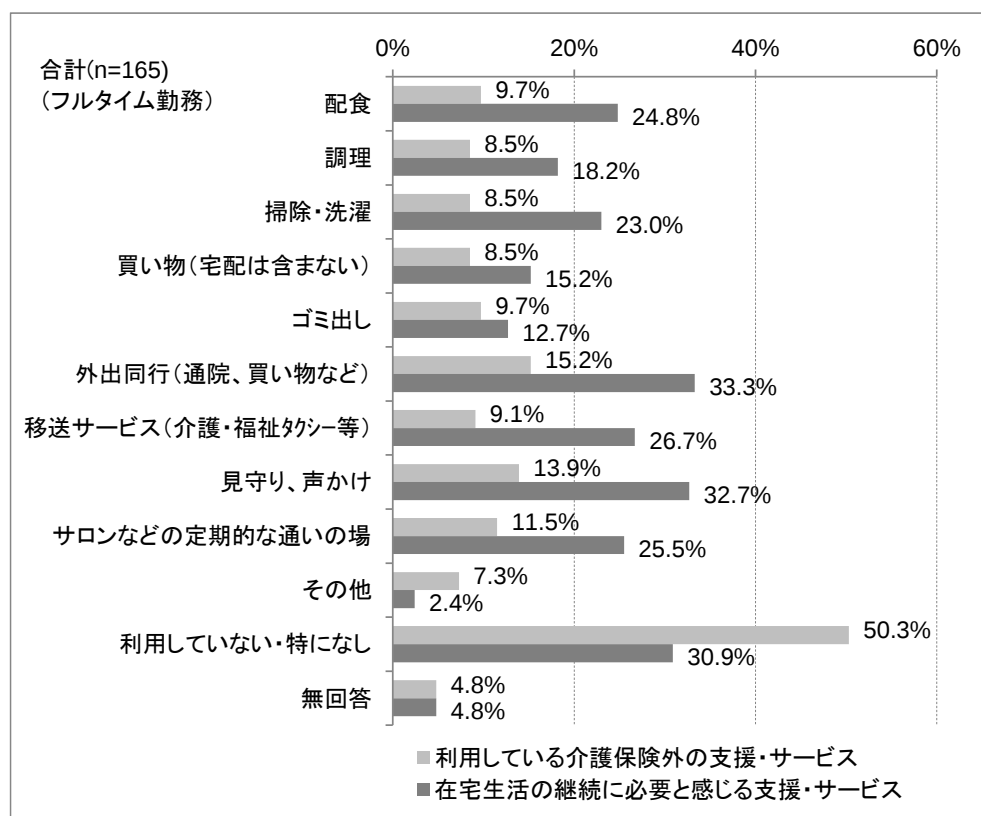


(12) 介護保険外の支援・サービスの利用状況と利用意向

現在利用している介護保険外の支援・サービスの割合に対して、今後在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスの割合は、いずれのサービスにおいても高くなっています。

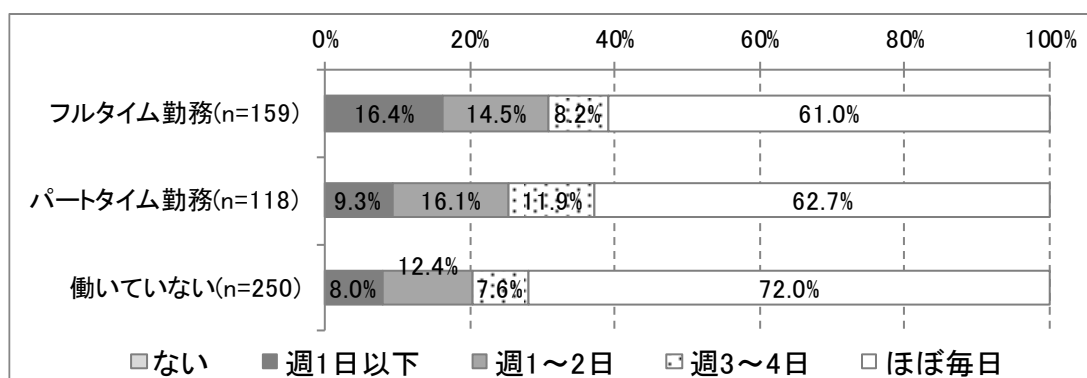
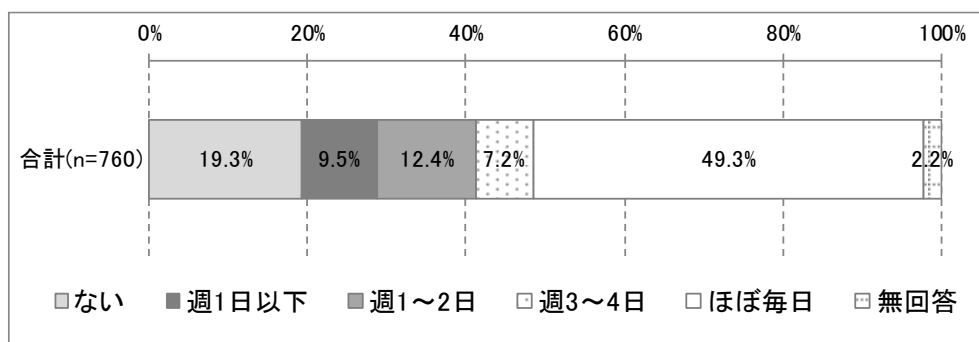
特に主な介護者がフルタイム勤務の場合は、その差が大きくなっており、介護保険外のサービスの必要度を強く感じています。





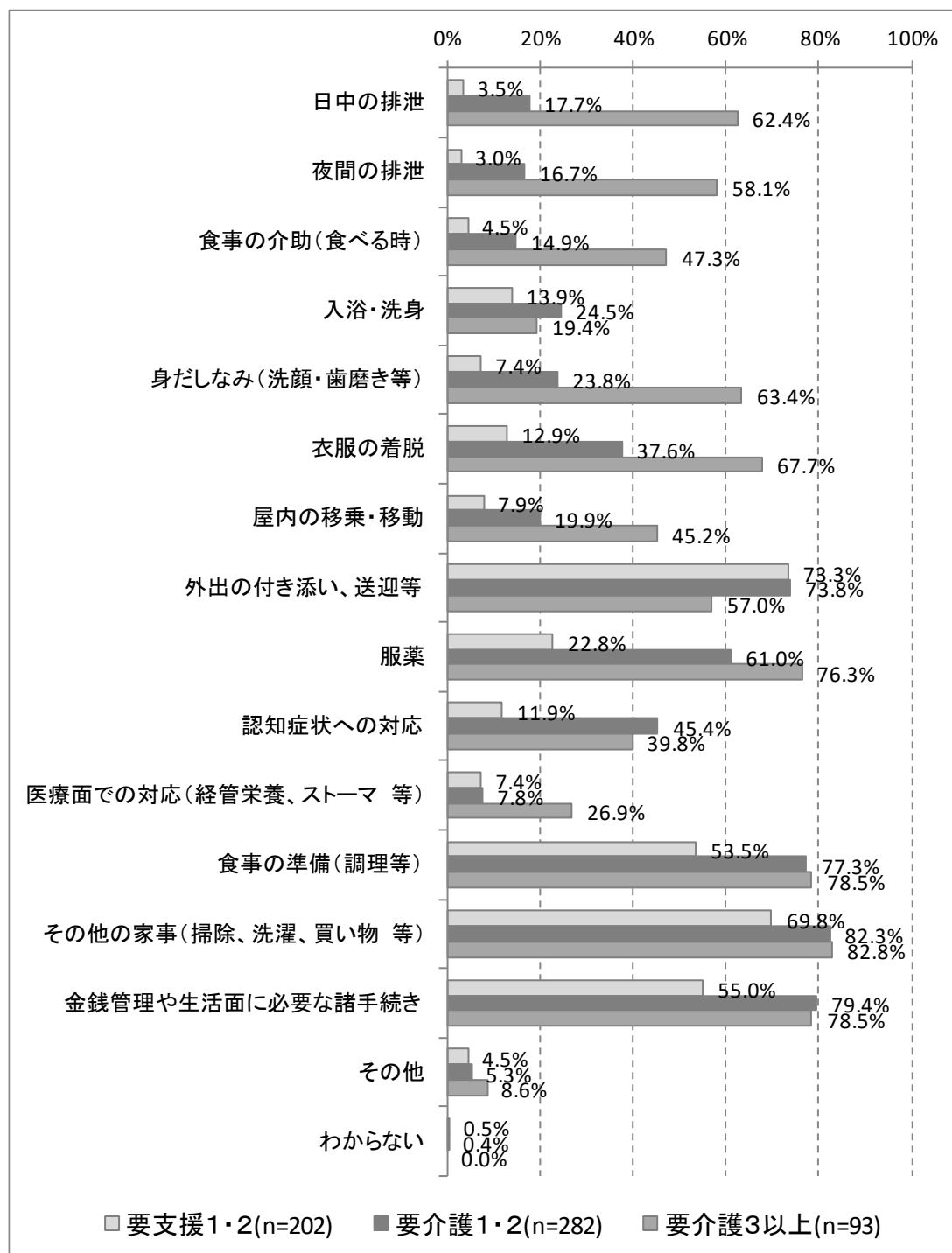
(13) 家族等による介護の頻度

家族等による介護の頻度は、49.3%が「ほぼ毎日」何らかの介護を受けている状態です。主な介護者が働いていない場合は、72.0%が「ほぼ毎日」介護を行っており、フルタイム勤務の場合でも61.0%は「ほぼ毎日」介護を行っている状態です。



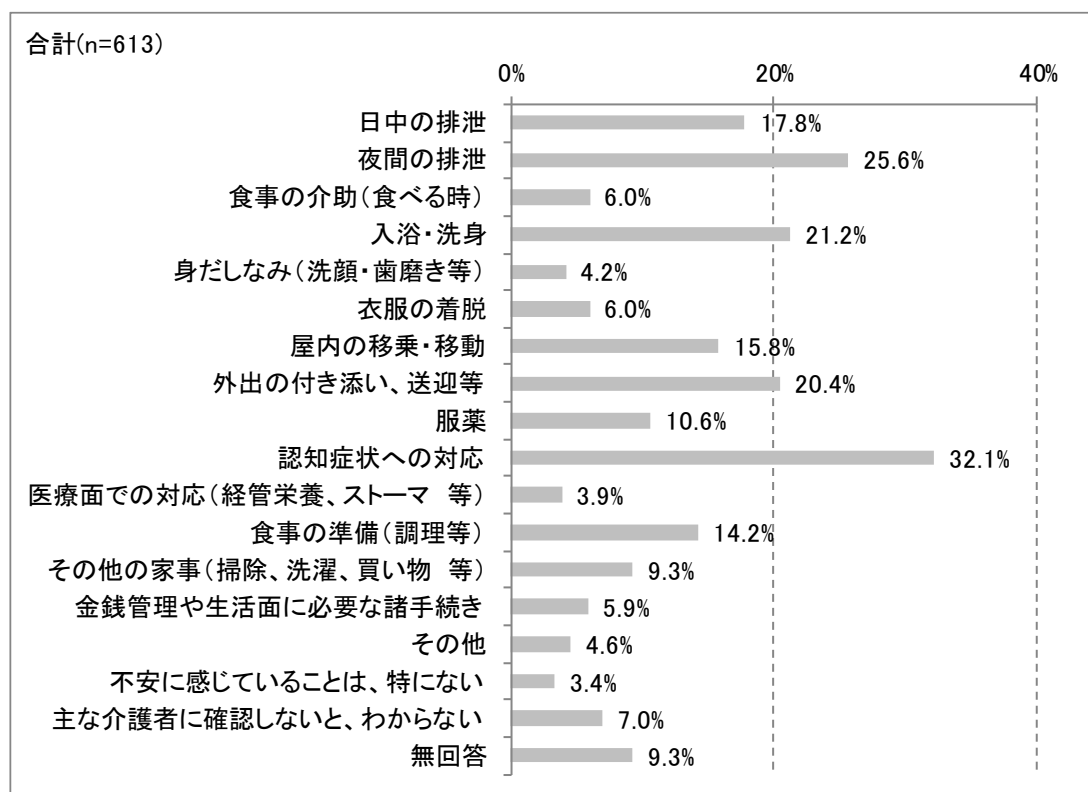
(14) 主な介護者が行っている介護

要介護者が要介護3以上の場合は、排泄、食事をはじめとして、ほぼ生活全般にわたって介護を行う割合が高くなっています。



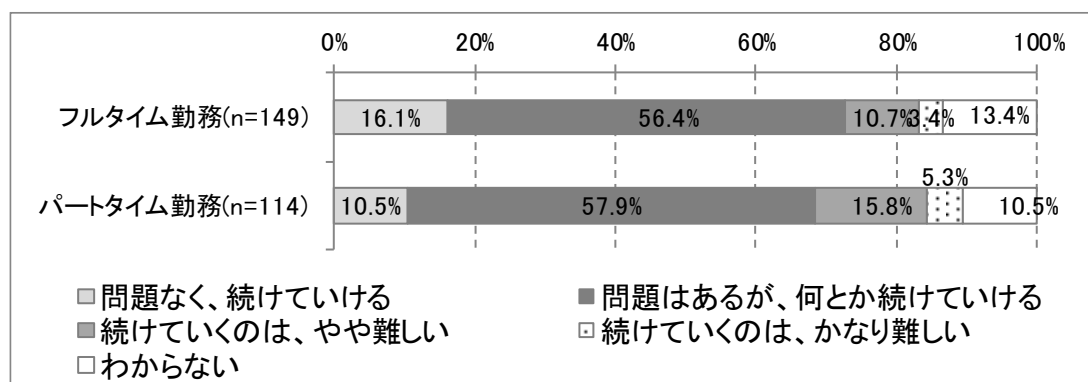
(15) 主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に思う介護は、「認知症への対応」が32.1%で最も高く、次いで「夜間の排泄」が25.6%と高くなっています。



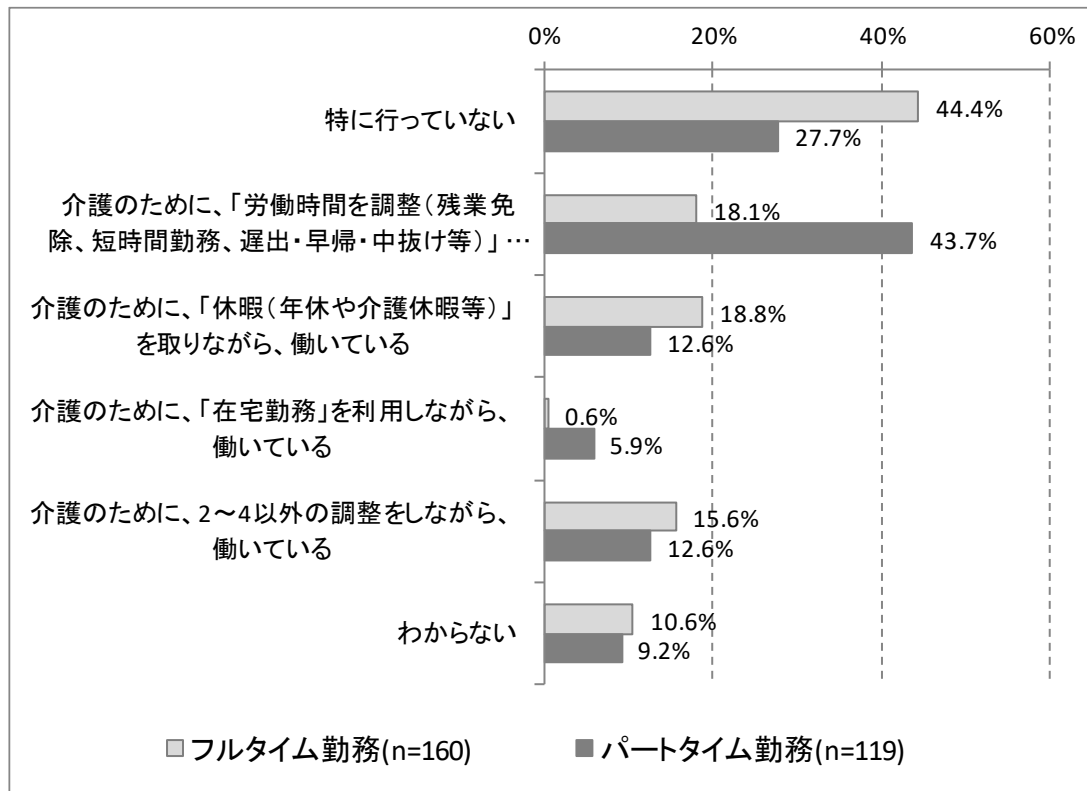
(16) 主な介護者の就労継続見込み

主な介護者の勤務形態では、フルタイム勤務よりもパートタイム勤務の方が『続けていくのは難しい』(「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の合計)と感じる割合が高くなっています。



(17) 主な介護者の介護のための働き方の調整

パートタイム勤務の方が、就労継続が難しいと感じている背景には、フルタイム勤務よりもパートタイム勤務の方が、働き方の調整を行っている人が多い傾向があります。



第3章 計画の基本方向

第3章 計画の基本方向

1 基本理念

本市の介護保険事業計画は、2005（平成 17）年度に策定した第 3 期計画策定時から、団塊の世代が 65 歳に到達する 2014（平成 26）年度を見据えた計画として、基本理念に「だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できる、やすらぎとぬくもりのある伊予市の実現」を定め、第 5 期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる 2025（平成 37）年度を見据えた、地域包括ケアシステムの構築をめざした取り組みをスタートさせました。第 6 期計画では、第 5 期計画で定めた地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを充実させる計画として位置づけました。

第 7 期計画では、本格的に地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを加速化させて、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現をめざします。

これまで継承してきた基本理念は、この地域共生社会の具体的なイメージを表現していることから、本計画においても引き続き継承し、すべての市民が、“だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できる やすらぎとぬくもりのある伊予市”を実感できるよう医療、介護、保健、福祉が連携した、伊予市らしい様々な取り組みを展開します。

基本理念

だれもが安心して、住み慣れた地域で、
健康で生きがいをもって生活できる
やすらぎとぬくもりのある伊予市の実現

2 重点目標

基本理念の実現に向け、次の3つの重点目標を掲げて、施策を展開していきます。

(1) 介護予防・生きがいの推進

高齢になっても自立した生活や様々な活動を継続していくためには、健康寿命を延ばしていく必要があります。そのためには、病気の予防・早期発見・治療とともに加齢による衰えを防ぐための体力づくりや、認知症予防の活動に高齢者が主体的に取り組むことが大切です。

できる限り介護を必要とせず、その人が望む生活を送れるよう、高齢者の自立支援、重度化防止に向けて様々な介護予防事業を展開します。また、趣味やボランティア活動、就労支援などを通して、誰もが生きがいを持って、学び、集い、交流できる活動などを支援します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいなどのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の取り組みを深化、推進します。

そのためには、人としての尊厳を保つ認知症支援策の充実、医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備、福祉サービスの充実、住まいに係る施策との連携などのほかに見守り、助け合いの地域づくりが重要となります。高齢者が支えられる側だけでなく、できる範囲で得意分野を活かして支える側になることで、生きがいや健康づくりにもつながり、充実した生活を送ることができます。

それぞれの日常生活圏域の状況に応じた、保健・医療・介護・福祉の専門的サービスと住民主体の支え合いの活動を組み合わせて、地域包括ケアシステムが実現する地域づくりに取り組みます。

(3) 介護保険サービスの基盤整備と適正な運営

必要な人が必要なサービスを利用できるよう、サービス基盤の整備とサービスの質の向上に取り組めます。また、本人の残存能力を維持・改善することで、生活の質（QOL）を高めることができるような自立支援の視点に立ったケアマネジメントを推進します。

あわせて、介護保険制度の持続可能性を確保するために給付費の適正化事業を推進します。

3 本計画における事業の構成

介護保険制度事業	(要介護1～5)	介護給付	居宅サービス		訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・特定施設入居者生活介護・居宅介護支援	
			施設サービス		介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院(新設)	
			地域密着型サービス		定期巡回・随時対応型・訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設・入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設・入所者生活介護・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)・地域密着型通所介護	
	(要支援1・2)	予防給付	介護予防居宅サービス		介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・介護予防住宅改修・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防支援	
			介護予防地域密着型サービス		介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	
	地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	訪問介護	訪問介護相当サービス(従来の介護予防訪問介護)
					訪問型サービスA	緩和した基準によるサービス
					訪問型サービスB	住民主体による支援(未実施)
					訪問型サービスC	短期集中予防サービス(未実施)
					訪問型サービスD	移動支援(未実施)
				通所型サービス	通所介護	通所介護相当サービス(従来の介護予防通所介護)
					通所型サービスA	緩和した基準によるサービス
					通所型サービスB	住民主体による支援(未実施)
					通所型サービスC	短期集中予防サービス(未実施)
					生活支援事業	
			介護予防ケアマネジメント事業		介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA・B)	
			一般介護予防事業	介護予防把握事業		関係機関や地域から支援の必要な方等、対象者把握
				介護予防普及啓発事業		広報紙掲載、パンフレットの作成、介護予防教室
				地域介護予防活動支援事業		介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を支援
		一般介護予防事業評価事業		総合事業等の評価		
		地域リハビリテーション活動支援事業		リハビリテーション専門職等の指導・助言		
包括的支援事業		地域包括支援センターの運営		総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、ランチ連絡会、地域ケア会議		
		在宅医療・介護連携の推進		多職種連携会議等における8事業		
		認知症施策の推進		認知症初期集中支援チーム、認知症サポーター養成講座、認知症フォーラム、認知症初期症状スクリーニングシステム運用、認知症予防教室、認知症地域支援推進員の配置、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク、認知症あんしん手帳(認知症ケアパス)		
		生活支援サービスの体制整備		生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置		
	任意事業	介護給付費適正化事業		要介護認定の適正化、ケアプラン点検		
		家族介護支援事業		家族介護教室、家族介護用品支給事業、在宅高齢者家族介護手当支給事業		
その他の事業		高齢者安否確認見守り事業(配食による栄養改善・安否確認)、成年後見制度利用支援事業、住宅改修支援事業				
その他の高齢者福祉事業	高齢者福祉事業		老人クラブ活動支援、シルバー人材センター支援、敬老事業、ふれあい・いきいきサロン事業への支援、ボランティア活動支援			
	福祉のまちづくり		高齢者見守り員、高齢者見守りネットワーク、緊急通報装置の設置、災害時要援護者支援、介護予防施設送迎サービス事業等			
	高齢者福祉施設等		高齢者の健康増進や三世代交流等、様々な目的に対応した施設整備等			

※このページは空白です。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 地域支援事業の現状と施策の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

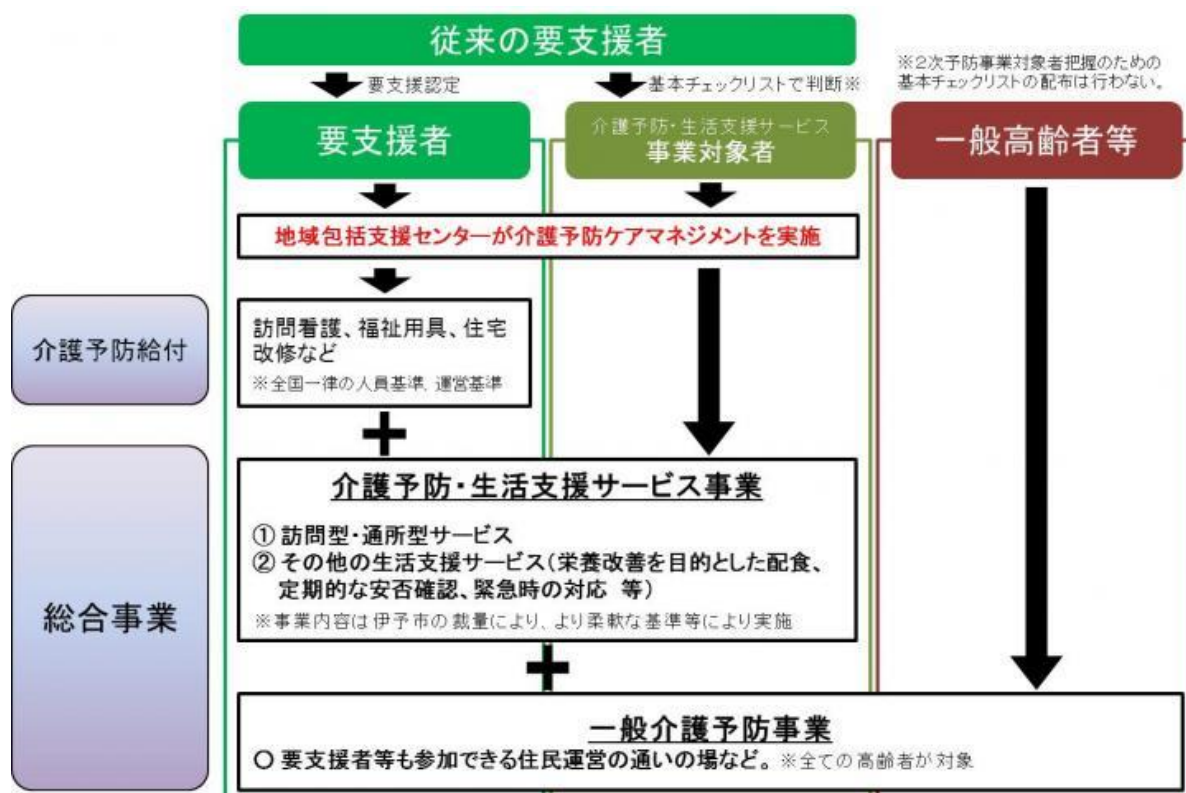
介護予防・日常生活支援総合事業は、一人暮らしや認知症になったとしても、高齢者がいつまでも住み慣れた住まいで暮らし続けることができることをめざす「地域包括ケアシステム」の基本となる事業です。これまでの介護予防の取り組みを充実し、サービス提供を迅速に行い、要介護になりにくい伊予市民を増やす取り組みです。

【介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ】

新たに介護（予防）サービスを受けようとする方は、初回は必ず要介護認定申請を行い、認定結果に基づくサービスが受けられることとなりますが、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみで介護予防が実現できる方は、簡単な申請と基本チェックリストのみで、総合事業対象者の認定を受けることができます。

伊予市では新規に総合事業対象者の認定を受けようとする場合は、要介護認定申請が必要となっており、その後、基本チェックリストで該当になれば総合事業対象者認定申請で認定を行っています。（2017（平成29）年4月現在）

介護保険の基本は日常生活自立のための支援です。伊予市地域包括支援センターでは、一人一人の能力にあった日常生活を送るためのケアプランを立てるために、本人やご家族、サービス提供事業者、医療機関などの関係者と情報共有や意思確認を行いながら「介護予防ケアマネジメント」を実施し、本人の同意を得てサービス提供へつなげます。



※伊予市では、新規に事業対象者の認定を受けようとする場合は、要介護認定申請が必要です。（平成29年4月現在）

①介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けている方は、引き続き従来の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」に相当する「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」を受けることができます。

総合事業対象者の認定を受けた方（要支援認定を受けている方を含む）は、新たに、訪問型サービスAや通所型サービスAを利用することができます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、一定の範囲内で伊予市が独自に基準を設けることができる介護予防のための事業です。少しの手助けで自立生活が可能になる高齢者の生活を支える事業として、住民同士の支え合いの仕組みを導入するなど検討していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントは、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用して自立支援につながることを目的としています。利用者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど社会資源の活用も含めて、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていけるようなケアプランの作成が必要です。

介護予防・日常生活支援総合事業の目的に沿って、自立支援に資するケアマネジメントを推進します。

【現在実施しているサービス】

事業名		事業の内容
訪問事業	訪問型サービスA	● 身体介護を必要としない、生活援助（清掃、ごみの分別搬出、洗濯、買い物、調理の援助）のみを提供するサービス
通所事業	通所型サービスA	● 入浴、排せつ、食事その他における身体介護を必要としない、日常生活上の支援や運動・レクリエーションなどを提供するサービス
介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)		ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント） 1. 介護予防支援計画書（ケアプラン）原案作成 2. サービス担当者会議 3. 利用者への説明・同意 4. ケアプランの確定 5. 利用者及びサービス提供事業者へ提供 6. サービス利用開始 7. モニタリング ・毎月サービス提供状況を確認 ・3か月に1回の訪問面接 ケアマネジメントB（簡略化したケアマネジメント） ケアマネジメントAの一部を簡略化して実施

【介護予防ケアマネジメント実績】

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
ケアプラン件数	5,270	5,814	5,721

②一般介護予防事業

②-1 介護予防把握

ア) 二次予防事業対象者把握事業

介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者に対し、訪問や地域包括支援センター窓口等において生活機能基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象者の把握を行いました。

二次予防事業の対象者と判断された方に対し、地域包括支援センター（保健師）が個別に聞き取り調査を行い、通所型介護予防事業につなげています。委託事業者において、介護予防プログラム（運動器の機能向上、口腔機能の向上、認知機能低下予防）を実施しました。

2017（平成 29）年度より、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防把握事業として実施しています。関係機関や地域から支援の必要な高齢者の情報を得て、生活機能基本チェックリストも活用しながら対象者の把握を行います。

【通所型介護予防事業実績】

	対象人数 (人)	基本 (実施回数)	運動 (実施回数)	口腔 (実施回数)	認知機能 (実施回数)
2016 (平成 28) 年度	103	2,798	2,614	0	181
2015 (平成 27) 年度	85	3,125	2,913	4	197

②-2 介護予防普及啓発

介護予防の基本的な知識について、広報紙等への記事掲載及びパンフレット等の作成・配布により普及啓発を図っています。

また、地域包括支援センター（保健師）が公民館、集会所等において介護予防に関する教室を開催し、筋力向上、転倒予防、栄養改善、疾病予防等についての教育・相談活動を実施しているほか、一次予防事業対象者介護予防事業として市内 5 か所の委託事業所において、高齢者を対象にした転倒予防、認知症予防、IADL（手段的日常生活動作能力）訓練等の教室を開催しています。さらに、各地域で開催される老人クラブ等の会合において介護予防意識啓発のミニ講演会を実施しています。

様々な機会を通じて介護予防意識の啓発に努めます。

【保健師等が実施した介護予防教室の実績】

教室名	活動場所	活動内容	実施回数	参加人数
元気いきいき教室	中村公民館	講演・実技 介護予防・ 認知症予防・転倒予防等	9 回	178 人
認知症予防教室	中山地域事務 所他	中山健康調査の結果説明及 び認知症予防について	4 回	81 人
高齢者自治大学	奥東公民館	医療・介護講座	1 回	15 人
いきいきサロン他	集会所等他	認知症予防、介護予防、地域 連携等についての講話	9 回	569 人

【一次予防事業対象者介護予防事業実績】

	実施回数 (回)	参加者数 (延べ人数)	参加者数内訳 (人)		
			転倒予防	認知症予防	I A D L
2016 (平成 28) 年度	127	2,673	1,066	1,403	204
2015 (平成 27) 年度	114	2,258	920	1,134	204

②-3 地域介護予防活動支援

2007（平成 19）年度に設立された地域介護予防活動団体 2 団体に、一次予防教室参加者から自主活動グループの設立へとつながった 1 団体が増え、あわせて 3 団体が活動を行っています。職員（保健師等）の派遣及び費用の一部助成などの支援を行っています。

介護予防に資する住民主体の通いの場の活動を支援し、地域活動組織の育成をします。

【活動支援を行った団体】

団体名	活動場所	活動日	活動内容	会員数
上吾川いきいき健康クラブ	上吾川集会所	1 回／週 (毎週木曜日)	健康体操	約 80 人
しおさい倶楽部	総合保健福祉センター	2 回／週 (毎週水・土曜日)	健康体操	約 70 人
歌体操教室	総合保健福祉センター	4 回／月 (毎週火曜日)	健康体操	約 40 人

②-4 一般介護予防事業評価

介護予防事業の実施状況について、定期的に評価を行う事業です。現在は実施に至っていません。

②-5 地域リハビリテーション活動支援

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議等における技術的助言、住民運営の通いの場等に対し、介護予防のための評価や助言を行うなどリハビリテーション専門職等の関与を連携して行います。

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターは、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、地域ケア会議などの各事業を行っています。

ア) 総合相談支援事業

介護相談をはじめ権利擁護・虐待などの早期対応を図るための総合相談機関である地域包括支援センターにおいて相談事業を実施するとともに、住民の身近な場所で相談が可能となるよう、市内に相談窓口（ブランチ）を設置し、連携しながら、今後も総合相談支援体制の充実に努めます。

【地域包括支援センターとブランチ設置場所】

施設名	所在地
伊予市地域包括支援センター	米湊 1212 番地 5
中山幸梅園	中山町中山寅 381 番地
双海夕なぎ荘	双海町上灘甲 5269-1 番地

【相談実績】

相談延件数（件）		2014(平成 26)年度	2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度
伊予市地域包括支援センター		467	432	394
在宅介護支援センター	伊予市社会福祉協議会	442	555	382
	伊予あいじゅ	309	339	256
	森の園	284	198	239
	なかやま幸梅園	602	580	508
	双海夕なぎ荘	378	343	266

【2016（平成28）年度相談内容別実績】

相 談 内 容	相談件数（件）	
	委託分	包括分
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	1,626	347
権利擁護（成年後見制度等）に関すること	16	31
高齢者虐待に関すること	9	16
合 計	1,651	394

【2016（平成28）年度ランチ別相談実績】

（単位：件）

相談内容	伊予市 社協	伊予 あいじゅ	森の園	なかやま 幸梅園	双海 夕なぎ荘	合計
虐待相談	2	1	0	6	0	9
権利擁護相談	16	0	0	0	0	16
その他	364	255	239	502	266	1,626
合 計	382	256	239	508	266	1,651

イ）ランチ連絡会

地域包括支援センターとランチが定期的に連絡会を開催し、情報交換や新しい事業等の周知・理解を深める場を設けています。

情報交換、連携強化の場として継続して開催します。

ウ）権利擁護事業

高齢者虐待の相談・通報に基づき、課内でコア会議を開催し、対応について協議・検討を行っています。支援についても関係機関と連携を図り、適切な対応に努めています。

今後も虐待の防止と認知症高齢者等の成年後見制度の活用等の支援を行います。

エ）包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域包括支援センターの専門職である保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種及び地域の介護事業所並びに関係機関が連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行っています。

市内事業所の介護支援専門員を対象にした介護支援専門員連絡会を開催し、専門職としての知識、技能の向上に努めるとともに介護支援専門員はもとより、関係機関との連携強化に努めています。2016（平成28）年度は地域包括ケアシステム構築に資するため、地域資源の再認識を行い資源のマップづくり等に取り組みしました。

高齢者一人一人の状態に応じた適切なケアマネジメントが実施されるよう、介護支援専門員等の資質と対人援助技術の向上のための取り組みを進めます。

【2016（平成28）年度介護支援専門員連絡会開催内容】

月日	場所	内 容	参加人数
2016 (平成28)年 6月14日	中央公民館	・「伊予市における総合事業へのアプローチ」 ・「家族介護手当支給対象者の変更について」 長寿介護課職員 ・伊予市医療連携シート（案）について 地域包括支援センター職員 ・グループワーク「地域資源マップの作成」	45人
10月29日	中村公民館	・講演「ケアマネ業務における地域づくりの視点」 愛媛県社会福祉士会 副会長 島崎義弘先生 ・長寿介護課より連絡 長寿介護課職員	57人
2017 (平成29)年 2月15日	総合保健福祉センター	・説明会「伊予市介護予防ケアマネジメントについて」 地域包括支援センター職員 ・「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について」 長寿介護課職員	66人

【介護支援専門員連絡会開催実績】

	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度 (見込み)
介護支援専門員連絡会開催回数（回）	3	3	3

オ）地域ケア会議

2014（平成26）年度に立ち上げた地域ケア会議を推進するにあたり、民生委員会やランチ連絡会で周知を図りました。また、ランチ連絡会において相談シート・アセスメントシートの周知・実践を繰り返して活用に結びつけました。

地域ケア会議の体制づくりはできていますが、地域ケア会議開催には至らず、個別ケア会議を開催するのに留まっています。

個別ケア会議で把握した地域課題を、社会資源の開発に結びつけ、必要に応じて市全体の政策形成につなげるための地域ケア会議を開催します。

②在宅医療・介護連携の推進

高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療の増加、複数疾病の発症、要介護・認知症の発生率が高まる等の特徴があり、医療と介護の両方を必要とすることが多くなります。

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を目処に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対して、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められています。そのため以下の8つの事業のすべてを2018（平成30）年4月には実施することが義務付けられました。

2017（平成29）年度中に実施すべき事業を着実に実行し、病院と在宅の入退院調整ならびに医療職と介護職が連携して在宅における医療と介護が適切に行われるよう取り組みを進めます。

ア) 地域の医療・介護の資源の把握

介護支援専門員連絡会において関係者のグループワークにより「医療と介護関連地域資源マップ」を作成しました。

イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、現状把握や課題の抽出、対応策を検討していきます。

ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療、在宅介護の関係者と連携を図り、提供体制の構築を推進していきます。

エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有ツールとして「伊予市医療連携シート」を作成し、医療・介護関係者の情報共有支援を行っています。

オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置した相談窓口を設置し、在宅における医療と介護が適切に行われるよう支援します。

カ) 医療・介護関係者の研修

医療・介護関係者で研修会やグループワークを通じて多職種の連携を図ります。

キ) 地域住民への普及啓発

地域住民を対象とした講演会等の開催や、在宅医療介護サービスに関するチラシ、パンフレット等により普及啓発を行います。

ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

近隣市町と検討会を設置し、在宅医療・介護連携推進事業について、課題解決や具体的な事業について検討を行っており、今後も継続していきます。

③認知症施策の推進

ア) 認知症初期集中支援チーム

定期的な認知症疾患医療センターとの連絡会等により情報共有や連携を図っています。2017（平成29）年度中に配置を行い、初期段階からの介入による対応で、認知症高齢者及び家族の支援を行います。

イ) 認知症サポーター養成講座

高齢者や障害者を地域で支え合う体制づくりの推進を目的とし、認知症の理解を深め、初期認知症支援の基盤整備を図っています。

また、本市では認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイト登録者が119人、養成した認知症サポーターの累積人数は1,623人となっています。（全国キャラバン・メイト連絡協議会資料、2017（平成29）年3月31日現在）

地域ぐるみで認知症を理解し、支援するために、認知症サポーターの養成を進めています。

【2016（平成28）年度認知症サポーター養成講座開催内容】

事業名	場所	内容	参加人数
認知症サポーター養成講座	伊予市総合保健福祉センター 他	認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を増やし、安心して暮らせるまちづくりの講話を行う。受講者にはオレンジリングを配布する。	38人

【認知症サポーター養成講座開催実績】

	2014（平成26）年度	2015（平成27）年度	2016（平成28）年度
養成講座開催回数（回）	－	3	2
受講者数（人）	－	152	38

【本計画期間内における実施予定】

	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020（平成32）年度
養成講座開催回数（回）	1	2	2
受講者数（人）	30	60	60

ウ）認知症フォーラム

市民の認知症に対する関心を高め、理解を深める機会としてフォーラムを開催しました。

今後も、認知症理解と予防の啓発のための事業に取り組みます。

【認知症フォーラム開催実績】

日時	場所	内容	参加人数
2016（平成28）年 11月6日（日）	ウエルピア 伊予	講演「スロージョギング& スローステップで脳と身体が若返る」 実技「やってみよう！ スロージョギング&スローステップ」 講師：福岡大学 スポーツ科学部 教授 福岡大学基盤研究機関身体活動研究所 所長 医学博士 田中宏暁氏	82人

エ）認知症初期症状スクリーニングシステム運用

家族や本人が、認知症の初期症状をチェックできる「認知症簡易チェックサイト」を開設し、2014（平成26）年10月より運用を開始しています。パソコンや携帯電話を利用して簡単に認知症の初期症状のチェックが行える認知症初期症状スクリーニングシステムを活用して、認知症に対して不安を抱えている方々の初期相談や早期受診を促しています。

費用対効果も勘案しながら、認知症に関する幅広い啓発手法を検討します。

【サイト別アクセス数実績】

2016（平成28）年4月～2017（平成29）年3月

サイト名	アクセス数（延べ数）
これって認知症？（家族・介護者向け）	2,263 件
わたしも認知症？（本人向け）	1,779 件



オ) 認知症予防教室

地域包括支援センター及び市内5か所の委託事業所において実施する介護予防教室のなかで認知症予防教室を実施しています。

引き続き、認知症予防の取り組みを進めるとともに参加者の拡大に努めます。

カ) 認知症地域支援推進員の配置

定期的な認知症疾患医療センターとの連絡会等により情報共有や連携を図っています。「認知症地域支援員」の配置に向けて、職員の研修等を行い、2017（平成29）年度中に配置を予定しています。

認知症地域支援員の配置により、認知症の容態の変化に応じすべての期間を通じて必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成することをめざします。

キ) 伊予市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業

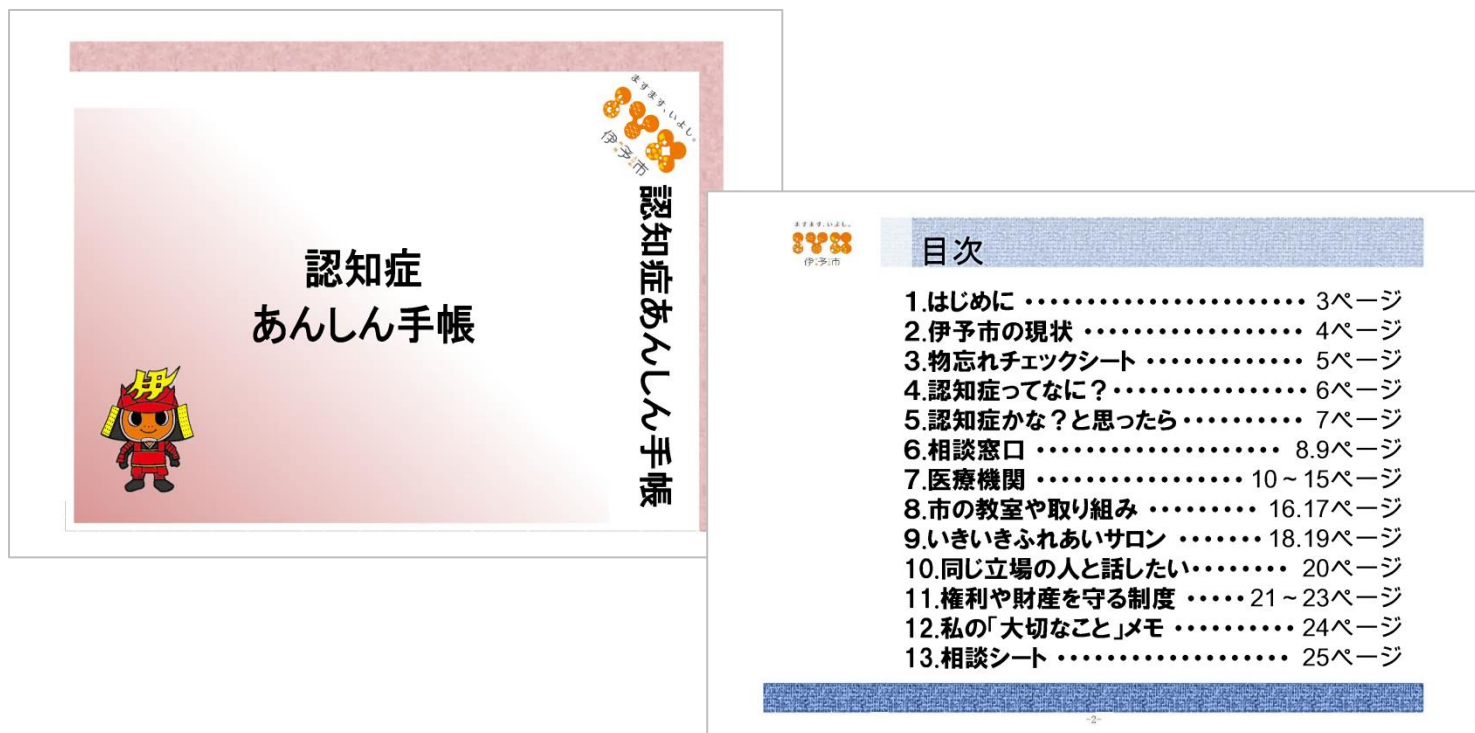
徘徊のため行方が分からなくなった高齢者の方を警察署や行政、郵便局、福祉関係機関、交通機関等や地域の人々の協力により、できるだけ早くご家族の元へ安全にお返しするためのネットワークです。伊予市社会福祉協議会の事業として実施しています。

協力者の拡大を進めて、認知症高齢者の安全確保に努めます。

ク) 認知症あんしん手帳（認知症ケアパス）

地域ごとに、認知症の方の状態に応じて、いつ、どこで、どの様な医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容等を、認知症の人やその家族に提示できる認知症ケアパスとして「認知症あんしん手帳」を作成しました。

必要に応じて内容を更新して、認知症にかかわる最新の情報が得られるよう努めます。



④生活支援サービスの体制整備

生活支援体制整備事業は、住民主体の活動、地域の団体、企業、行政の協働を通じて、高齢者の社会参加・介護予防・生活支援につながる活動やサービスが充実している地域づくりをめざす事業です。そのために生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が想定されています。本計画期間において、地域の実情に応じた様々なネットワーク化をめざし、日常生活圏域の6地区における第2層協議体と、市全体として一体的な生活支援体制の整備を推進するための第1層協議体の設置を行います。併せて、多様な日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていけるよう、生活支援コーディネーターの配置を行います。

(3) 任意事業**①介護給付費適正化事業**

国保連合会の介護給付費適正化支援システムを活用して、必要に応じてケアプランについてサービス提供事業所やケアマネジャーに確認を行う等の取り組みを行っています。

介護保険制度の持続可能な運営のために、介護給付費の適正化に取り組みます。

②家族介護支援事業**ア) 家族介護教室**

高齢者を介護している家族やボランティア等に対し、介護方法や介護予防及び介護者の健康づくり等についての知識並びに技術を習得してもらう教室を開催することにより、家族介護者等の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、在宅福祉の向上及び介護予防に努めています。

家族介護教室の継続的開催により、家族介護者の支援を進めます。

【家族介護教室開催実績】

	開催回数 (回)	参加人数 (人)
2016 (平成 28) 年度	21	249
2015 (平成 27) 年度	22	343

イ) 家族介護用品支給事業

市民税非課税世帯で要介護 4 又は 5 の高齢者等を在宅で常時介護している者に対し、介護用品（紙おむつ・尿とりパット）を支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、在宅生活の継続及び向上を図っています。

引き続き事業を実施することで、在宅で介護する家庭の経済的負担を軽減します。

【家族介護用品支給事業実績】 家族介護用品支給限度額：5,000 円／月

	対 象 者 数 (人)			
	伊予地区	中山地区	双海地区	合 計
2016 (平成 28) 年度	27	8	10	45
2015 (平成 27) 年度	25	10	10	45

ウ) 在宅高齢者家族介護手当支給事業

市民税非課税世帯で要介護 4 又は 5 の 65 歳以上の高齢者を在宅で常時介護している者に対し、介護手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図り、在宅生活における福祉の増進・支援に努めています。

引き続き事業を実施することで、在宅で介護する家庭の経済的負担を軽減します。

【在宅高齢者家族介護手当支給事業実績】 支給額：5,000円／月

	対 象 者 数 (人)			
	伊予地区	中山地区	双海地区	合 計
2016 (平成 28) 年度	27	9	8	44
2015 (平成 27) 年度	24	7	10	41

※2016（平成 28）年 10 月より、支給対象者を介護保険サービスを受けていない期間を継続して 1 年間有している者とした。

③その他の事業

ア) 高齢者安否確認見守り事業

訪問による定期的な食事（弁当）の提供により、高齢者の安否確認を行い、異常を確認した場合には、関係機関へ通報する委託事業を実施しています。

引き続き事業を実施することで、一人暮らし高齢者等の見守りを行います。

(対象者)

- ・ 65 歳以上の一人暮らしの高齢者で、身体的虚弱等のため見守りが必要と認められる者
- ・ 65 歳以上の高齢者のみで構成する世帯の世帯主又は世帯員で、当該世帯主又は世帯員のいずれかについて要支援・要介護状態である者
- ・ 世帯主又は世帯員が障害や疾病、その他やむを得ない理由により見守りが必要と判断される者等

【高齢者安否確認見守り事業実績】

事業所	地 区	利用者数 (延べ人数)	利用回数 (延べ回数)
宅配クック 1・2・3	伊予地区	605	13,364
なかやま幸梅園	中山地区	71	824
クロスサービス	双海地区	250	5,169
合計		926	19,357

【高齢者安否確認見守り事業実績】

		2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度 (見込み)
対象者数 (人)	伊予圏域	189	138	145
	双海圏域	35	28	27
	中山圏域	47	21	22
	合計	271	187	194

イ) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない高齢者（要支援者）の福祉の増進を図るため、市長が家庭裁判所に対して行う成年後見、保佐又は補助の開始審判の請求（市長申立）による支援を行っています。

引き続き事業を実施することで、認知症高齢者等の権利擁護に努めます。

【成年後見制度利用支援事業実績】

(単位：人)

	成年後見		保 佐		補 助	
	男	女	男	女	男	女
2016 (平成 28) 年度	1	3	0	0	0	0
2015 (平成 27) 年度	0	1	0	0	0	0

ウ) 住宅改修支援事業

居宅サービスを利用していない（居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない）認定者が住宅改修を行うために居宅介護支援事業者等が理由書を書いた場合は、介護報酬の支給対象とならないため、手数料（2,000 円）を支給しています。

引き続き事業を実施することで、在宅で生活する要介護認定者等の支援を行います。

【実績】

	2014(平成 26) 年度	2015(平成 27) 年度	2016(平成 28) 年度
支援件数（件）	8	7	7

2 その他の高齢者福祉事業の現状と施策の推進

(1) 高齢者福祉事業

①老人クラブ活動支援

高齢者の仲間づくりや健康づくり、生きがいのため、老人クラブ会員を主体とした介護予防活動、相互支援活動、奉仕活動を推進することにより、クラブ活動の活性化を図り、地域を基盤とする自主的な組織の育成に努めています。

今後も、身近な地域で、高齢者が仲間とともに充実した生活を送れるよう、活動を支援します。

(老人クラブの主な活動)

- ・ 老人クラブの普及・育成及び援助
- ・ 講習会及び、講演会の開催
- ・ 体育競技会及び、レクリエーションの開催
- ・ 社会奉仕活動
- ・ 県及び、市並びに県老人クラブ連合会主催の行事に参加
- ・ 関係機関並びに、諸団体との連絡調整
- ・ その他、会の目的達成に必要な事項

【実績】

各年4月1日現在

	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度
クラブ数	67	66	66
会員数(人)	3,104	3,073	2,986

②シルバー人材センター支援

伊予市シルバー人材センターにおける高齢者の就業機会確保と福祉の増進を図るため、事業推進に要する経費に対し補助金を交付しています。

引き続き、高齢者の就業機会の拡大に向けた支援を行います。

【実績】

各年4月1日現在

		2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度
会員数(人)	男性	121	109	121
	女性	52	61	58
	合計	173	170	179

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
受注件数(件)	1,394	1,334	1,317
就業実人数(人)	147	163	151
就業延人数(人)	18,217	17,594	16,524
契約金額(円)	85,415	80,064	72,605

③敬老事業

広報区長、広報委員、民生委員、高齢者福祉施設長等の協力により、毎年9月頃に各地域で開催される敬老会を支援しています。

また、数え年で88歳を迎える方には、敬老会の実施にあわせ、米寿のお祝いの記念品を進呈し、100歳を迎える方には、長寿のお祝い状と敬老祝金を進呈しています。ご自宅でお元気にお過ごしの方には、市長が直接訪問しお祝いしています。

【実績】

	2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
敬老会開催箇所数(箇所)	80	80	79
米寿記念品対象者数(人)	277	275	257
100歳記念品対象者数(人)	6	18	11

④ふれあい・いきいきサロン事業への支援

各地域の集会所等を利用して高齢者に他者との交流やふれあいの場を提供することにより、孤独感や閉じこもり生活の解消を図り仲間づくりを推進しています。

身近な地域での交流機会として、引き続き、サロン活動への支援を行います。

【実績】

各年4月1日現在

		2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度
実施箇所数 (箇所)	伊予圏域	42	43	47
	双海圏域	17	16	15
	中山圏域	14	12	12
	合計	73	71	74

		2014(平成26)年度	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度
参加延人数 (人)	伊予圏域		4,858	4,951
	双海圏域		1,722	1,577
	中山圏域		1,177	1,011
	合計	8,202	7,757	7,539

⑤ボランティア活動支援

伊予市ボランティアセンターにおいて、傾聴ボランティア講座、ハッピーシニアライフ講座などのボランティア養成講座を開催して生きがいづくりを推進しています。

地域包括ケアシステムでは、高齢者自身も支える側になっていただくことから、誰もが気軽に参加できるボランティア活動参加のきっかけづくりに取り組みます。

【実績】

	2014(平成 26)年度	2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度
開催回数 (回)	11	0	7
参加者数 (人)	49	0	30

(2) 福祉のまちづくり

①高齢者見守り員

約 90 人の高齢者見守り員が、市内に住む 65 歳以上の一人暮らし高齢者等に対し、定期的に訪問し、安否確認を行うことにより不測の事故防止に努めています。

一人暮らし高齢者の増加が予想されることから、今後も見守りの体制を充実します。

【実績】

	2014(平成 26)年度	2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度
見守り員登録人数 (人)	93	93	93
訪問対象者数 (人)	705	710	666

②高齢者見守りネットワーク

市内で営業などを行っている事業所と協定を締結し、各事業所のお客様である高齢者の方に異変があった場合や、営業活動中に異変を発見した場合などに、迅速に通報等を行っていただく体制を整備しています。

協力事業所を拡大し、地域全体での見守り体制を構築します。

【協定締結事業所】

2017 (平成 29) 年 4 月 1 日現在

協力事業者 (50 音順)	主な事務所・支店
株式会社伊予銀行	郡中支店、中山支店、上灘支店
株式会社Aコープ西日本	愛媛エリア事務所
株式会社愛媛銀行	郡中支店
愛媛信用金庫	郡中支店、港南支店
えひめ中央農業協同組合	伊予中央支所、ルミエール伊予、南山崎支所、南伊予支所、中山支所、上灘支所、下灘支所
株式会社クロスサービス	配食センター
生活協同組合コープえひめ	松山西支所
四国アルフレッサ株式会社	松山第一支店
株式会社セブンスター	
社会福祉法人中山梅寿会	なかやま幸梅園ほか
布亀株式会社	
株式会社フジ	伊予店

③緊急通報装置の設置

電話回線を利用した緊急通報装置を貸出しています。万が一の時にボタンを押すことによって通報でき、また、月に1～2回の「お元気コール」で安否確認を行います。

定期的な安否確認により、高齢者自身の安心にもつながるため、継続して事業を実施し、対象者の把握に努めます。

【実績】

	2014(平成 26)年度	2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度
設置人数 (人)	204	214	184

④災害時要援護者支援

「伊予市避難行動要支援者避難支援全体計画」を策定し、危機管理課と市民福祉部で、避難行動要支援者避難支援班を編成し、平常時においては、①避難行動要支援者情報の収集・共有・更新、②避難行動要支援者避難支援事業の啓発と情報共有のための支援、③支援体制の整備を行い、災害時においては、必要に応じて災害対策本部を設置し、伊予市地域防災計画及び伊予市職員災害時配備計画に基づき編成される避難班により、避難所開設、避難住民救護、避難行動要支援者保護、応急支援物資配給などに関する業務を開始することとしています。

災害時の避難において、支援の必要な人に適切な対応ができるよう要支援者情報の情報把握と支援体制の整備を進めます。

⑤介護予防施設送迎サービス事業

伊予市高齢者福祉施設の利用促進を図るため、高齢者等に対し移動交通手段を提供し、地域福祉の向上を図ってきましたが、他の公共交通体制が整備されたため、2017（平成 29）年度をもって事業は終了します。

【実績】

	2014(平成 26)年度	2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度
延送迎回数 (回)	408	315	389

⑥高齢者心配ごと相談事業

高齢者が抱える日常生活における様々な悩み事について、民生委員、弁護士が専門的な見地からアドバイスをを行い、不安や疑問を解消し地域福祉の向上を図っています。

相談窓口の周知を進め、高齢者の不安軽減に努めます。

【実績】

	2014(平成 26)年度	2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度
開催回数 (回)	96	96	96
延相談者数 (人)	90	114	113

⑦消費者被害の防止

市消費者相談窓口のほか民生児童委員や老人クラブ、いきいきサロン、市広報などを通じ、消費者である高齢者への相談対応、啓発活動を実施しています。

悪質商法や振り込め詐欺など高齢者を狙う事案は後を絶たず、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦、認知症患者が増加するなかで更なる地域での見守りや声掛けが必要です。

高齢者の消費者被害を未然に防ぐための情報提供、啓発を進めます。

【実績】

	2015(平成 27)年度	2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度 (見込み)
65 歳以上が相談件数に占める割合	57.2%	44.3%	45%

(3) 高齢者福祉施設等

介護保険サービス外の施設整備について、各施設の目的に基づき、利用状況の把握とともに、計画的な施設整備の推進に努めていきます。

①養護老人ホーム

身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由で、居宅において養護を受けることが困難な方を養護するための施設です。市が入所判定をし、必要に応じて措置しています。今後も現状と同程度の措置者を見込んでいます。

【実績】

2017（平成 29）年 9 月現在

施設名	所在地	本市からの措置者数
江南荘	松山市恵原町	12 人
和楽園	松前町大溝	20 人
合計		32 人

②高齢者福祉増進施設（ふれあいプラザ）

介護予防拠点施設として、高齢者が要介護状態にならないよう各種相談に応じ、また、健康増進や教養の向上、レクリエーションの提供をすることで健康で明るい社会生活を送っていただくための施設です。

現在は、伊予市社会福祉協議会と中山梅寿会がそれぞれ指定管理者として管理運営しています。

【実績】

2016（平成 28）年度

	開館日数	利用者数			1 日当たり 平均利用者数
		男	女	計	
唐川ふれあいプラザ	246 日	1,207 人	2,068 人	3,275 人	13.3 人
佐礼谷ふれあいプラザ	365 日	668 人	4,415 人	5,083 人	13.9 人

③老人デイサービスセンター

在宅で家族の支援により生活している高齢者に対して、生活の助長や社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、また、支援している家族の負担を軽減することを目的とした施設です。

現在は、えひめ中央農業協同組合と伊予市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営しています。

【実績】

2016（平成28）年度

	開館日数	利用者数			1日当たり 平均利用者数
		男	女	計	
もものさと	310日	1,346人	3,355人	4,701人	15.2人
じゅらく	256日	221人	2,791人	3,012人	11.8人

④老人憩の家

高齢者の健康増進と教養向上を図るための施設です。

現在は、伊予市社会福祉協議会、中山梅寿会、双海夕なぎ会がそれぞれ指定管理者として管理運営しています。

【実績】

2016（平成28）年度

	開館日数	利用者数			1日当たり 平均利用者数
		男	女	計	
中山老人憩の家	250日	-	-	2,848人	11.4人
上灘老人憩の家	272日	1,380人	4,673人	6,053人	22.3人
下灘老人憩の家	308日	524人	3,765人	4,289人	13.9人

⑤介護予防三世代交流拠点施設（ふれあい館）

高齢者の健康増進や介護予防へつなげるため、青少年、壮年と三世代にわたる交流により地域コミュニティの進展を図ることを目的とした施設です。

現在は、施設を運営するための地元運営協議会がそれぞれ指定管理者として管理運営しています。

【実績】

2016（平成28）年度

	開館日数	利用者数			1日当たり 平均利用者数
		男	女	計	
上吾川ふれあい館	365日	2,676人	3,651人	6,327人	17.3人
永木ふれあい館	245日	551人	644人	1,195人	4.9人
みたにふれあい館	278日	1,367人	4,364人	5,731人	20.6人
ぐんちゅうふれあい館	265日	2,477人	17,854人	20,331人	76.7人

⑥高齢者共同住居

おおむね 60 歳以上の高齢者の心身機能の低下を補うため、共同生活により生活の質を高め生活していただくための居住施設です。

現在は、社会福祉法人中山梅寿会が指定管理者として管理運営しています。

【実績】

2016（平成 28）年度

	部屋数	入居世帯数	空部屋数
高齢者共同住居	8	6	2

3 介護保険サービスの基盤整備

(1) 介護保険サービス事業量の見込み

①在宅サービス

ア) 訪問介護

訪問介護は、介護福祉士、ホームヘルパーなどが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
訪問介護	延べ回数 (回)	75,097	76,030	77,039	81,314
	延べ人数 (人)	3,504	3,540	3,588	3,756

イ) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
訪問入浴介護	延べ回数 (回)	664	664	664	745
	延べ人数 (人)	108	108	108	120
介護予防 訪問入浴介護	延べ回数 (回)	0	0	0	0
	延べ人数 (人)	0	0	0	0

ウ) 訪問看護／介護予防訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
訪問看護	延べ回数 (回)	24,865	25,007	25,273	26,940
	延べ人数 (人)	2,124	2,136	2,160	2,304
介護予防訪問看護	延べ回数 (回)	4,934	4,934	4,934	5,184
	延べ人数 (人)	480	480	480	504

エ) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
訪問 リハビリテーション	延べ回数 (回)	853	853	853	955
	延べ人数 (人)	96	96	96	108
介護予防訪問 リハビリテーション	延べ回数 (回)	82	82	82	82
	延べ人数 (人)	12	12	12	12

オ) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度	2025 (平成 37)年度
居宅療養管理指導	延べ人数 (人)	2,628	2,676	2,700	2,880
介護予防 居宅療養管理指導	延べ人数 (人)	252	252	252	264

カ) 通所介護

デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、食事の提供など日常生活での支援や機能訓練を行います。

		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度	2025 (平成 37)年度
通所介護	延べ回数 (回)	58,411	58,932	59,449	62,189
	延べ人数 (人)	5,340	5,388	5,436	5,688

キ) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度	2025 (平成 37)年度
通所 リハビリテーション	延べ回数 (回)	18,187	18,311	18,589	19,345
	延べ人数 (人)	1,728	1,740	1,764	1,836
介護予防通所 リハビリテーション	延べ人数 (人)	840	840	840	864

ク) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護など日常生活での支援や機能訓練を行います。

		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度	2025 (平成 37)年度
短期入所生活介護	延べ日数 (日)	28,872	29,222	29,759	31,655
	延べ人数 (人)	2,148	2,172	2,208	2,340
介護予防 短期入所生活介護	延べ日数 (日)	497	497	497	553
	延べ人数 (人)	72	72	72	84

ケ) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2025 (平成37)年度
短期入所療養介護	延べ日数(日)	1,084	1,084	1,084	1,163
	延べ人数(人)	108	108	108	120
介護予防 短期入所療養介護	延べ日数(日)	0	0	0	0
	延べ人数(人)	0	0	0	0

コ) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2025 (平成37)年度
特定施設 入居者生活介護	延べ人数(人)	984	996	1,008	1,032
介護予防特定施設 入居者生活介護	延べ人数(人)	168	168	168	168

サ) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを貸与します。

		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2025 (平成37)年度
福祉用具貸与	延べ人数(人)	6,552	6,636	6,732	7,104
介護予防福祉用具貸与	延べ人数(人)	2,064	2,064	2,064	2,112

シ) 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

福祉用具のうち、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給します。

		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2025 (平成37)年度
特定福祉用具販売	延べ人数(人)	120	120	120	120
特定介護予防 福祉用具販売	延べ人数(人)	60	60	60	60

ス) 住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給します。

		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度	2025 (平成 37)年度
住宅改修	延べ人数 (人)	132	132	132	144
介護予防住宅改修	延べ人数 (人)	96	96	96	96

セ) 居宅介護支援／介護予防支援

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン（介護予防ケアプラン）を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整などを行います。

		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度	2025 (平成 37)年度
居宅介護支援	延べ人数 (人)	11, 196	11, 304	11, 448	12, 024
介護予防支援	延べ人数 (人)	3, 708	3, 720	3, 720	3, 816

②施設サービス

ア) 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排せつなど日常生活介護や療養上の支援が受けられます。本計画期間における施設整備計画はありません。

		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度	2025 (平成 37)年度
介護老人福祉施設	延べ人数 (人)	2, 376	2, 376	2, 376	2, 376

イ) 介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援が受けられます。本計画期間における施設整備計画はありません。

		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度	2025 (平成 37)年度
介護老人保健施設	延べ人数 (人)	2, 016	2, 016	2, 016	2, 016

ウ) 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリなどが受けられます。2023(平成 35)年度末までに廃止されることとなっています。

		2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度	2025 (平成 37)年度
介護療養型医療施設	延べ人数 (人)	252	252	252	

エ) 介護医療院

介護療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。医療療養病床からの転換と介護療養型医療施設からの転換を見込んでいます。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
介護医療院	延べ人数 (人)	24	36	48	360

③地域密着型サービス

ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

居宅要介護者に定期的な巡回により、又は随時通報を受け、居宅において介護・看護を行うサービスです。本計画における実施予定はありませんが、今後、必要な利用者の動きと本市の実情に応じて検討していきます。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	延べ人数 (人)	36	36	36	36

イ) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、緊急時に通報により、訪問介護が受けられるサービスで、主に中重度の要介護者が対象となります。居宅の要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その方の居宅において、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活での支援を行います。本計画期間における実施予定はありません。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
夜間対応型訪問介護	延べ人数 (人)	0	0	0	0

ウ) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者の通所介護で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
認知症対応型 通所介護	延べ回数 (回)	3,304	3,304	3,304	3,481
	延べ人数 (人)	252	252	252	264
介護予防認知症 対応型通所介護	延べ回数 (回)	400	400	400	400
	延べ人数 (人)	36	36	36	36

エ) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」（デイサービス）を基本に、必要に応じて随時、「訪問」（ホームヘルプサービス）や「泊まり」（ショートステイ）を組み合わせ、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。今後、必要な利用者の動きと本市の実情に応じて検討していきます。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
小規模 多機能型居宅介護	延べ人数 (人)	540	552	564	564
介護予防小規模 多機能型居宅介護	延べ人数 (人)	84	84	84	84

オ) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。本計画期間における新たな施設整備計画はありません。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
認知症対応型 共同生活介護	延べ人数 (人)	1,728	1,776	1,824	1,848
介護予防認知症 対応型共同生活介護	延べ人数 (人)	72	84	96	96

カ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設に入所している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。本計画期間における施設整備計画はありません。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
地域密着型特定施設 入居者生活介護	延べ人数 (人)	0	0	0	0

キ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。本計画期間における施設整備計画はありません。

		2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	2025 (平成 37) 年度
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	延べ人数 (人)	0	0	0	0

ク) 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせ等により、1事業所で複数サービスの提供を行うサービスです。本計画期間における実施予定はありません。

		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2025 (平成37)年度
看護小規模多機能型 居宅介護	延べ人数(人)	0	0	0	0

ケ) 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性の確保が必要であるため、市が指定・監督する地域密着型サービスとして提供されています。

		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2025 (平成37)年度
地域密着型	延べ回数(回)	16,870	16,882	17,284	17,586
通所介護(新規)	延べ人数(人)	1,476	1,476	1,512	1,536

④給付費の見込み

本計画期間における、介護報酬改定（0.54％）を反映した、サービス種類ごとの給付費の見込みは、次のとおりです。

（単位：千円）

	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度
居宅サービス	1,604,146	1,622,237	1,642,253
ア) 訪問介護	215,008	217,718	220,571
イ) 訪問入浴介護	7,754	7,758	7,758
ウ) 訪問看護	87,996	88,575	89,574
エ) 訪問リハビリテーション	2,370	2,371	2,371
オ) 居宅療養管理指導	20,326	20,703	20,884
カ) 通所介護	442,246	447,141	451,015
キ) 通所リハビリテーション	153,336	154,756	157,127
ク) 短期入所生活介護	226,856	229,641	234,007
ケ) 短期入所療養介護	10,475	10,479	10,479
コ) 特定施設入居者生活介護	180,812	182,946	184,999
サ) 福祉用具貸与	85,488	86,924	88,163
シ) 特定福祉用具販売	2,945	2,945	2,945
ス) 住宅改修	10,871	10,871	10,871
セ) 居宅介護支援	157,663	159,409	161,489

（単位：千円）

	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度
介護予防サービス	90,395	90,479	90,479
ア) 介護予防訪問介護			
イ) 介護予防訪問入浴介護	0	0	0
ウ) 介護予防訪問看護	14,986	14,992	14,992
エ) 介護予防訪問リハビリテーション	223	223	223
オ) 介護予防居宅療養管理指導	1,803	1,803	1,803
カ) 介護予防通所介護			
キ) 介護予防通所リハビリテーション	23,433	23,444	23,444
ク) 介護予防短期入所生活介護	2,762	2,763	2,763
ケ) 介護予防短期入所療養介護	0	0	0
コ) 介護予防特定施設入居者生活介護	12,145	12,150	12,150
サ) 介護予防福祉用具貸与	9,460	9,460	9,460
シ) 介護予防特定福祉用具販売	1,615	1,615	1,615
ス) 介護予防住宅改修	7,343	7,343	7,343
セ) 介護予防支援	16,625	16,686	16,686

(単位：千円)

	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度
施設サービス	1,232,770	1,238,567	1,244,820
ア) 介護老人福祉施設	579,425	581,483	584,621
イ) 介護老人保健施設	579,914	580,173	580,173
ウ) 介護療養型医療施設	66,865	66,895	66,895
エ) 介護医療院	6,566	10,016	13,131

(単位：千円)

	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度
地域密着型サービス	712,734	727,367	745,546
ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,066	6,069	6,069
イ) 夜間対応型訪問介護	0	0	0
ウ) 認知症対応型通所介護	32,297	32,311	32,311
エ) 小規模多機能型居宅介護	104,961	107,074	109,964
オ) 認知症対応型共同生活介護	437,499	449,566	461,436
カ) 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
キ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
ク) 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
ケ) 地域密着型通所介護	131,911	132,347	135,766

(単位：千円)

	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度
地域密着型介護予防サービス	23,844	26,597	29,340
ア) 介護予防認知症対応型通所介護	2,543	2,544	2,544
イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護	4,849	4,851	4,851
ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護	16,452	19,202	21,945

⑤介護保険料の設定

ア) 介護給付費の見込み

第7期計画期間中の介護保険給付費の見込みは以下の表の通り、増加する傾向となっています。

(単位：千円)

	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	合計
介護給付費計	3,549,650	3,588,171	3,632,619	10,770,440

【参考】

	2025 (平成37)年度
介護給付費計	3,744,061

イ) 介護予防給付費の見込み

第7期計画期間中の介護予防給付費の見込みは以下の表の通りです。

(単位：千円)

	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	合計
介護予防給付費計	114,239	117,076	119,819	351,134

【参考】

	2025 (平成37)年度
介護予防給付費計	122,696

ウ) 総給付費

第7期計画期間中の総給付費の見込みは以下の表の通り、年々増加する傾向となっています。また、一定以上所得者の利用者負担の見直し（3割負担）に伴う影響額、消費税引き上げに伴う介護報酬改定に係る財政影響額、処遇改善に伴う介護報酬改定に係る財政影響額を考慮した総給付費は、以下の表の下段の通りです。

(単位：千円)

	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	合計
総給付費	3,663,889	3,705,247	3,752,438	11,121,574
総給付費（調整後）	3,662,582	3,747,701	3,840,437	11,250,720

【参考】

	2025 (平成37)年度
総給付費	3,866,757
総給付費（調整後）	3,957,447

エ) 標準給付費と地域支援事業費

計画期間の標準給付費と地域支援事業費の合計は、12,908,324千円となっています。

(単位：千円)

	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	合計
総給付費	3,662,582	3,747,701	3,840,437	11,250,720
特定入所者介護 サービス費等給付額	142,000	142,000	142,000	426,000
高額介護サービス費等給付額	80,000	80,000	80,000	240,000
高額医療合算介護 サービス費等給付額	14,000	14,000	14,000	42,000
算定対象審査支払手数料	4,484	4,560	4,560	13,604
標準給付費見込額	3,903,066	3,988,261	4,080,997	11,972,324

地域支援事業費	310,000	312,000	314,000	936,000
介護予防・日常生活支援 総合事業費	280,000	282,000	284,000	846,000
包括的支援事業・任意事業費	30,000	30,000	30,000	90,000

【参考】

	2025 (平成37)年度
総給付費	3,957,447
特定入所者介護 サービス費等給付額	150,492
高額介護サービス費等給付額	85,106
高額医療合算介護 サービス費等給付額	14,902
算定対象審査支払手数料	4,781
標準給付費見込額	4,212,728

地域支援事業費	326,517
介護予防・日常生活支援 総合事業費	295,000
包括的支援事業・任意事業費	31,518

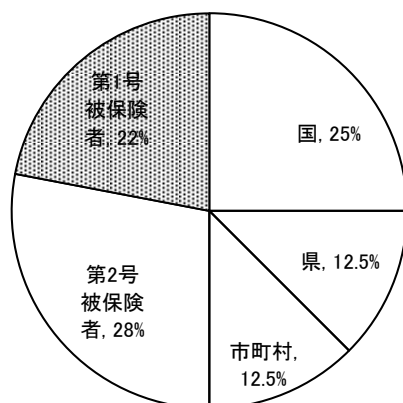
※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

⑥第1号被保険者における保険料

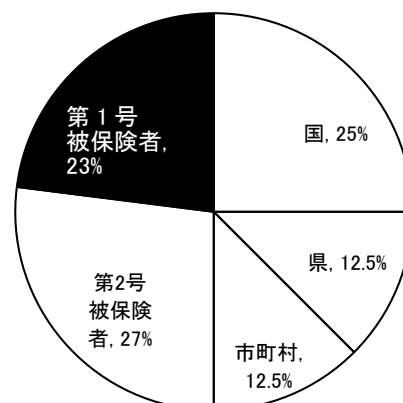
ア) 制度の改正と負担軽減に向けた方策

介護保険の財源は、公費と保険料により賄われています。総給付費に対する第1号・第2号被保険者の保険料割合は50%と定められており、その内訳は第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合に基づいて設定されることになっています。総給付費に対する第1号被保険者の負担率は、第7期では23%（第6期は22%）に改正される予定です。

図表 第6期における介護保険の財源



第7期における介護保険の財源



(単位：千円)

	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	合計
第1号被保険者 負担分相当額	969,005	989,060	1,010,849	2,968,915

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

調整交付金相当額{(標準給付費見込額+介護予防・日常生活支援総合事業費)×5%}と調整交付金見込額{(標準給付費見込額+介護予防・日常生活支援総合事業費)×6.62%}を算出しました。

※調整交付金は、65 歳以上の人口割合や所得分布による市町村間の不均衡を是正する交付金であり、全国平均では 5%ですが、本市では 2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの 3 年間の平均交付割合は 6.62%と見込んでいます。

(単位：千円)

	2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 (平成 32) 年度	合計
調整交付金相当額	209, 153	213, 513	218, 250	640, 916
調整交付金見込交付割合	6. 77%	6. 68%	6. 41%	
調整交付金見込額	283, 194	285, 253	279, 796	848, 243

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

2017（平成 29）年度末見込みでの準備基金の残高が 174, 804 千円あります。2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度の 3 年間で 80, 000 千円の取り崩しを予定しています。

保険料収納必要額（2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度）

第 1 号被保険者
負担分相当額 + 調整交付金
相当額 - 調整交付金
見込額 - 準備基金
取崩額 - 財政安定化
基金交付金

2, 681, 588 千円

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

<<所得段階に応じた保険料負担>>

第7期計画の所得段階は、国の標準9段階に設定します。

イ) 所得段階別人数の推計

2017（平成29）年10月1日現在の所得段階別人数（9段階）をもとに、2018（平成30）年度～2020（平成32）年度までの所得段階別人数を推計しました。

	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
第1段階	2,276 人	2,266 人	2,274 人
第2段階	1,327 人	1,321 人	1,326 人
第3段階	996 人	992 人	995 人
第4段階	1,650 人	1,642 人	1,648 人
第5段階	1,775 人	1,767 人	1,772 人
第6段階	1,872 人	1,864 人	1,870 人
第7段階	1,256 人	1,250 人	1,254 人
第8段階	552 人	550 人	551 人
第9段階	476 人	473 人	475 人
合計	12,180 人	12,125 人	12,165 人
所得段階別加入者割合 補正後被保険者数(※)	11,657 人	11,603 人	11,641 人
合計：34,901 人			

※所得段階別加入者割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入人数を、各所得段階別の保険料率で補正したものです。

保険料収納必要額を保険料収納率（98.50％）で補正し、第7期の第1号被保険者の介護保険料の基準額（年額・百円単位）を算定しました。

第7期における第1号被保険者の介護保険料の基準額（年額）

＝保険料収納必要額÷収納率（98.50％）÷補正後被保険者数（34,901人）

78,000 円（月額 6,500 円）

ウ) 第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別保険料年額

第7期計画期間の所得段階別にみた第1号被保険者の介護保険料は以下のとおりとなっています。

7期 所得段階	対象となる人	保険料の 調整率	保険料 (年額)
第1段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または生活保護の受給者 ●本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額-年金収入に係る所得が80万円以下の者	×0.5 (0.45)	39,000円 (35,100円)
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額-年金収入に係る所得が80万円超120万円以下の者	×0.75	58,500円
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額-年金収入に係る所得が120万円超の者	×0.75	58,500円
第4段階	●本人が市民税非課税の者のうち課税年金収入額+合計所得金額-年金収入に係る所得が80万円以下で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	×0.9	70,200円
第5段階	●本人が市民税非課税の者のうち課税年金収入額+合計所得金額-年金収入に係る所得が80万円超で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	基準額	78,000円
第6段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	×1.2	93,600円
第7段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	×1.3	101,400円
第8段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	×1.5	117,000円
第9段階	●本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上の者	×1.7	132,600円

※第1段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」による軽減が継続されることから、実質の負担割合は基準額の0.45となります。

※前年中に譲渡所得があり、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額を合計所得金額とします。

（２）介護保険事業の適正・円滑な運営

①適切な要介護（要支援）認定の実施

要介護（要支援）認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により介護保険係による第１次判定を行い、介護認定審査会で審査・第２次判定を行っています。

認定調査は一律の基準に基づいて適正に実施される必要があり、認定調査員に対して十分な研修・指導を行うなど、正確・公平な認定調査と審査会運営に努めます。

②サービスの質の確保・向上

ア）サービス提供事業者の情報開示の促進

住民に対して、サービス事業者の提供するサービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられています。

都道府県は、事業者からのサービス情報を年１回程度インターネット等で公表します。また、サービス情報のうち確認が必要なものは、都道府県が調査を行い、報告内容を確認したうえで公表することになります。

主体である県、その他関係機関との連携強化を図り、国の介護サービス情報公表システムを活用してサービス提供事業者の情報開示を促進します。

イ）サービス事業者の質的向上の促進

サービス事業所の従事者は、介護技術の向上や、そのために必要な新しい知識の習得に常に努める必要があります。施設職員やケアマネジャーの「更新時研修」を始めとする従事者研修への参加などにより、質的向上の促進を図ります。

ウ）情報提供・相談・苦情処理体制の強化

住民の介護保険制度への周知を図るため、広報紙やリーフレットなどの作成、説明会の開催などに努めます。

また、住民がより円滑に、よりよいサービスを利用することができるよう、介護保険に関する全般の相談窓口の充実と苦情処理体制強化について、地域包括支援センターを中心として各種関係機関と連携を図りつつ実施します。

③給付の適正化

高齢化に伴い、認定者数やサービス利用者が増加傾向にある実情をうけ、介護サービス給付費も年々増加が見込まれています。このため、安定した介護保険サービスを市として継続的に提供していくためには、サービス利用対象者一人一人に、その人に合ったサービス内容を、適切な量で提供していくことが必要です。

本市では、国保連合会の介護給付費適正化支援システムを活用しながら、必要に応じてケアプランについてサービス提供事業所やケアマネジャーに確認を行う等の取り組みを行っており、今後も引き続き適正化に努めていきます。本計画期間に、ケアプラン点検を１,０００件程度実施することを目標にします。

※このページは空白です。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習など多岐にわたる施策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となって取り組みを進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関連団体、事業者等との連携

地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、民生委員、老人クラブなど保健・医療・福祉・介護等にかかわる各種団体等との連携を一層強化するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体の育成に努め、地域に密着したきめ細やかな質の高い活動ができる環境づくりに取り組みます。

また、介護サービスや市が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握、苦情対応、情報提供等について、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

2 計画の進行管理と評価

「伊予市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定審議会」において、年度ごとに計画の進行管理・進捗状況の点検および評価を行います。

※このページは空白です。

第6章 参考資料

第6章 参考資料

1 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会条例

平成23年3月23日条例第5号

伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会条例

(設置)

第1条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関する調査及び審議並びにその円滑な実施等を図り、もって本市の高齢者福祉の向上に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく高齢者保健福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。
- (4) その他高齢者の保健及び福祉に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健に携わる者
- (2) 医療に携わる者
- (3) 福祉に携わる者
- (4) 公募による市民
- (5) 行政に携わる者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

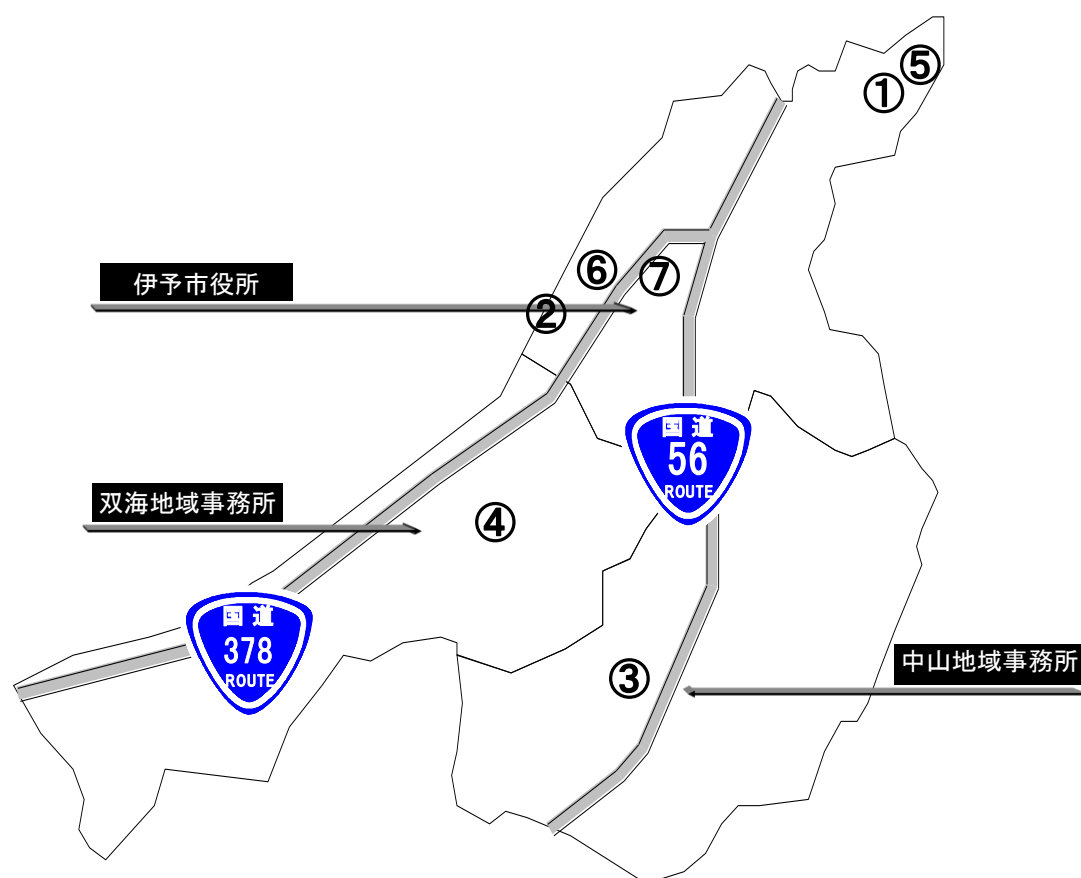
2 伊予市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定審議会委員名簿

区 分	機関又は団体名等	役 職 名	氏 名
保健・医療 関 係	伊予医師会伊予市支部	理 事	稲 田 貫
	伊予歯科医師会	顧 問	佐々木 典 彦
	老人保健施設 伊予ヶ丘	事務長	徳 永 眞太郎
福祉関係	老人福祉施設 伊予あいじゅ	施設長	池 田 育 生
	老人福祉施設 森の園	施設長	柳 澤 勘一郎
	老人福祉施設 なかやま幸梅園	施設長	窪 田 里 美
	老人福祉施設 双海夕なぎ荘	事務長	西 本 直 樹
	伊予市社会福祉協議会	会 長	上 本 昌 幸
市民代表	伊予市民生児童委員協議会	会 長	西 田 孝 博
	伊予市民生児童委員協議会	理 事	亀 岡 徳 江
	伊予市民生児童委員協議会	理 事	井 窪 京 子
	伊予市広報区長協議会	会 長	重 松 安 晴
	伊予市老人クラブ連合会	副会長	岡 本 正 満
	公募委員	第2号被保険者	高 岡 智 子
行政	伊予市	副市長	山 先 森 繁
	伊予市市民福祉部	部 長	武 智 茂 記

※このページは空白です。

3 市内施設・事業所等略図

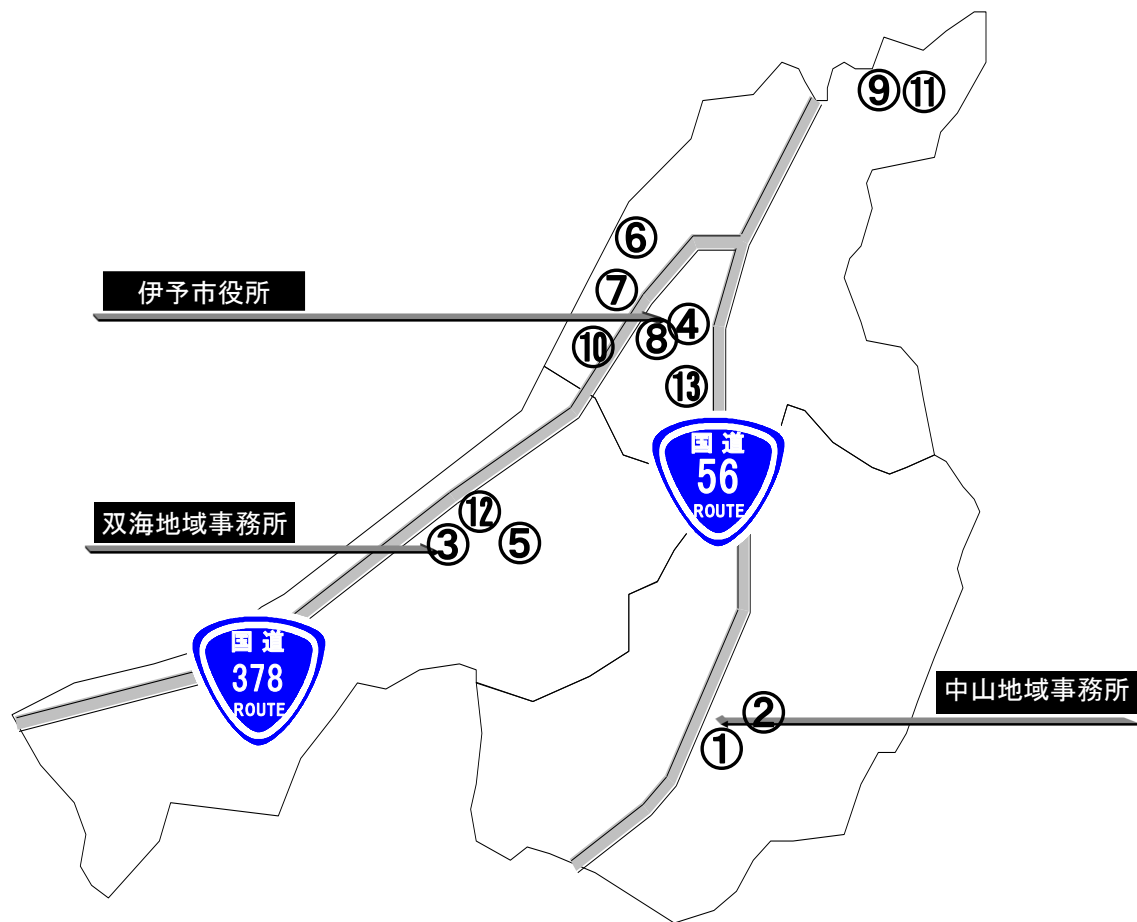
(1) 介護保険3施設



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
老人福祉施設	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	50
	②	森の園	森甲440-1	982-7474	50
	③	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	30
	④	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	50
老健	⑤	伊予ヶ丘	八倉917-1	983-2223	100
	⑥	エバーグリーン	灘町66	982-0008	44
療養	⑦	伊予診療所	米湊816-1	982-1170	16

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

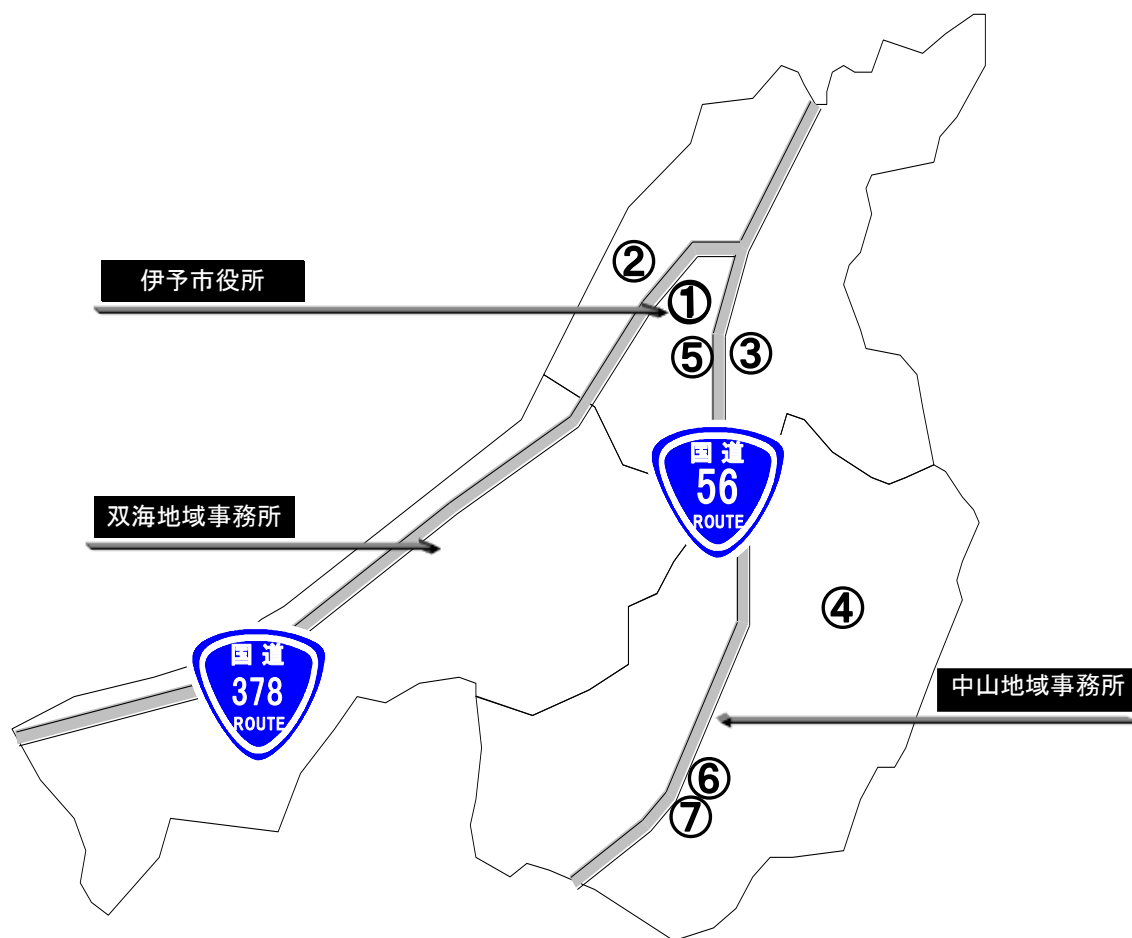
(2) (介護予防) 訪問介護



番号	施設名	住所	電話番号
①	あい愛ライフ	中山町出渚2-44-3	967-5088
②	伊予市社協(中山)	中山町出渚2-138-1	967-0100
③	伊予市社協(双海)	双海町上灘甲5821-6	986-5777
④	伊予市社協	米湊723-1	983-6224
⑤	双海タなぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055
⑥	たちばな	灘町136-2	983-0622
⑦	森の園	森甲440-1	982-7474
⑧	ごしき	米湊822-1	983-4400
⑨	和み	上三谷甲3577-1	989-4350
⑩	いよコスモス	尾崎9-6	908-8846
⑪	あいらんど	上野1267	995-8850
⑫	とにかく笑えれば	双海町上灘甲5812-2	989-4665
⑬	そえる	米湊333-3	904-6031

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

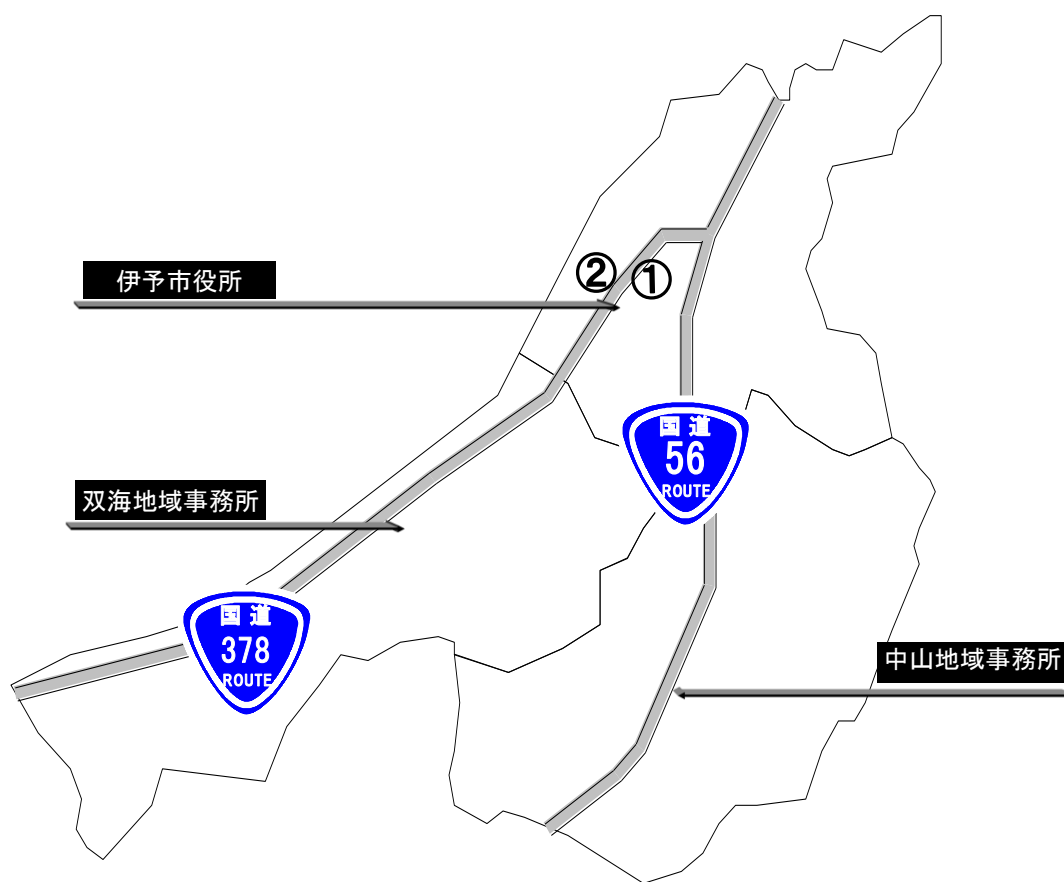
(3) (介護予防) 訪問看護



番号	施設名	住所	電話番号
①	訪問看護ステーションごしき	米湊822-1	983-4400
②	橘医院	灘町136-3	982-0023
③	訪問看護ステーションいちば	市場甲419-3	992-9909
④	佐礼谷診療所	佐礼谷甲816-1	968-0021
⑤	ぐんちゅう絆	米湊600-1	995-8918
⑥	古川医院	中山町出淵2-128	967-0043
⑦	中山クリニック	中山町出淵2-28-3	967-1182

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

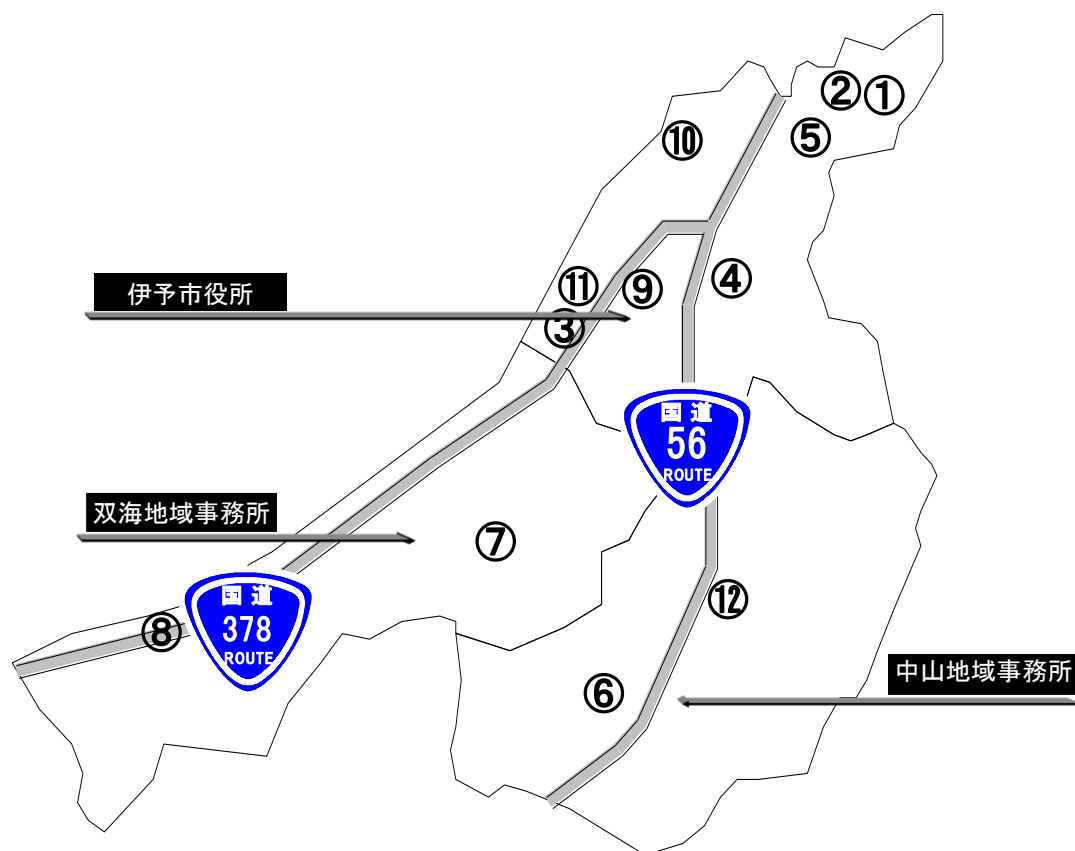
(4) (介護予防) 訪問リハビリテーション



番号	事業所名	住所	電話番号
①	伊予診療所	米湊816-1	982-1170
②	橘医院	灘町136-3	982-0023

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

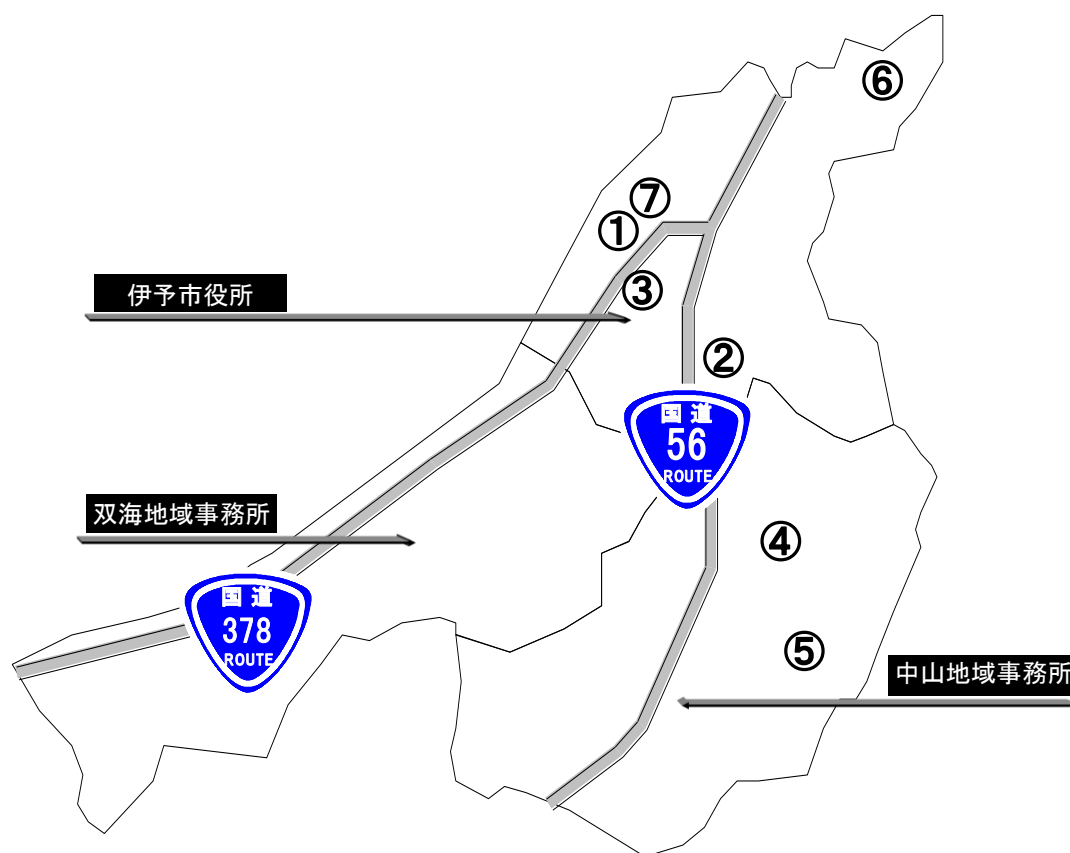
(5) (介護予防) 通所介護 (デイサービス)



番号	事業所名	住所	電話番号	定員数
①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	40
②	もものさと	上野580	983-0011	30
③	森の園	森甲440-1	982-7474	35
④	ケアフル伊予	市場甲1021-3	982-7770	30
⑤	あがわ	下吾川119-1	997-3535	40
⑥	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	30
⑦	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	30
⑧	下灘コミュニティセンター	双海町串3670-16	987-5055	20
⑨	じゅらく	下吾川1447-1	983-6511	20
⑩	あいじゅ新川	下吾川1781-1	989-6412	30
⑪	こんどうクリニック	灘町302-1	982-7259	15
⑫	がんばる会	中山町出淵2-207	967-0809	15

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

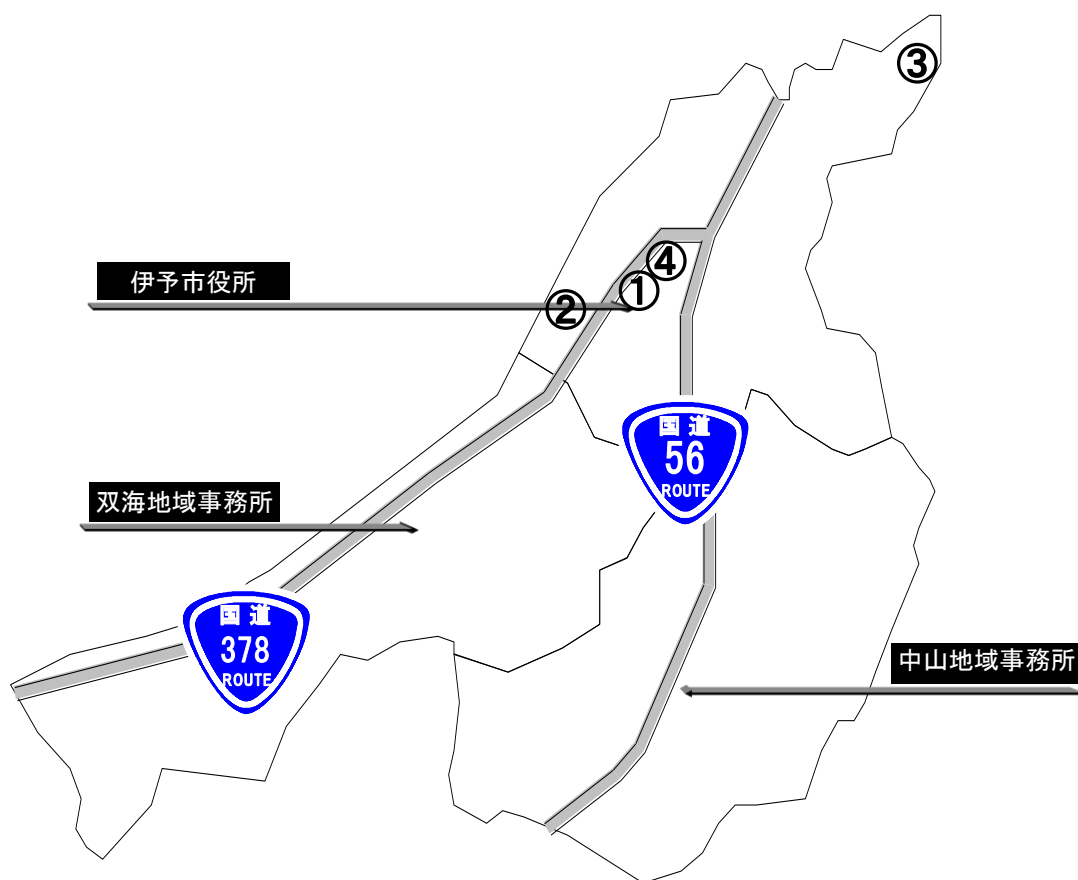
(6) (介護予防) 地域密着型通所介護 (デイサービス)



番号	事業所名	住所	電話番号	定員数
①	たちばな	灘町136-2	983-0622	18
②	ほほえみ	大平乙215-9	983-5392	10
③	ごしき	米湊736-3	984-4433	18
④	佐礼谷	中山町佐礼谷825-1	968-0500	18
⑤	野中	中山町出渕3-21	967-5610	14
⑥	あいらんど上野	上野1267	995-8850	18
⑦	陽だまりの家	下吾川1411-1	982-4475	13

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

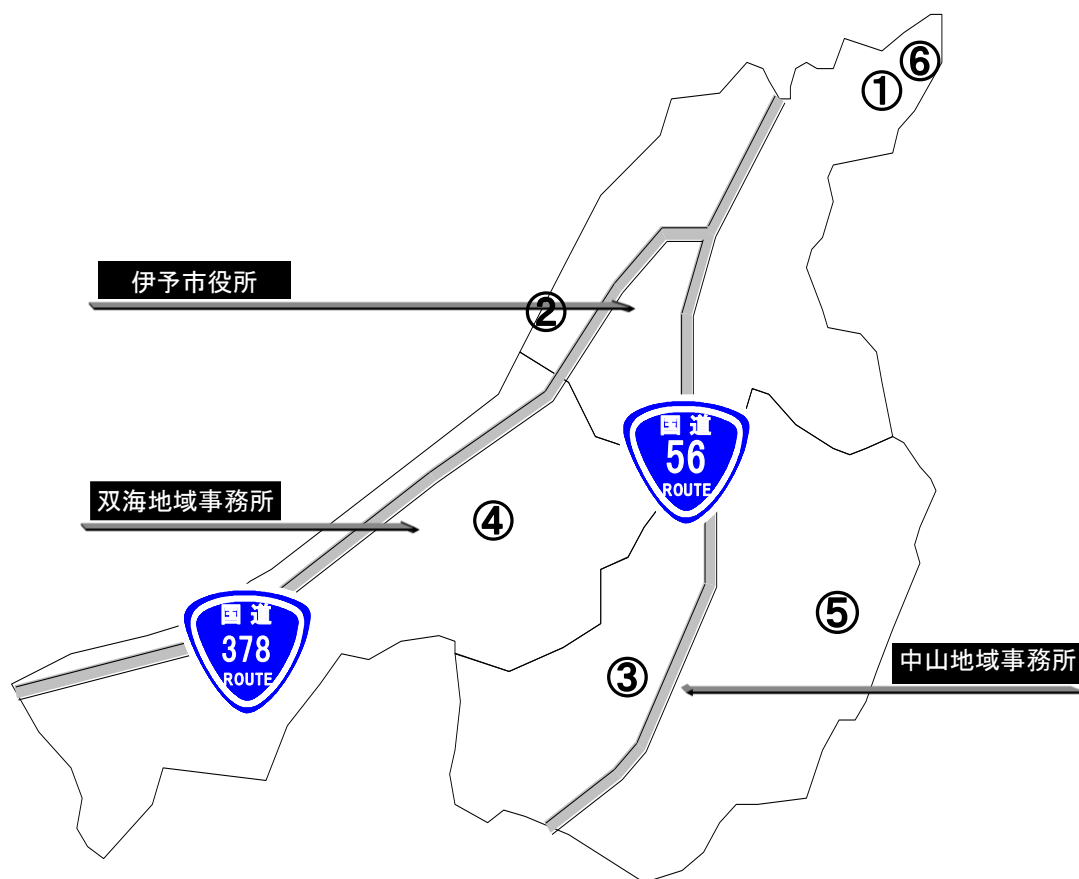
(7) (介護予防) 通所リハビリテーション



番号	事業所名	住所	電話番号
①	伊予診療所	米湊816-1	982-1170
②	こんどうクリニック	灘町302-1	982-7259
③	伊予ヶ丘	八倉917-1	983-2223
④	きはら整形外科	米湊815-1	989-7711

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

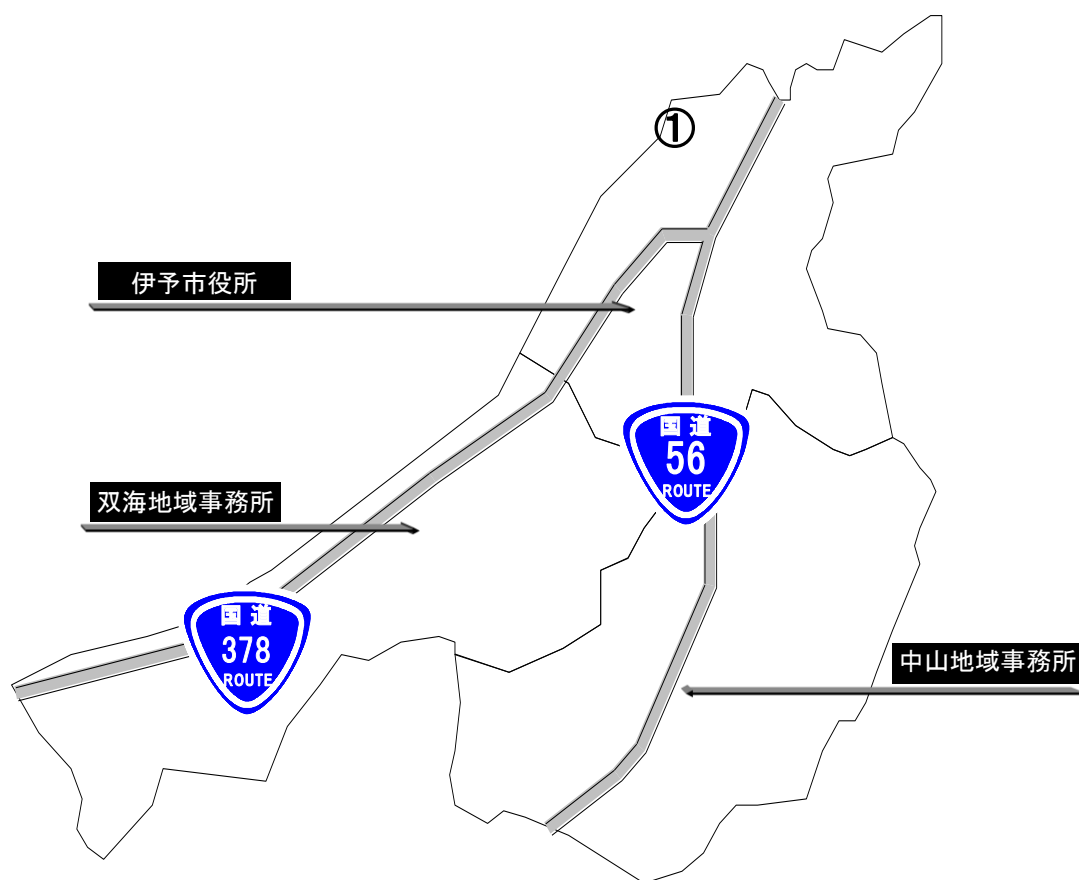
(8) (介護予防) 短期入所生活介護・(介護予防) 短期入所療養介護



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
生活介護	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	20
	②	森の園	森甲440-1	982-7474	20
	③	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	8
	④	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	10
	⑤	野中	中山町出淵3-21	967-5610	8
療養介護	⑥	伊予ヶ丘	八倉917-1	983-2223	2

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

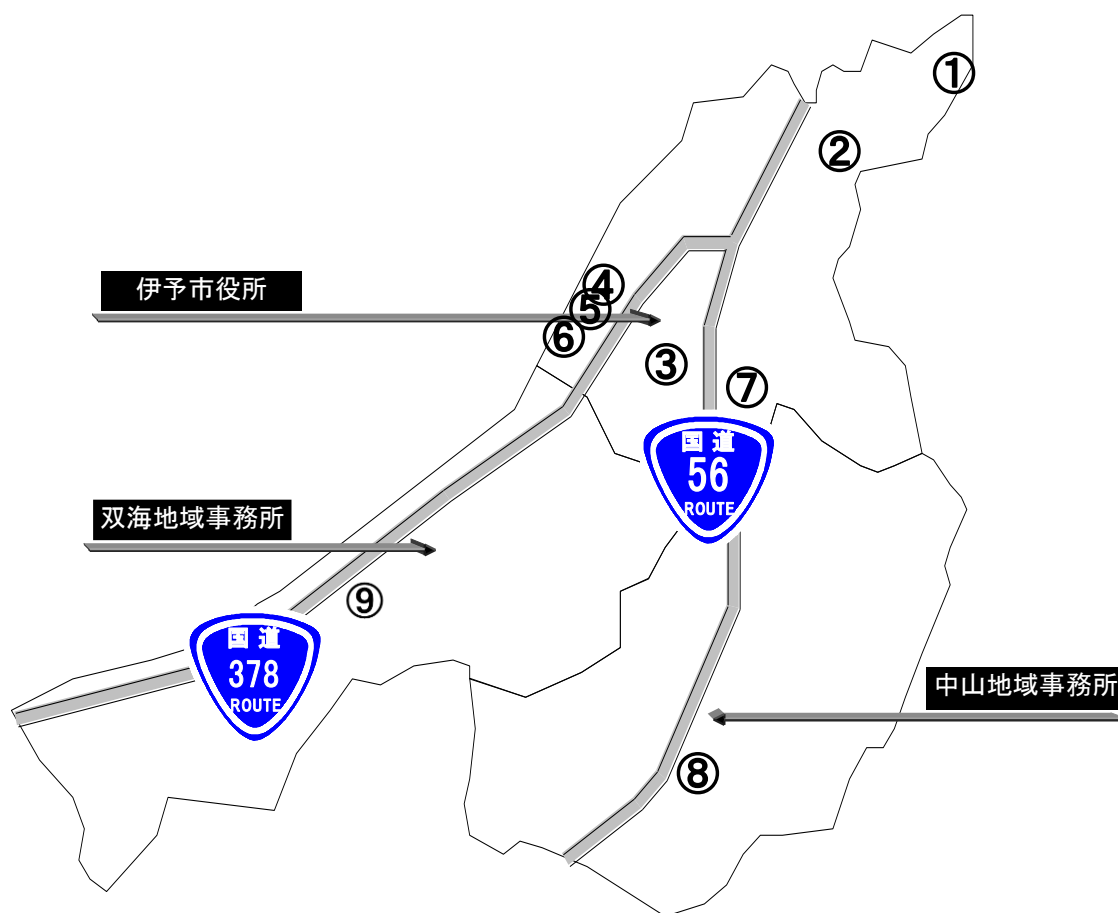
(9) 特定施設入居者生活介護



種別	番号	施設名	住所	電話番号
特定施設	①	あいじゅ新川	下吾川1781-1	989-6412

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

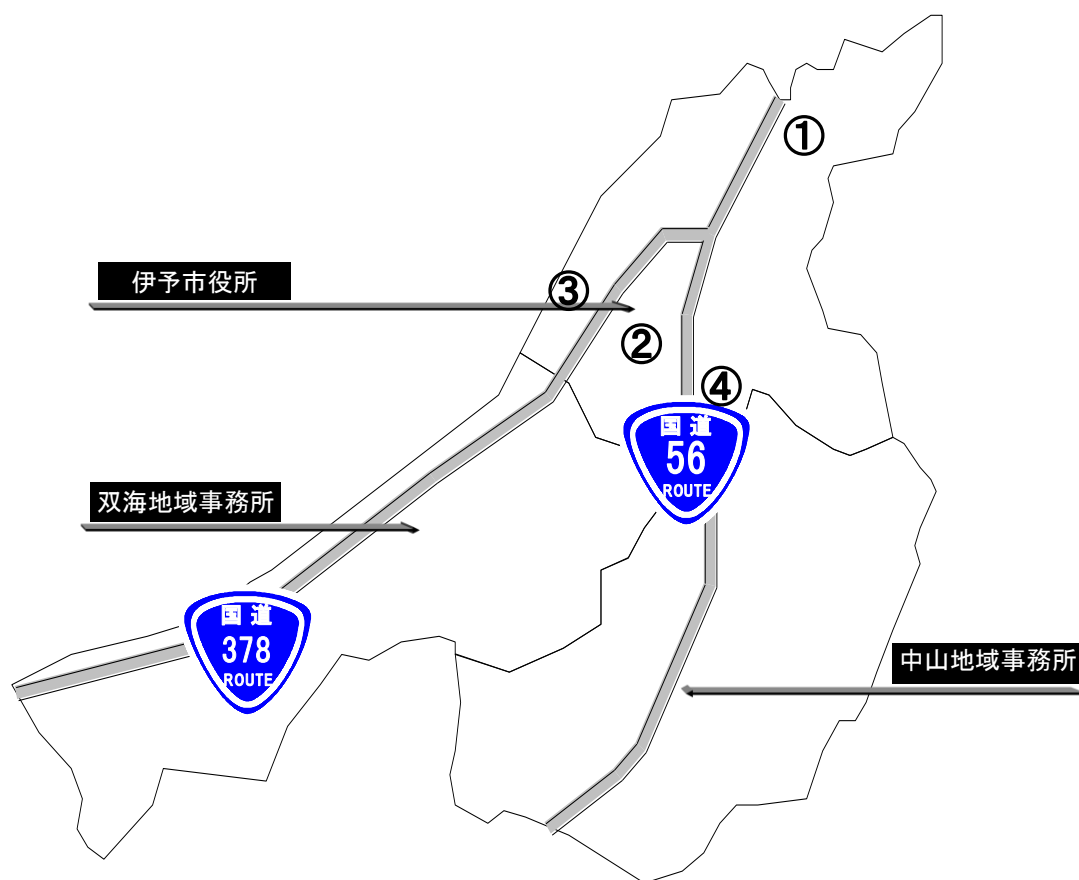
(10) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）



番号	施設名	住所	電話番号	定員数
①	伊予の郷	八倉919-5	983-2252	18
②	あいらんど	下三谷2278-1	983-3445	18
③	ユニットぐんちゅう	米湊1131-3	946-7677	18
④	たちばな	灘町136-2	983-0622	18
⑤	ユニットいよ	灘町302-1	997-3250	18
⑥	森の園	森甲440-1	982-7474	18
⑦	土香里	大平甲225-1	983-6080	18
⑧	秦皇	中山町中山丑523-1	967-1688	18
⑨	ぽかぽか	双海町大久保甲974-8	987-0566	18

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

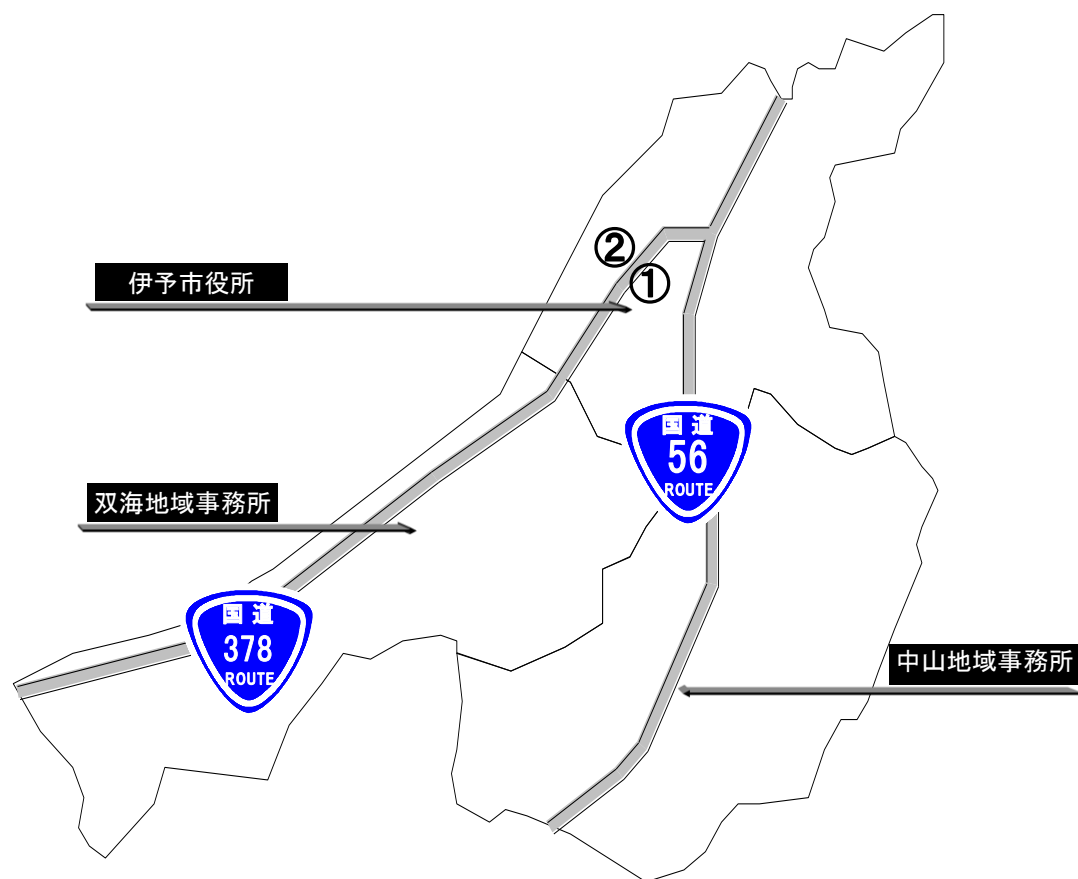
(11) (介護予防) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）



番号	施設名	住所	電話番号
①	あいらんど	下三谷2420-4	987-1511
②	ユニットぐんちゅう	米湊1131-3	946-7677
③	ユニットいよ	灘町302-1	997-3250
④	土香里	大平甲225-1	983-6080

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

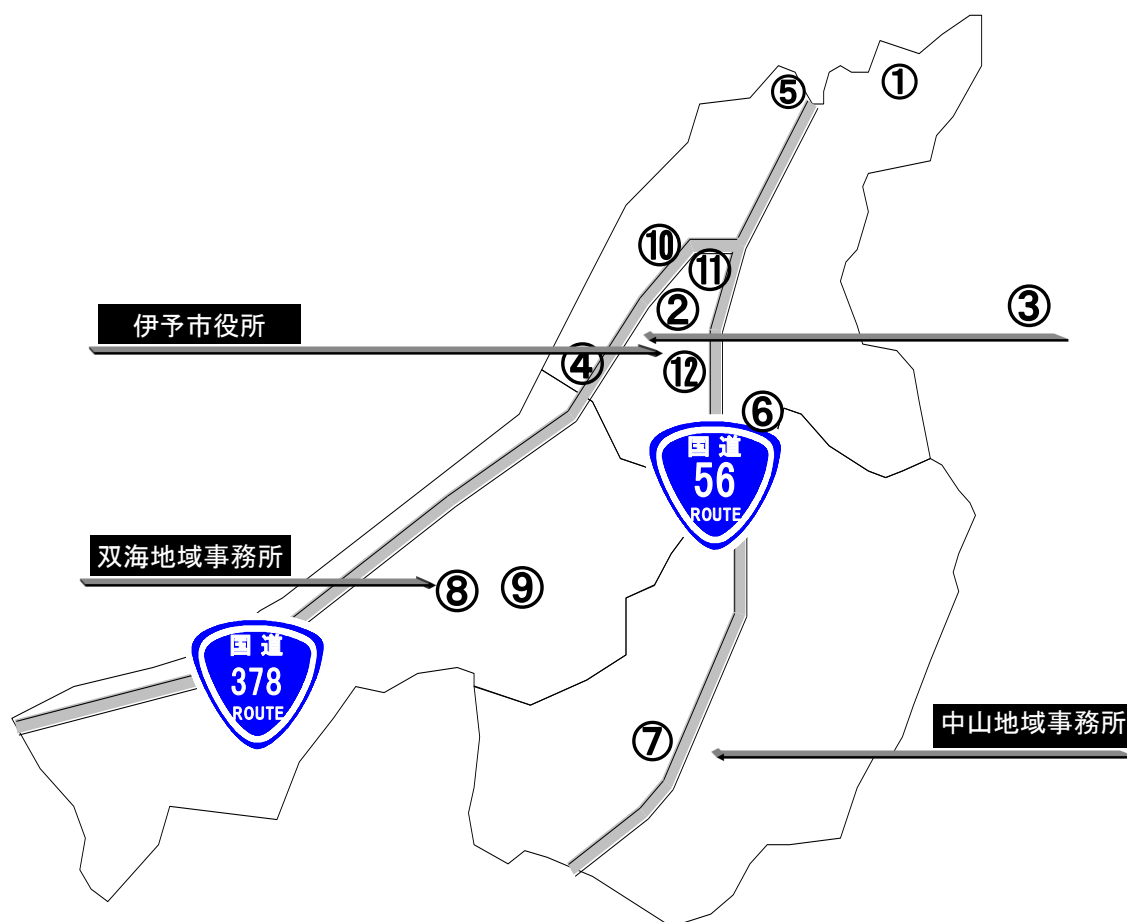
(12) 小規模多機能型居宅介護



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
小規模多機能型	①	スマイルごしき	米湊736-5	983-4466	登録29人 通18人 泊9人
	②	笑歩会伊予	湊町81-1	983-6301	登録25人 通15人 泊9人

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

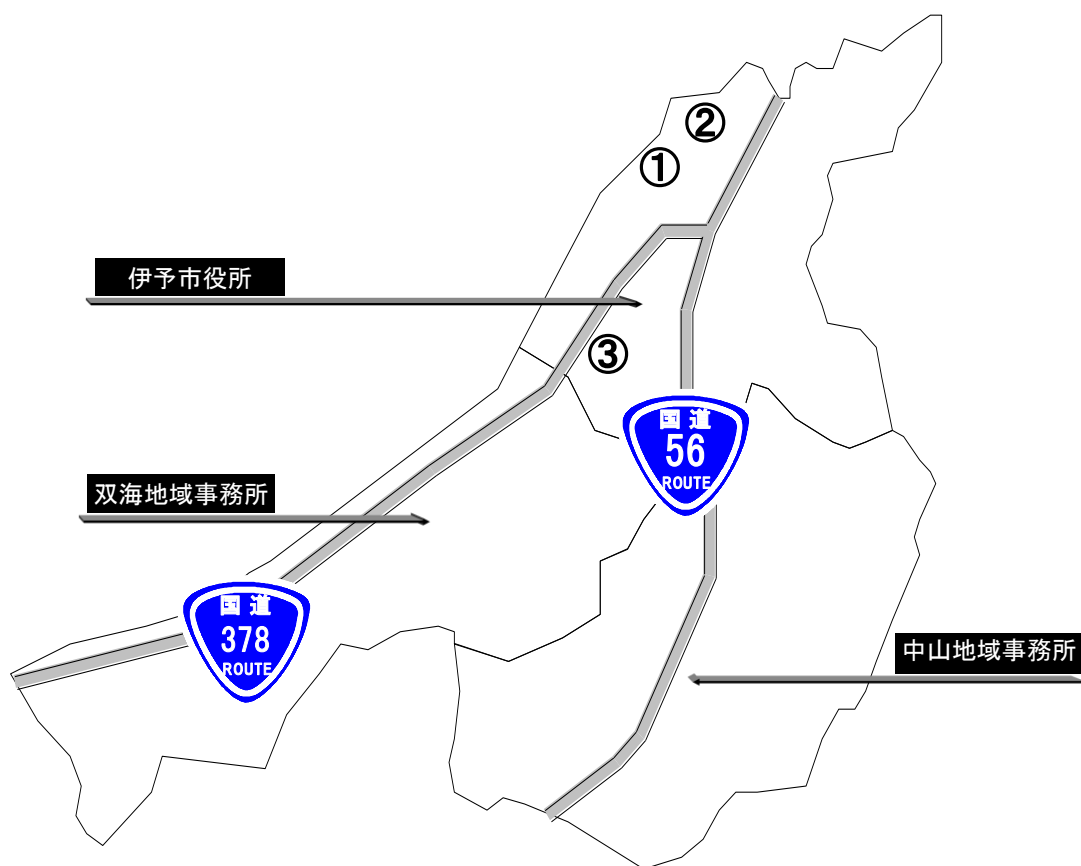
(13) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所



種別	番号	事業所名	住所	電話番号
居宅介護	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800
	②	伊予市社協	米湊723-1	983-6224
	③	伊予診療所	米湊822-1	983-4400
	④	森の園	森甲440-1	982-7474
	⑤	しんかわ	下吾川1226-5	982-0825
	⑥	ケアフル伊予	市場甲1021-3	982-7770
	⑦	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605
	⑧	伊予市社協(双海)	双海町上灘5821-6	986-5777
	⑨	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0131
	⑩	巴里居宅	湊町68-1	982-1183
	⑪	あいらんど	下吾川949-1	916-6856
	⑫	そえる	米湊333-3	904-6031
介護予防	⑬	地域包括	米湊	

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

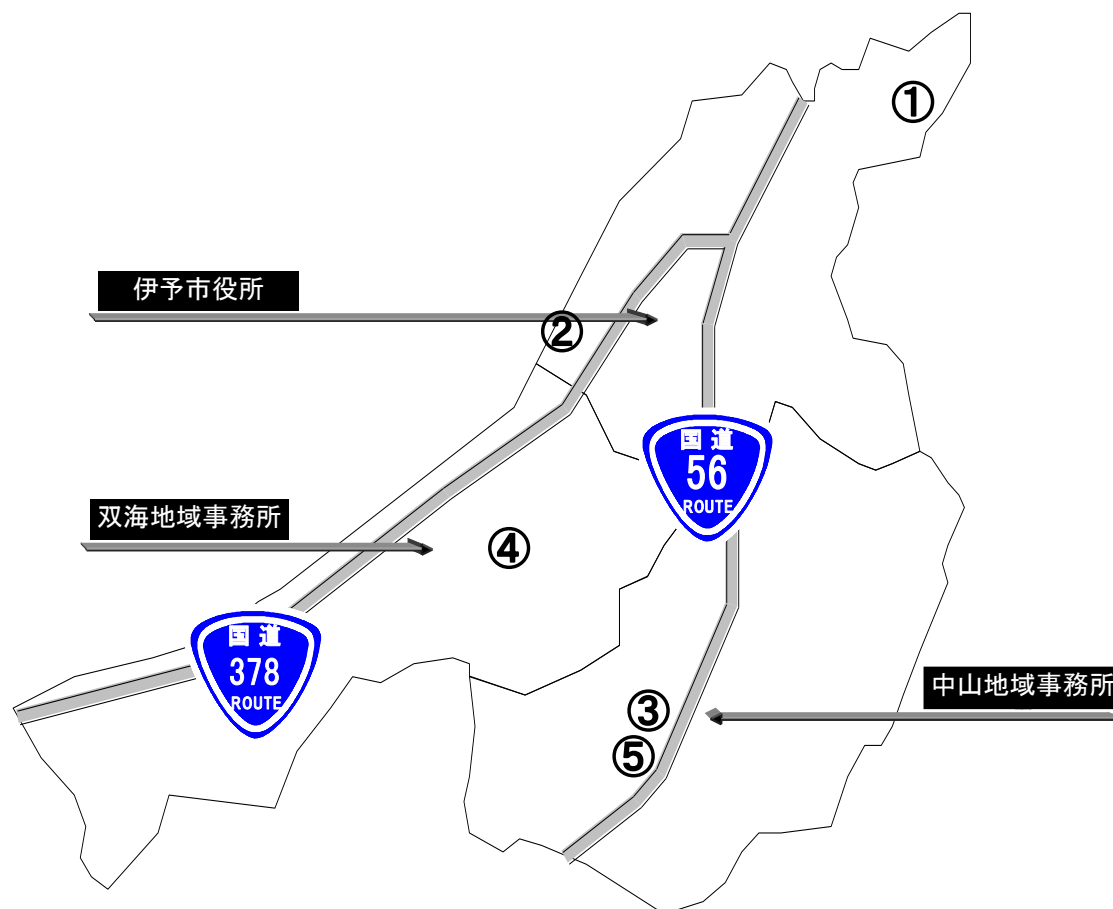
(14) 福祉用具貸与



番号	事業所名	住所	電話番号
①	アウラ	下吾川1634-3	946-7222
②	アクト・ヒューマンケア	下吾川2022-1	997-3020
③	ベストパートナー	市場甲130-1	994-8124

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

(15) 軽費老人ホーム（ケアハウス）・高齢者共同住居（グループリビング）



種別	番号	施設名	住所	電話番号	定員数
軽 老 ホ ー ム	①	伊予あいじゅ	宮下1224-1	982-6800	30
	②	森の園	森甲440-1	982-7474	20
	③	なかやま幸梅園	中山町中山寅381	967-1605	15
	④	双海夕なぎ荘	双海町上灘甲5269-1	986-0055	15
高 齢 共 同	⑤	高齢者共同住居	中山町中山丑557-1	967-0300	8

※記載している事業所名は、正式名称を簡略化して表示しています。

伊 予 市
高 齢 者 保 健 福 祉 計 画
第 7 期介護保険事業計画

平成 30 年 3 月発行

発 行 伊予市 市民福祉部 長寿介護課

〒799-3193

伊予市米湊 820 番地

TEL 089-982-1111

FAX 089-983-3681